

予算審査特別委員会記録

令和２年 第１回議会（ 定例会 ・臨時会）、（開会中・ 休会中 ・閉会中）			
会議日時	令和 ２年 ３月 ９日 午前 ９時３０分開会 令和 ２年 ３月 １１日 午前 １０時３８分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員定数 ９名中 ９名出席		
出席委員	本間 秀正	菅原 文子	内田 恵子
	佐藤 妙子	熊木 恵子	西股 裕司
	志賀浦 学	石川 康弘	川幡 宗宏
上記以外の出席者	側瀬 敏彦		
欠席委員	０名		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	令和２年度各会計予算及び関連条例の審査について		
傍聴者	９日０名 ／ １０日０名 ／ １１日１名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

予算審査特別委員長 _____

予算審査特別委員会記録

(1日目 R2.3.9 9:30～14:53)

議会事務局長 第1回定例会で付託されました、予算審査特別委員会をただいまより3日間の日程で開催してまいります。開会にあたりまして、本間委員長より御挨拶をお願いいたします。

本間委員長 おはようございます。本日から予算審査特別委員会ということで、宜しくお願いをしたいと思います。また、今朝のニュースでもありました、が北海道ではついに100人以上とコロナウイルスの関係が出ています。本日は、以前からも言っているとおりマスクの着用をお願いしたいと思います。特段何も無い方は外しても結構ですが、着用を許可いたしますのでよろしくお願いします。また、結構春めいてきた中で、もう花粉も飛んでいるということで、鼻炎のある方は特に気を付けていただきたいと思います。また、説明員の方もよろしくお願いします。それでは早速ですが始めさせていただきます。

第1回定例会において、本予算審査特別委員会が設置され、令和2年度一般会計ほか6特別会計予算並びに関連3議案の審査が付託されております。予算審査特別委員会の日程は本日と10日、11日の3日間の日程で別紙審査順序のとおり順次審査を行っていきます。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には、挙手をして委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いいたします。なお先ほども申しましたが、新型コロナウイルスの感染予防のため、マスクの着用を許可いたします。また、質問事項については予算書などのページを示し、会議時間の短縮のため要点を簡潔明瞭に発言していただきたいと思います。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましてご協力のほうよろしくお願いします。傍聴者はおりません。本日の出席人員は9名全員です。なお、議長も出席しております。それでは直ちに会議を開会いたします。

それでは、審査順序1番目、第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

議会事務局長 それでは予算書39ページをごらんください。1項1目議会費、本年度予算額5,340万円。説明欄をごらんください。事業名 議会運営経費は議員報酬、手当、旅費、政務活動交付金など議員にかかる経費と議会だより発行に係る経費など合わせ、5,250万1,000円を計上しております。減額分では、昨年度の議員改選に伴う議会構成変更に伴った議員報酬21万円の減額、共済費率の改定に伴う減額39万6,000円。一方、増額分では人事院勧告に基づく議員期末手当の改定に伴う増額分13万5,000円となっております。なお、特別旅費につきましては、昨年同様、道内政務調査費として全議員一泊分を計上しております。次ページをごらんください。40ページ。事業名 事務局経費では議会事務局運営に

かかる経費として89万9,000円を計上しています。減額の主な理由は、会議録システム借上料リース期間の満了による減額です。以上です。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんので、終了てよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

次に、審査順序2番目、第2款総務費について審査を行います。それでは一般管理費から防災諸費の説明をお願いします。

総務課長 それでは予算書40ページをごらんください。下段でございます。2款1項1目一般管理費、本年度予算額1億2,876万2,000円。説明欄の一般管理経費として2,333万5,000円。ここでは行政運営全般に係る経費として、各委員報酬、次ページ、会計年度任用職員一般事務報酬、特別職及び職員旅費、町長交際費、消耗品費、通信運搬費、職員健康診断料、電話交換、庁舎日直、次ページ、総合健康診査、財務書類作成業務委託料や空知町村会負担金などを計上しております。前年度との主な相違ですが、本年度農業委員の改選期となるため、農業委員候補者評価委員報酬を計上しております。

次に、42ページ中段、電算機器管理運営経費として7,055万3,000円。ここでは、電算機器全般に係る管理経費として、次ページにかけて情報系及び基幹系システム保守、町例規集データベース年間更新、社会保障・税番号制度システム整備、電算機器借上料などを計上しています。前年度との主な相違ですが、12節委託料において、国民年金システム及び社会保障・税番号制度システムに係る改修費用を計上しています。

次に、43ページ下段から次ページにかけまして、職員研修事業として136万5,000円。ここでは、職員の資質向上を目的に、各種専門研修への派遣経費などを計上しています。なお、本年度は北海道総合政策部地域振興局市町村課へ1名、北海道市町村振興協会が実施する職員海外研修事業へ1名の派遣を予定し、それぞれ経費を計上しています。

次に、ふるさと応援寄附事業として2,950万9,000円。ふるさと応援寄附金に係る謝礼品や、ふるさと納税サイトへの手数料など昨年度実績を踏まえて計上しています。

次に、地域おこし協力隊員設置事業として400万円。新たな謝礼品等の発掘などふるさと納税額の増加に向けて、特産品コーディネーターとして地域おこし協力隊員1名を配置するための経費を計上しています。

まちづくり課長 45ページ中段をごらんください。2目文書広報費、本年度予算額447万円。説明欄、広報広聴活動事業では、広報なんぼろ発行に係る経費、町ホームページ管理運営に係る経費を計上しています。

総務課長 次に45ページ下段、3目財産管理費、本年度予算額、9億8,959万5,000円。説明欄、庁舎等管理経費として1,957万7,000円。次ページにかけまして、役場庁舎管理に係る経費一式を計上しております。

次に、46ページ下段、公用車管理経費として1,460万1,000円。47ペ

ーじにかけて公用車、中型バス及びマイクロバスの運行管理に係る経費などを計上しています。なお、本年度は、軽貨物自動車1台の更新にかかる経費を計上しています。

次に、財産管理経費として2億985万9,000円。次ページにかけまして、ここでは町有財産に係る消耗品費、修繕料、火災保険料、町有地確定測量業務、複写機使用料、財政調整基金やふるさと応援基金の積立金などを計上しています。前年度との主な相違ですが、14節工事請負費で旧夕張太保育所遊具の撤去、東町コミュニティセンター改修の費用を計上しています。

次に、49ページ、指定管理者制度推進事業として1万9,000円。ここでは、学識経験者を含めた選定委員会の開催経費を計上しています。

次に、役場改修事業として7億4,553万9,000円。ここでは、防災拠点施設である役場庁舎について、災害時においても活用できる再生可能エネルギー設備を導入し機能強化を図る改修、及び来庁者の利便性向上を目的としたユニバーサルデザイン改修を行う費用を計上しています。以上です。

まちづくり課長 次に49ページ中段をごらんください。4目企画振興費、本年度予算額9,277万7,000円。説明欄、次ページにかけまして、移住促進事業では本町への移住を促進するための移住体験をはじめ、札幌圏の子育て世代を対象とした移住セミナーや、東京及び大阪においてのプロモーション活動への出展経費、178万7,000円を計上しています。

次に、みどり野団地等販売管理事業として1,899万8,000円。ここでは、北海道住宅供給公社の販売施策と連動したみどり野団地の販売促進事業と、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業経費、及び公社保有用地の管理受託に係る経費を計上しています。なお、管理用地の草刈り業務に係る経費については、昨年度と同様に道公社から同額を受託収益収入として受けるものです。

次に、生活路線等交通対策事業は、町内巡回バスの運行経費、バス停の維持管理に係る経費245万9,000円を計上しています。なお、昨年度と同様に利用拡大を図るため、町内イベントに合わせた臨時便の運行を行います。

次ページにかけて、地域新エネルギー推進事業では、稲わらペレットを活用した新エネルギー推進のためのバイオマス利活用促進協議会の運営経費、南幌温泉バイオマスボイラー保守点検経費など50万3,000円を計上しています。

次に、姉妹町交流事業は、熊本県多良木町との児童交流及び物産交流、職員派遣による表敬訪問、さらに町民交流研修の助成に要する経費など、318万6,000円を計上しています。7ページにかけて、企画振興経費では、土地利用規制及び住居表示業務、南空知ふるさと市町村圏組合負担金、空知地域創生協議会負担金、空知地方総合開発期成会活動などの経費78万4,000円を計上しています。

次に、協働まちづくり推進事業では、まちづくり活動支援事業補助金として、個人町民税現年度分の1%相当額を交付するものとし、323万1,000円を計上しています。

次に、知名度向上対策事業は、主に札幌圏に居住する子育て世代を中心に知名度の向上及びイメージアップを図るため、FM北海道へA i r - Gへの番組枠、南幌コーナーの実施など移住や地域誘客の促進を図る経費220万円を計上しています。次ペ

ージにかけまして、学生地域定着支援推進事業は、江別4大学に通う学生の地域定着や就職等を促進するため、江別市と南幌町を含む空知管内7市町で構成する広域連携協議会を核として、大学生の知的資源の活用と地域との交流などを促進する経費、74万7,000円を計上しています。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業は、子育て世代を対象とした住宅建築費を助成する経費として、交付額を見込み4,000万円を計上しています。

次に、総合戦略策定事業は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する、地方創生推進会議の開催経費として、委員10名に係る報酬と費用弁償、アドバイザー2名に係る謝礼、13万円を計上しています。

次に、新規事業の誘客交流拠点施設整備事業は、子育て環境の整備と人口減少、人口構造対策の取り組みとして、子どもの室内遊戯施設を核とした交流拠点となる複合施設の整備に伴う基本設計業務委託料1,523万5,000円を計上しています。

次ページにかけまして、新規事業のエリアマネジメント推進事業は、誘客交流拠点施設や中央公園エリアにおいて地域団体、施設運営企業、公共が中心となり、町民などが参画しながら、町民の活動やエリアの賑わいの場を創出するためのシンポジウムやワークショップなどの開催経費351万7,000円を計上しています。

次ページにかけまして、5目企業誘致推進費、本年度予算額769万3,000円。企業誘致育成支援事業は、企業訪問に要する経費、道外で開催される北海道ビジネスフォーラムや、さっぽろ連携中枢都市圏連携事業のメッセ名古屋イベントへの出展経費、訪問対象企業調査に要する経費、誘致企業1社に対する企業立地等奨励金の交付金などを計上しています。以上です。

総務課長 55ページ上段をごらんください。6目公平委員会費、本年度予算額4万1,000円。説明欄、公平委員会運営経費として委員3名の報酬を計上しています。以上です。

住民課長 次ページにかけた説明となります。7目交通安全対策費、本年度予算379万7,000円。交通安全対策推進事業では、交通安全指導員に係る費用、交通安全活動経費、高齢者運転免許証自主返納支援事業経費、交通安全運動推進協議会補助金等を計上しています。以上です。

総務課長 56ページをごらんください。1目防災諸費、本年度予算額1億6,422万7,000円。説明欄、防災対策事業として1,143万2,000円。ここでは防災会議委員報酬、防災備蓄用の消耗品費、戸別受信機設置等手数料、防災行政無線保守点検、全国瞬時警報システム保守委託料、次ページ、電波使用料、防災備蓄用備品購入費などを計上しております。前年度との主な相違ですが、18節負担金補助及び交付金で北海道防災情報システム改修に係る負担金を計上しています。

次に、防災設備等整備事業として1億5,279万5,000円。本年度は、福祉避難場である保健福祉総合センターの機能強化のための非常用発電機設置工事、及び災害時備蓄計画に基づく避難場や備蓄品の保管場所として、役場庁舎横に防災倉庫を設置する費用を計上しております。以上です。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

佐藤委員 3点伺います。予算資料8ページの移住体験住宅の件でお聞きします。

今うちにある住宅は、4月から6月末で今は予約が入っていますが、何件の予約が入っているのか。それと借りられる期間は、通常2カ月が限度ですが、7月と8月だけは1カ月で抽せんとなっています。7月と8月は毎年平均してどのぐらいの倍率があるのかということと、今回の新型コロナウイルスの対策はどのように考えているのかということです。これは移住体験住宅についてです。

2点目は、資料の10ページの防災対策事業、備蓄品整備の中で、災害時に乳幼児の液体ミルクを購入することは考えていないのかどうか。

それと3点目、予算書の50ページ企画振興費の中で、地域新エネルギーがありますが、昨年度は78万4,000円から今回は50万3,000円に減額した理由をお聞かせ願います。以上3点です。

地域振興G主査 1点目の移住体験住宅についてお答えします。まず初めに、4月から6月の間で何件の予約が入っているかということですが、4月から2件の予約が入っていたかと思います。7月、8月の抽せんの倍率については、その年によってばらつきがありますが、平均すると4倍か5倍ぐらいの倍率になります。新型コロナウイルス対策については、現時点では具体的な対応策は取っていませんが、このような状況が続けば、来る方の身体状況の調査と言いますか、熱があるとか風邪、咳が出ていないか、あと住宅に消毒液の設置などは考えなければいけないのかなと思いますが、まだちょっと先のことなので、とりあえずまだ具体的な対策は取っていません。

総務G主査 2点目の液体ミルク等の購入についてですが、南幌町については平成30年から第二次災害備蓄品整備計画ということで整備を進めています。その品目の中に粉ミルクというメニューがありますが、液体ミルクの購入については賞味期限、消費期限の関係からおおむね6カ月から1年もしくは1年半、また、価格帯もメーカーもばらばらということで現在購入していない状況です。液体ミルクの購入については、最近需要も高まっているということですが、昨年の台風19号においても関東や東北を中心とした広範囲で長期的な被害が発生しています。従来は2日及び3日で支援物資が届いていたものが、被害が広範囲に及んだため届かないなどの事例がありました。最近では日常生活の中に食料や生活必需品の備蓄を取り込むローリングストックという考え方もあります。備蓄品だとどうしても使用期限等が切れたりしますので、ローリングストックという考え方で、普段食べているものや普段使用しているものを少し多めに買っていくという方法があります。この方法だと、乳幼児や高齢者などが特にそうかと思いますが、普段食べているものをストックしていることによって、災害時においても同じものを食べたり使用したりすることができるということで、こちらを進めていく防災教育に重点を置くことを考えています。道の北海道胆振東部地震の検証報告においても、家庭内備蓄の推進と防災教育の必要性が求められており、町についても同じく家庭内備蓄を推進していきたいと考えています。

企画情報G主査 地域新エネルギー推進事業の減額の理由についてですが、主な理由はペレットストーブの補助金申請の廃止です。こちらは、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与するということを目的として平成23年度から実施していましたが、ペレットストーブについては価格帯が30万円以上で、標準のストーブよりも高価であるということと、また、もともと嗜好性が非常に高い製品ということで申

請件数が伸び悩んでいました。過去3年間での申請件数が1件のみということで、実績を考慮し、令和元年度をもって補助制度の廃止をしたところです。

佐藤委員 1点目ですけれども、4月から6月までは2件ということで、この2か月間で2件ということで、より多くの方に住宅体験していただくためにもう少し期限を短くするなどを考えることはできないのかと考えます。7月と8月には4倍から5倍の抽せんになるほどの期間ですので、これも1カ月というのではなく、夏休み期間中だと思いますので、子育て世代の人たちにより多く参加していただけるように、1カ月のうち15日とか20日間とか期間を短くして、多くの方に体験していただくという考えはあるのかどうかをお聞きします。

2番目の液体ミルクについては、わかりました。

3番目の地域新エネルギー事業ですが、平成31年に同僚委員から新エネルギー地域事業についてどうなっているのかというところからも、新たな可能性が見えてきている中で、今後具体的な方針を探しているというお答えでした。その中で減額ということをお聞きしましたが、今後、進行過程をよりわかりやすく住民の方へ知らせることが大事ではないかと思しますので、毎年、何かの形で新エネルギーをこういう形で進めていることを、より住民にわかりやすくしたほうがいいのではないかと思います。その点について伺います。

地域振興G主査 移住体験住宅の利用の件についてですが、まず初めに、4月から6月の間でもっと利用者をふやすことができないかということですが、我々担当としても利用者をふやしたいという思いはありますが、7月、8月以外の利用申込はさほど多くなく、競合はそんなにしません。今は最大2カ月という中で、2カ月間びっちり取る方もいらっしゃるし、1カ月以内で利用する方もいらっしゃる、現行の制度で移住体験住宅の利用は、そんなに空きがなく利用できるかと我々担当は判断しています。これを短くすると、今度空きが出てしまう可能性も十分あるので、とりあえず現行の制度に沿ったまま行ない、例えば、利用申し込みが結構ふえてきたということであれば、利用期間については柔軟に対応したいと考えています。7月、8月については抽せんを謳っていますが、実際のところは、少しでも多くの方が利用できるように利用申込期間に応じて調整しています。子育て世帯の方がいらっしゃったら優先して利用できるように、その点も取り計らっています。ただ、一応対外的なものがありますので、厳正なる抽せんとしていますが、実際の決定はそのように調整しているところです。

企画情報G主査 新エネルギーの新たな可能性ということと、あと進行の過程を町民のほうにお知らせする機会ということの質問ですが、まず、稲わらを再生エネルギーとして利活用する取り組みとして、南幌温泉のペレットボイラーは、町内でエネルギーが循環するモデルとしては完成しています。こちらの取り組みについては、灯油よりも割高だということ。あと、灰出しの手間がかかるという部分でなかなか本格稼働していない状況ですが、南幌温泉と引き続き話し合いを行い、ボイラーを稼働させるという取り組みの様子を町の広報、フェイスブック、ホームページなどで情報展開ができるように取り組みたいと考えています。また、新たな取り組みの可能性ということで、農業用のビニールハウスのボイラーを開発している企業と情報のやり取りを

しています。このボイラーは、稲わらに限定せず、農業残渣を燃料として燃焼できる機能があります。現在は、小麦のもみ殻を燃料として、花の育成に実際ビニールハウスで稼働しています。こちらのほうも引き続き情報の共有をしながら、南幌町での導入の可能性を探っていくことと合わせて、町民のほうへ周知するタイミングも図りたいと考えています。

本間委員長 他に質疑はございませんか。

川幡委員 2問質問したいと思います。まず1つ目は、49ページの役場庁舎改修事業、もう1点は継続事業の子育て世代住宅建築費助成事業、資料の9ページになります。

1点目の役場庁舎改修事業ですが、昨年秋に説明を受けた時は4億2,000万円程度で、今回は7億4,500万円という改修の予算が付いていますが、これについては、地中熱ヒートポンプシステムへの再生可能エネルギー設備の導入ということですが、これがふえた経緯と、ヒートポンプを入れることによって大きなメリットと言いますか効果と言いますか、そういったもの。それと、燃料費の節減にどれくらいの効果があるのか、その点を質問したいと思います。

もう1点、子育て世代住宅建築費助成事業ですが、昨年度2,000万円ということで、昨年度に南幌に入ってきた子育て世代の人数、ことはどの程度を目標にしているのかその辺をお聞きしたいと思います。2点お願いします。

総務G主査 庁舎改修の地中熱部分ですが、予算の増については、もともと1階、2階が地中熱の対象でしたが、防災拠点もしくは一時避難所として3階まで補助対象として認められたことから事業費の増額となっています。地中熱については、地中熱ヒートポンプシステムは再生利用再生可能エネルギー設備の導入ということで、一年を通じて化石燃料の低減化と安定的に二酸化炭素の排出を抑制するということになっています。災害時においては、設置済みの非常用発電機から電力の供給を受け、外部に頼らない持続可能な再生可能エネルギーとして、防災拠点としての機能の維持と業務継続性が確保されることとなっています。

実際の改修内容ですが、地中熱については全館冷暖房設備となります。役場正面の来客駐車場の横、柳陽公園側の緑地に深度100メートルのボアホールを52カ所掘削します。同じく、役場横の緑地のほうにヒートポンプの機械室を設置します。こちらで垂直型の地中熱交換器を設置します。この機械室については、イメージとして非常に大きな室外機が置いてある部屋という形になります。この機械室を通して、冷媒を通して各フロアにある天井の埋め込み型のエアコンにつながる形になっています。1階は25台、2階は30台、3階は31台の計86台の設置となっています。また、全館の窓ガラスを複層ガラスによる二重化を行います。同じく、正面の自動ドアについても複層ガラスに交換します。具体的な二酸化炭素の排出量削減ということで、実施設計の段階では環境省の補助段階である程度の数字は出していますが、実際は稼働してどの程度削減するかというところは、まだ稼働してからの数字ということになります。A重油については、基本的に換気以外は使わなくなるので、基本的には電力だけということで大幅な二酸化炭素の削減が見込まれることとして、今回環境省の補助の採択を受けています。

地域振興G主査 2点目の子育て住宅建築助成についてお答えします。まず初めに、昨年度から比べて令和2年度の予算がふえたことの原因ですが、今年度の子育て住宅建築助成の認定を行ったのが23世帯、これは今回4年目ですが、今回が一番認定数が多かった年です。認定をしてから実際に、家が建って引っ越しをしてから交付金を支給しますので、今年度に認定されている方へ令和2年度に助成金をお支払いするケースが半分以上あります。そのため、来年度の支出がどうしてもふえたことが一番の原因です。来年度においても、既にみどり野団地の仮押さえをしている方が8世帯いますし、その他、きた住まいるヴィレッジの第2期についても今、PRしているところですので、来年度においても今年度と同じくらい20世帯の認定があるものと見込んでいます。

川幡委員 再質問します。前回、冷暖房ということで当然、化石燃料は節約できると思いますが、その地中熱を利用する冷暖房によって、どれぐらいの温度のものが、熱量の場合ね。そして、冷房というのはどのようなシステムになっているのか、ちょっとわかる範囲でお答え願います。子育て世帯住宅助成金制度についてはわかりました。

本間委員長 1点だけですね。

総務G主査 地中熱の冷房のシステムですが、具体的にはボアホールについては、冷媒物質である液体で熱交換し、機械室から役場庁舎に来るまでの間、よく家庭である室内機までは気体による冷媒により熱交換ということで、仕組みについては家庭のエアコンと同じ仕組みです。詳しい説明については、私はこれ以上ちょっとわかりませんが、基本的には熱交換によるということで、家庭のエアコンですと外気との交換ということで、今の冬でしたら外は氷点下のマイナスと、これが地中熱だとある程度一定の温度でおおむね10度前後ということとなると、マイナスから暖かい空気を作るよりは地中熱の中の10度の温度から暖かい空気をつくるほうが楽です。これが冷房になると、夏は仮に外気温で30度だとすると、地中熱についても同じく15度後半から16度ということになりますので、暖かい空気から冷たい空気を作るよりは、比較的冷たい空気から冷たい空気を作るほうが効果的であるということで、地中熱の利用が二酸化炭素排出の削減になり、通常の電気を使った家庭のエアコンよりも削減効果が高いということになります。

川幡委員 わかりました。一つお聞きしたいのですが、これをもってここに出ているように国庫補助金が3億8,200万円の地方債、これはうちの持ち分というふうになるのですか。それと、今説明を受けましたが、費用対効果はどれくらい見込んでいるのか、わかりましたら教えてください。

総務G主幹 今、委員おっしゃったとおり、工事費で7億4,100円万円ほどです。そのうち有利な国交省の補助金があたりまして3億8,200万円ほど、地方債ですが当初1,900万円とありましたが、一般単独も借りることにしまして、地方債で合計3億1,100万円ほど、そのうち交付税があたることとなっていて、9,500万円ほどとなっています。当初の持ち出しとしては、町の負担として1億4,200万円ほどということで、工事費に対して大きく入りがあるものですから、町の総合計画としても令和1年、2年と載せておりますので、こちらを充てて整備さ

せていただきたいと考えています。以上です。

石川委員 2点お伺いします。防災関係の話ですが、次年度は防災倉庫を作ることによって役場庁舎のそばということですが、具体的にどれぐらいの大きさで、どこに建てるのかをお伺いします。そして、今でも防災資材が購入済みで保管してあると思いますが、そこに全部一元集約されるのか、それとも分散する形にしていくのか、その辺りについても具体的にお伺いしたいと思います。

それと2つ目ですが、今の役場庁舎の関係でも話がありましたが、資料の中にもあります一番下の行に、あらゆる人が快適に利用できるようなユニバーサルデザイン化をするという形で記載しています。具体的にどのような形のものになるのか、わかる範囲でよろしいので、そちらについてもお伺いしたいと思います。

総務G主査 1点目の防災倉庫の関係です。防災倉庫については地震、暴風雪でも影響が出ないようにするため、また、非常車両用の車庫としても使用可能な、軽量鉄骨のプレハブを1棟設置します。イメージとしては、あいくる正面にある車庫になります。あいくるの方は8間口ですが、今回役場で設置予定のものについては、軽量鉄骨ブレース構造1棟ということで、6間口、幅18メートル、奥行き7.5メートル、高さ4.75メートル、床面積140平方メートルとなっています。部材については、工場で一括生産ということで基礎工事、鉄骨、屋根、外壁、土間工事まで短期間の工事が可能ということで、今回は鉄骨のプレハブということで選定しました。プレハブについては構造計算が不要であり、建築確認申請のみということで、この辺りの手順も期間も短く設置できると考えています。保管する備蓄品については、防災用の資機材を主として、発電機、ストーブ、投光器、寝袋やマット等、防寒着、ガソリン等を、また、軽トラックやハイエースなどの一部車両についても保管したいと考えています。また、従来の食料品等については、指定避難所等に分散してある程度の配置を考えています。

続いて、ユニバーサルデザイン化の改修工事ですが、概要について簡単に説明します。ユニバーサルデザインは、障がいの有無や度合に係わらず、全ての人を対象としてできるだけ多くの人々が快適に利用できることを目的として、ユニバーサルデザイン化改修をします。コンセプトとしては、ユニバーサルデザインというものは障がいの有無や度合に係わらずできるだけ多くの人々が使う、もしくは使いやすいデザインにするということで設計されています。ちょっと混同しがちな部分もありますが、これに対してバリアフリーは、障がい者や高齢者など生活弱者のために生活の障害となる物理的な障壁を除外する設計思想で考えられています。バリアフリーの対象が障がい者や高齢者であるのに対し、今回のユニバーサルデザインについては全ての人を対象とし、違いとしては個人差や国籍の違いに配慮してデザインされることとなります。また、今後の技術の向上により、ユニバーサルデザインと言えるデザインの変化も考えられています。今回の役場庁舎改修にあたっては、この考え方を取り入れた財源メニューがあることから、ユニバーサルデザイン化改修を実施します。簡単な例としては昔、部屋の照明は直接紐に電球がぶら下がっていたと思いますが、それが壁のスイッチになり、その後は壁のオン・オフのスイッチになり、最近では人感センサーでオン・オフになると、このような形で誰もが快適に利用できるものがユニバーサルデザイン

となっています。改修内容については、既に説明している部分もあると思いますが、エレベーターの設置、1階のローカウンター化、トイレの全面洋式化、多目的トイレの設置となります。あと、トイレの人感センサー化、職員玄関の改修とスロープの設置、案内版デザインの設置、こちらは多言語もしくはいろいろな人がわかりやすいようなデザインの案内版の設置となります。議場傍聴席に車いす用の昇降機の設置、あとは基本的に全ての壁と床の張りかえ、コンセントの改修、既設の窓ガラスの交換、LED化などに伴う工事となっています。財源については、公共施設等適用管理推進事業債がユニバーサル事業対象ということで、こちらの活用を考えています。充当率は90%で、交付税措置率が50%となっています。

石川委員 今のユニバーサルデザイン化については理解しました。確かに前に説明を受けたことがありましたので、逆にデザインという形で壁紙や何かをいろいろと変えていくのかなと、そんな形でちょっとイメージしていましたが、そこまでは具体的なものについてはお伺いしていますのでわかっていました。いつぐらいから着工して、いつを目途に完成するのか。その間役場の業務もあると思いますが、それをどのように進めていくのかについても再度お伺いします。

それから、最初に聞きました防災倉庫についてですが、確かにあいくるの前にあるあのような形の倉庫であることは理解しました。ただ、いざとなった場合に車に積み込むことを考えると、ただ平場に置くのではなくて、ちょっと高床式の形で置くような形にしていけば、二トン車や軽トラックにもさっと積み込めるようなこともあるだろうと思いますし、二重構造の床にすることによって、もっと積めるのではないかという考えを持っていますが、あくまでも、あいくると同じような形にされるのか。もうちょっと有効的な形で、やはりいざ水害になった場合に、この役場の場合はさほど心配ないと思いますが、そういったものを考えると高床であってもいいのではないかと思います。その面での構造的なこととしてどうなのかお伺いいたします。

総務G主査 役場庁舎改修のスケジュールについてですが、地中熱については設備発注、ユニバーサルデザインについては建設発注を予定しています。2つの発注を予定していること、また防災倉庫の設置も予定していますので、これらについては工事業者が決定次第、具体的なスケジュールについては打ち合わせ等をして決めていきたいと考えています。また、庁舎の改修についてですが、建築基準法の関係などで階段の確保や火災時の煙などの避難経路の確保、防火、排煙などの制限事項もあります。また、トイレの改修と正面玄関の改修も行いますので、部分的な改修をローテーションして進めていく形になるかと思います、町民に対して不便のない形で進めていきたいと考えております。

続いて、防災倉庫の使い方ですが、今回プレハブを選定した理由について、工事が短期間であるということもありますが、軽量鉄骨は既製品ですが非常に丈夫だということで選定をしています。棚等の購入も予定はしていますが、いろいろデザインを決めて発注してしまうと、構造計算等が発生して時間がかかってしまう。また、実際は備蓄品や資機材をメインとして保管する予定ですが、それらを置く前からいろいろ決めてしまうと設計の段階で反映すると無理が出る、もしくは思ったより使い勝手が悪くなるという建築担当の助言も受けましたので、まず建ててから一部最低限必要なも

のは購入予定としていますので、備蓄品を置いてみて、もしそれで不具合や不都合があるようでしたら、随時見直していきたいと考えています。ただ、棚等の設置予定もある程度図面は考えていますので、全ての商品を平積みで設置するという考えではありません。

総務G主幹 合わせて工事の発注の件ですが、おそらくJVになろうかと思えますけれども、4月中に公募等を行い、5月末ごろ入札、その後時期的には臨時議会等をお願いすることもあるかと思えますけれども、今のところそういったスケジュールで検討しています。

石川委員 防災倉庫のことだけもう一度伺います。確かに今の段階では、要するに2段にすると構造的な強度計算で強度も変わってくるということは理解できますが、いずれにしても先ほども言われたように、ストーブや発電機など大きな重たい物も置くことがあると思いますので、いざとなって積み出す時に下から持ち上げるのは結構負担が大きい、物にもよりますが軽いものあればいいでしょうけれども、電圧も大した上がらないということも事実ですし、そういった面から考えると、少しでも高い棚の台から積むのが職員の皆様方にとっての負担は少ないのではないかと思います。いずれにしても、構造的なもので変わってくるということであれば、それもちよっと痛いところであるでしょうけれども、6間口のうちその2間口か3間口とか限定した中で作って設置することも十分あり得るのかなと思うので、そんなことも考えて職員に負担がかからない形で考えていただきたいと思います。

本間委員長 答えはいりませんね。

西股委員 資料の7ページふるさと応援寄附事業の関係についてお聞きいたします。平成30年の一般質問で、ふるさと応援寄附事業の拡充ということで質問していますが、その時に専門的な部署を設置すべきだということを話しましたが、これについては現行のままでやりますという話で答弁を受けています。今回見ていくと、地域おこし協力隊1名を入れて進めるということですが、実務体制については今までは総務課の職員と短期臨時職員という形でしたが、これがどのような形になるのかをお聞かせ願いたいのが一つです。

それと、金額の話をして申し訳ないですが、今年度の見込みということで1月のデータがここに載っていますが4,673件の5,000万円で、昨年よりは若干伸びているかと思いますが、平成30年の時の話では町長は1億円目指すというような形で、町としてはやれるのではないかという考え方を示していましたが、ちょっと程遠くなってきているところで、てこ入れをしているのかなと思います。今、地域おこし協力隊を入れて新たにいろんなものやっていった時に、どのくらいまでを目標として持つのかということをお聞かせ願いたいと思います。

もう一つですが、企業版ふるさと応援寄附金事業の話をちょっと聞いたような気がします。これについては今、どのような考え方で進めるのかということをお聞きします。

財務G主査 ただいまのふるさと納税の御質問ですが、令和2年度に地域おこし協力隊1名を配置して事務を進めていく予定です。平成30年度までは臨時事務員1名ということで体制をとって事務を進めていたところですが、令和元年度は臨時事務員

はおらず職員のみで事務を行っています。地域おこし協力隊員が1名配置されたとすると、職員と地域おこし協力隊1名が協力、打ち合わせなどをして、地域資源の掘り起こしや、今ある資源のブラッシュアップを行い、ふるさと応援寄付金の寄附金の増加につなげたいと考えています。

令和元年度のふるさと応援寄附金の実績については、2月末現在で4,763件、金額では5,118万1,000円の寄附をいただいております、平成30年度と比較すると増加しています。令和2年度についても、新しい返礼品をふるさと応援寄附の受付サイトに掲載する準備を進めており、令和元年度には無かった謝礼品をふやして寄附を募り、金額の増額に努めてまいりたいと考えています。

企画情報G主幹 3点目の企業版ふるさと納税についてお答えします。企業版ふるさと納税については、国における第2期の総合戦略の中でも非常に力を入れているところであり、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも謳っているところです。本町は過疎指定を受けていないことで、財源的に優遇措置のある起債を借入れができない部分がありますので、活用したいということで各種セミナー等にも我々も出席をしているところです。その中で国の担当参事官からは、第1期においては企業版ふるさと納税がありましたが、非常に使いづらいという意見が企業からも市町村からもあったということで、そういう部分を全て基本的には改善をしたので、ぜひ使ってほしいということですが、道の担当部署の方もそのセミナーに参加されていて、話をしたところ、縁のある企業から寄付を受けるというケースが非常に多いということで、縁もゆかりもない所に行っても非常に塩対応ですというような話もいただいております。しかし、本町については今年度、工業団地に進出していただいた企業もありますので、まずはそういうところへ働きかける部分と、それから地道な営業活動といいますか、道の担当の方もおっしゃっていましたが、国と地方自治体はぜひ寄附してくださいというスタンスで来るけども、企業は視点が違うということで、それがどういった形なのかかわからないですが、地域貢献などといったところをくすぐるような形で営業活動をしていきたいと思います。いずれにしても、総合戦略にも謳っていますので、企業版ふるさと納税をできるだけ獲得できるような形で取り組んでいきたいと、こちらは地域再生計画の中でも提出しておりますので、そういった中で取り組んでいきたいと考えています。

西股委員 最初の部分はだいたいわかりましたが、今の企業版と一般的なふるさと応援寄附金は全部住み分けするような形で捉えていいですか。

企画情報G主幹 そのとおりです。

本間委員長 ほかにありませんか。

菅原委員 予算資料の7ページの地域おこし協力隊設置事業で、今は1人いらっしゃいますが、その方を採用した時とこの採用の条件が似たような形だと思いますが、その役割の違いを1点。それと、今いらっしゃる青木さんは陶器作りが趣味で一生懸命されているということで最初の話がありましたが、青木さんと新しい地域おこし協力隊の方にそのまま定住していただけるような工夫などには何か考えているのかお聞きします。

あと、9ページの新規事業の誘客交流拠点施設整備事業、前回いただきました南幌

町中期財政推計の中、これはあくまでも推計ですが、その中の主な投資的事業の中でこの事業に関し2,800万円の予算が出ています。今回は1,500万円ということで、この違いはどういうところから来るのか。それと、その下にあるエリアマネジメント推進事業の中に国庫補助金がありますが、これはどの部分に当てはまるのか。それと、拠点を中心とした中央公園エリアと書いてありますが、これはどこまでのことを指すのか、中央公園だけのことなのか、それともその周辺のことも含むのかをお聞きいたします。

あと、それと10ページの一番下の防犯対策推進事業、この中で防犯カメラ設置場所をビューローと書いていますが、一基設置するのにいくらかかるのか、それと金額によりますので、まずそこをお聞きしたいと思います。以上です。

本間委員長 防犯対策推進事業はこれからの案件ですので、後程になります。

菅原委員 失礼しました。

財務G主幹 まず、1点目の地域おこし協力隊設置事業の関係です。既に商工費で設置をされている地域おこし協力隊員については、観光掘り起こし隊員ということで観光情報の収集、発信、観光資源の利活用というところを主目的として配置をしています。今回、総務費で配置を予定している地域おこし協力隊員については、特産品をまずメインとして考えていることと、ふるさと納税を活用した特産品のPRというところを主目的にしており、一部業務が関連するところがありますので、既に配置されている商工の地域おこし協力隊員と、今度新たに採用する協力隊員の連携という部分では、さまざまな分野で出てくるかと思っています。それと最大で3年の任期終了後の定住ですが、基本的には募集の際にも任期満了後の定住の意向についてもお伺いをしていまして、基本的には本町に住んでいただけるような体制、バックアップを町としても取っていきたいと考えておりますが、当然3年後の定住については、当然仕事等の関連も出てきますので、その辺も協力隊の方と話をしながら、町としてバックアップをして、定住していただけるような形をとっていきたいと考えています。

企画情報G主査 ただいま御質問いただきました、誘客交流拠点施設の財政推計の関係をお答えいたします。財政推計に示されていた2,800万円については、基本設計及び実施設計の両方を合わせた設計費の概算額となっています。令和2年度については、そのうち基本設計費のみを今回計上していますので1,500万円という金額となっています。実施設計については、令和3年度に建設工事と合わせて計上する予定となっています。金額についても、あくまで今年度の計画当初の概算額としていますので、令和3年度以降は若干の変更があると思います。

続きまして、2つ目の御質問のエリアマネジメント推進事業における国庫補助金の内容はどこまでということについて、説明いたします。こちらについては、内閣府における地方創生推進交付金の活用を予定しており、今、申請を行っているところです。内容としましては、エリアマネジメント推進事業で計上している全ての内容が国庫補助金の対象となっています。具体的には、令和2年度にシンポジウムやワークショップを複数回開催する予定となっており、それにかかる経費や、これら一連の事業を専門的なノウハウを持ち合わせたまちづくりコンサル会社へ業務委託する予定となっています。それに関する業務委託費を計上しております。

3点目の御質問ですが、エリアマネジメントエリアという捉え方、考え方がどこまでということの御説明をいたします。明確に、ここからここまでというエリアは想定をしていません。それは今後、誘客交流拠点施設を活用して活動の幅を広く広げていきたいという考えもありますので、まずは中央公園が誘客交流拠点施設の拠点となりますので、中央公園を中心に賑わいを作っていきたいと考えています。それに伴い、誘客交流拠点施設が完成し、その活動を広げていく中でエリアを少しずつ広げていき、南幌町全体に広がるような活動に進めていければという考えを持って、この事業を進めていきたいと思っています。

菅原委員 先に地域おこし協力隊ですが、住み分けということで、たぶんお2人でされていくのではないかと思います。それで、最後の定住に結びつけるというところの質問ですが、3年近くなってから考えるというように私は受けとめました。来ていただいた時点で定住ということはどういう形にしていけるかということをお互いに相談をしながらやっていかないと、いざ3年経った時に、さてどうしようというのでは遅いと思うんですよね。もし、定住していただけるような形になるのであれば、順を追って、例えば住むところもどうするとか、仕事をどうするとか、それから協力隊の方がしたい仕事、起業をするのか、そういうことなども含めてバックアップをしていかなければいけませんので、もし起業するならば、どういう形でこちらとしてはバックアップできますかということをしていったほうがいいのではないかと思います。そここのところの考え方を1点お願いいたします。

あと、誘客交流拠点施設整備事業ですが、まずは基本設計のみをして、後から実施設計は令和3年度と今お答えをいただきました。考え方が変わっていたのかなとちょっとと思いますが、中期財政推計の時も基本設計と実施設計を合わせて2,800万円ということで説明をいただいていたと思いますが、こここのところの整備事業に対して、最初に私たちに説明していただいたような方針、DBO方式とか。そういうのを少し変えていったのかどうか、そここのところを1点伺います。本日はなくていいですが、DBO方式にすると今はもう完全に決めたと思うんですけれども、そのことについてもまた後ほどお聞きしたいと思います。その1点だけお願いします。

それとエリアマネジメント、まずは中央公園ということを考えてどんどん広げていくという理解でよいのか、それだけ伺います。

財務G主幹 地域おこし協力隊の定住に関してですが、任期満了後の3年が経ってからの定住ということで考えていまして、当然3年目で考えることは考えていません。当然、協力隊を任用してから3年後のビジョンというものは、協力隊員の方にも当然持っていただきたいですし、その後、事情の変更等があれば、そのビジョンの変更にについても随時面談等をしながら話をしていきたいと考えています。

企画情報G主幹 2点目の誘客交流拠点施設の部分についてお答えいたします。DBO方式の部分、考え方が変わってきて、DBO方式が出てきたというようなことかと思いますが、当初、これを算定してきた時から考え方については基本的には変わっていません。地方創生推進交付金を検討していますので、これには公民連携というのが一つの大きな要素になっておりますので、それを活用するためにもDBO方式で進めていきたいということです。以上です。

企画情報G主査 最後の、中央公園のエリアマネジメントということで、議員さんおっしゃっていただいたとおり、まずは中央公園から、それから全体に広げていくことを期待するということが間違いありません。

本間委員長 ここで、10時55分まで休憩します。

(午前10時45分)

(午前10時55分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

続きまして、質疑を行います。

熊木委員 先ほど菅原委員が質問した誘客交流拠点施設のことについて、ちょっと答弁の中でわからないところがあったので1点伺います。私も中期財政計画を持ってきたて見ていましたが、その時の説明と1月17日の全員協議会で説明された資料によると、総事業費は同じですが、基本設計と実施設計を合わせて4,175万円となっていますが、そのこのところがやっぱり金額が変わってきていると思うんですね。その辺の説明が、ちょっと理解ができなかったのもので、そこをもう一度説明していただきたいと思います。それからプロポーザルで業者を選定とか、そういう説明が以前ありましたが、その時点で町の意見とかそういうのはどのように反映されていくのか。私も、先日の一般質問の中でも、町長はさすがに何も決まっていなかったけれども、町民への説明というところでは決まってから説明するということが、町民からいろいろアイデアやこういうものが欲しいとかが出された時に、それも検討するようなことを言われていたと思いますが、それはどのように反映させられるのか、そこをちょっと伺います。

あと、エリアマネジメントのことで、先ほど説明がありましたが、具体的にシンポジウムやワークショップを開催するということが、ある程度講師の方やコンサルに業務委託ということですが、どのようなところの選定というか、そういうのができているのかどうか、そこを伺います。

企画情報G主査 まず1点目の御質問です。財政推計の金額2,800万円と1月に説明させていただいた金額の差異ということですが、どちらも基本設計と実施設計の両方を含んだ金額となっていますが、2,800万円のほうは計画当初の段階で示した金額になっていまして、その後精査をし、今のところは4,000万円となっているということです。先ほど説明させていただいたとおり、この後令和3年度で実施設計の関係を詰めていくものですから、金額の変更はこの後も出てくると想定しています。

それから2点目の御質問ですが、プロポーザル方式に関して町の意見がどれだけ反映されるかという御質問かと思いますが、こちらについては、以前からご説明させていただいているとおり、町民の方向けにアンケート調査やヒアリング調査、それから各関係団体への意見交換会等を実施してまいりました。そこで出された意見やアイデアを、今度プロポーザルを実施する段階の公募要項の中に部分的に盛り込んでいます。ただ、公募要項についてはあくまで民間提案を最大限に引き出すということで、細かくここをこうするとか、こういうふうを活用するというところは記載をあえて避けて民間提案のアイデア、ノウハウを最大限に生かしたいと考えています。ただ、プロポ

一ザルの選定が終わり、優先交渉として1社決定した段階で、その企業と打ち合わせを詰めていきます。その中では、意見として町民の意見がこういうのがありました、ここを反映させてほしいというところを、町としての意見として取りまとめ、そこをすり合わせ、また優先交渉の後、契約が終わった後も基本設計を令和2年度に行いますので、基本設計をやっている中でちょっと中身が重複しますが、エリアマネジメントとしてシンポジウムやワークショップを開催します。そのシンポジウムやワークショップの中で出された意見等も基本設計の中に盛り込みながら、最終的に令和3年3月に基本設計の納品ということで予定しています。

最後のエリアマネジメントの内容ということで、話の内容が重複しましたが、エリアマネジメントとして、令和2年度についてはシンポジウムを1回、ワークショップを3回予定しています。この内容については、民間の施設を運営する企業、行政側として南幌町、地域の団体や地域の方、そこには移住されてきた町民の方や有識者や学生など、いろんな方が混じって意見やアイデアを出し合うということを想定しています。この手法を取って、より誘客交流拠点施設が賑わいを持った施設であり、中央公園が賑わいを持ったエリアとなるような取り組みを自主的に進めていくようなことを話し合う場、事業やイベントを実践する土台づくりを進めていきたいと考えています。それに関しては、民間企業のノウハウを持ったまちづくりコンサル会社ということで道内にも何社かありますが、専門の業者にコーディネートや運営を委託するということが計上をしております。以上です。

熊木委員 金額のところで、基本設計分がどうも足し算していくと合わないような気がしていますが、これで進めるということですね。それから今、エリアマネジメントのこの話がありましたが、その先にプロポーザルを設定し、町の意見をどう反映させるかというところで、今まで出されたアンケートや聞き取りをしたことを意見として挙げていくということでしたが、私はその説明とかいろんな中でも質問していたとおり、先ほどのエリアマネジメントの推進事業ということで、シンポジウムを1回、ワークショップを3回と、ここまでいろいろできるのであれば、やはりもっと本当に町民の意見、一部の意見だけではなくて広く意見をまず聞き取るということがどうしてもやっぱり必要だったと思うんですよね。その上で賛成や反対も、こういうことも必要とか、もっと違うことが必要ではないかという意見とかが広く出されたものを挙げていくほうが、よほど必要なことだと思いますが、その辺はどのように考えているのかということ。

それから先日の一般質問の中でも、例えばその補助金の確定が50%以下なら止めるのかと、町長が止めますということを説明の中で言いましたが、そこに対する明確な返答は無かったと思うんですよね。プロポーザルで決定してというふうになっていた時に、そこで本当に止めることができるのかどうか、その辺はどういうふうにお考えかを伺います。

まちづくり課長 広く町民の意見を聞くという部分では、令和2年度についてはエリアマネジメントの取組みの中でシンポジウムやワークショップをやりますが、それと合わせて、令和元年度もありましたが行政区長さんのほうにも誘客交流拠点施設の説明をしたところ、一部の行政区で誘客交流拠点施設の説明と意見交換の依頼があっ

て出向いています。令和2年度について、出前講座の中に誘客交流拠点施設のメニューを設け、広く町民のほうに出向いて説明と意見交換をしたいと考えています。こちらは適時やっていきたいということで思っています。

補助金の関係ですが、公募要項の中に施設整備に関しては、補助金の財源手当が要件であるということを謳う予定です。そういうことで、財源措置がない場合はこの事業についてはできないという条件の中で募集したいと考えています。

志賀浦委員 説明資料9ページの協働まちづくり推進事業についてお聞きします。この事業に関しては、なかなか予算が満度に使われてないという状況が続いている中で、次年度の取組み内容がどのように変わったのか、その内容を教えていただきたい。あと、野祭に応援してやっているところがありますが、次年度もまた応援できるのか、特例で延ばした分でもう終わりになるのか、その辺の状況を教えてください。

企画情報G主査 協働まちづくり推進事業の御質問にお答えします。大きな変更点としては予算額です。個人町民税現年課税予算額の2%と現行の要綱ではしていましたが、令和2年度からはこの2%を1%相当額を予算計上額として変更しています。また、補助金の対象となる支援メニューの見直しを行っています。現行の要綱では、協働のまちづくり事業、地域コミュニティ活性化事業、地域交流推進事業の3つの支援メニューを規定しておりましたが、今回の改正により、地域推進交流事業を廃止し、新たにフォローアップ事業、町内会等交流助成事業を新規追加しております。今回廃止する地域交流推進事業については、他の自治体の団体との交流や町内で行う交流を目的とした事業で文化、教育、福祉、まちづくりに寄与するものに助成するという内容でしたが、過去5年間の実績が1件と少なく、また地域コミュニティ活性化事業との住み分けもわかりづらいという課題があり、今回の変更において地域交流推進事業と地域コミュニティ活性化事業を統合するような形で変更を行っています。新規に追加したフォローアップ事業については、原則3年間の助成期間を終了した団体の継続的支援について以前から課題となっていたこともあり、各事業メニューを3年間継続した団体が、その後もまちづくりへの貢献が期待できるような活動であれば、フォローアップの期間は特に定めず支援を継続するという内容のものです。ただし、継続支援の審査にあたっては、目標設定の明確化や目標に対する達成率などを審査することでモニタリング機能を働かせ、継続補助の決定をしていくことを想定しています。そのため、先ほどお話あった野祭については、このフォローアップ事業で対象となると想定しています。

もう一つ、新規追加として、町内会等交流助成事業については、町内会・行政区に特化した支援メニューとなっています。良好なコミュニティの形成に寄与する事業や、町内会等の維持継続に取り組む事業として、例えば地域座談会や、出前講座、健康づくりの講習会などの外部への講師の謝礼等を上限を5万円として補助するものです。座談会についても、地域課題の解決や今後の地域活性化につながるような成果を求めるほか、地域担当職員を積極的に活用し、コミュニティの維持継続、活性化が図られることを期待し3年間を限度に助成するものです。ここで協議された内容が、地域コミュニティ活性化事業への活用へと発展することを期待して変更するものです。

志賀浦委員 フォローアップ事業で野祭が継続されることはよかったかなと思います

ます。内容が変わってきている中がありますが、今、地域のコミュニティの部分でどのように周知していくのか、例えば、地域担当職員などを使っていくのか、また、きっと内容的なものがなかなか理解されないと思うんだよね。それを丁寧に説明していく必要があるのかなと。また、座談会などもこれで使えるのは良いことだと思うので、これで地域防災とかに広まってくれるといいかなと思うんですけど、その辺の周知方法とかについて教えてほしいです。

企画情報G主査 これらの制度変更の周知方法としては、例年どおり行政区長会議での説明や広報等で周知をしていく、ただその中身についてはもう少し具体例を示したり、あるいは地域担当職員を活用したりというような内容も踏まえて、より広くより深く周知をしていきたいと考えています。

内田委員 予算書の53ページの地方創生推進会議アドバイザーとありますが、先ほどちょっと話が出ていましたが、どのような内容で、主眼をどんなところに置いてセミナーを受けたのか、また、その方はそういう内容で今まで実績のある方なのか、また職員は今何人ぐらい受けられたのかを伺います。

本間委員長 質問は1点ですね。

企画情報G主幹 今の地方創生推進会議の委員アドバイザーということですが、第1期の総合戦略の時にも地方創生推進会議を開催して策定に携わっていただいています。基本的には、国の方針は第2期についても第1期を維持踏襲、継続するということですので、基本的に第1期の策定に携わっていただいて、第1期の内容をわかっている方に基本的には委員をお願いしています。ただ、充て職の部分もありますので、実際は人が変わっているという部分がありますが、基本的には第1期の方に依頼をしています。アドバイザーについては、お2方ですが、うち1名は現在、北海道立総合研究機構副所長の松村さんという方で、この方は第1期の策定で携わっていただいています。もう1人は、北海道田舎活性化協議会の大山慎介さん、STVラジオでも番組を持っていますが、この方が非常に地方創生に造詣が深いということで、南幌町のこともラジオ等でPRしていただいている、この方に依頼をして受けていただいて、地方創生推進交付金などの部分で的確なアドバイスをいただいているところです。

内田委員 職員の方は何人ぐらいセミナー受けられたのか。

企画情報G主幹 職員については、事務局ということでまちづくり課の企画情報グループの職員となっています。

内田委員 ありがとうございます。大勢いる中でどのような方を選ぶかというところが、やはり縁といいますか、そういうものがあるだろうと思いますが、第1期から係わってる方ということで、わかっていらっしゃる方だなということはわかりました。そういう方の目一杯力をいただいて、役立てていただきたいと思います。以上です。

本間委員長 ほかに質疑はございませんか。なければ質疑を終結いたします。
(はいの声)

それでは、2番職員給与費、給与費明細書の説明をお願いします。

総務課長 それでは予算書57ページをお開きください。下段でございます。9目職員給与費、本年度予算額8億6,153万6,000円。職員給与費として、町長、

副町長、教育長、一般職に2号会計年度任用職員、合わせて109名分の給料、各種手当、共済費を計上しております。なお、本年度の新規採用予定者は2名です。

予算書139ページをお開きください。給与費明細書でございます。1特別職、本年度、長等が3名、議員11名、その他特別職358名で、合計372名分の報酬や給料、共済費など、総額1億1,538万7,000円を計上しています。前年度との比較になりますが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、従来の嘱託職員及び交通安全指導員が特別職ではなくなったことから、人数ならびに給与費等が減となっています。

次に、140ページ、2一般職です。(1)総括、本年度の職員数については、一般職の常勤職員とフルタイム会計任用職員の数となります。本年度は101名で、昨年度より2名の増となります。括弧内の37は、再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員を示しています。昨年度より33名の増です。なお給与費、共済費については、一般職の常勤職員、再任用職員、及び会計年度任用職員の総額となり、8億6,857万7,000円です。下段、職員手当の内訳につきましては省略させていただきます。

次に、141ページ、ア会計年度任用職員以外の職員です。この表は一般職の常勤職員についての表となります。本年度の職員数は100名で、昨年度より1名の増となっています。括弧内の5は再任用職員を示しており、昨年度より1名の増です。なお給与費、共済費については一般職の常勤職員及び再任用職員の総額となり、8億1,115万1,000円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に、142ページ、イ会計年度任用職員です。今年度より導入された会計年度任用職員の明細となります。本年度の職員数は、フルタイム会計年度任用職員が1名、括弧内の32名はパートタイム会計年度任用職員の数となります。なお給与費、共済費については会計年度任用職員の総額となり、4,970万6,000円です。下段、職員手当の内訳については省略させていただきます。

次に、143ページ(2)給料及び職員手当の増額の明細です。給料については、1,358万4,000円の増で、その理由については昇給及び職員の新規採用の影響によるものです。

次に、144ページ、職員手当は984万8,000円の増額で、職員の期末勤勉手当の増が主な要因です。145ページから148ページにかけては、職員1人あたりの給与、初任給、級別職員数、給与別の基準となる職務、昇給などについて、それぞれ前年度と比較して記載しておりますので参考にさせていただきます。

次に、149ページ、オ。期末勤勉手当につきましては、支給率は前年度との比較で、国の制度に準拠し年間0.05カ月分を引き上げております。カ、定年退職及び応募認定退職に係る退職手当は、勤続年数ごとの支給率で、すべて国に準拠しています。なお、早期退職に伴う加算率についても、国に準拠しています。キ、特殊勤務手当、ク、その他手当については参考としてさせていただきます。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

それでは質疑を終結いたします。

次に、審査順序３番目 諸費から監査委員費について。同時審査として環境衛生費、じん芥処理費、し尿処理費、ふれあい館管理費を追加します。よろしくお願いします。

総務課長 それでは予算書５８ページをごらんください。下段です。１０款諸費、本年度予算額８５５万８，０００円。説明欄、防犯対策推進事業として、５３６万８，０００円。ここでは１７節備品購入費で、防犯用備品としてふるさと物産館ビューロー向かいに防犯カメラ１台の設置経費を計上。また、１８節負担金補助及び交付金では、街路灯補助金などを例年並みに計上しています。

次に、５９ページ上段、行政区長活動経費として１８２万５，０００円。全１９名の行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償を計上しております。

次に、総合賠償補償経費として５３万円。人口を基に算出する全国町村会総合賠償補償保険料を計上しております。

次に、諸経費８３万５，０００円。各種団体等への負担金を計上しております。前年度との主な相違ですが、１８節負担金補助及び交付金で、次ページ、救急安心センターさっぽろ負担金として、さっぽろ連携中枢都市圏事業である救急医療相談、医療機関案内、救急車要請など２４時間３６５日対応窓口に対する負担金を新たに計上しています。

まちづくり課長 ６０ページ中段をごらんください。１１目総合計画費、本年度予算額１４万７，０００円。行政評価システム事業は、行政評価委員会の開催経費として、委員８名に係る報酬と費用弁償を計上しています。

税務課長 ６０ページ下段をごらんください。２項１目税務総務費、本年度予算額２万３，０００円。説明欄、税務総務経費では、固定資産評価審査委員会の開催に要する経費として、委員３名に係る報酬及び費用弁償を計上しています。次ページにまいります。

２目賦課徴収費、本年度予算額７６２万１，０００円。説明欄、町税等収納対策本部設置事業では、徴収業務に係る経費として１１万円を計上しています。

次に、租税教育事業では、子どもたちが税の知識や役割を正しく学ぶ機会として、中学３年生を対象とした租税教室、小学５年生を対象とした標語コンクールの実施に要する経費として１万７，０００円を計上しています。

次に、賦課徴収経費では、町税の賦課徴収業務全般に係る経費として７４９万４，０００円を計上しています。新規としまして、１２節委託料で標準宅地鑑定評価を基に行う路線価鑑定評価業務１７９万円を計上。減額の主なものは、昨年実施した標準宅地鑑定評価業務１３２万円。電子申告システム改修経費３３万円で、その他の経費は前年並みに計上しています。

住民課長 予算書の６２ページ中段になります。３項１目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額１，２４５万３，０００円。戸籍住民経費では戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に係る業務、住民基本台帳ネットワークシステム、パスポート交付事務、個人番号制度に関する事務経費を計上しています。増額の主な要因は、個人番号関連事務交付金で個人番号カード交付見込み件数の増によるものです。以上です。

総務課長 次に６３ページ下段、４項１目選挙管理委員会費、本年度予算額２６万５，０００円。説明欄、選挙管理委員会運営費として、次ページにかけて、委員４名

分の報酬、費用弁償、及び任期1回中の委員研修に係る費用を計上しています。

次に、2目町長・町議会議員選挙補欠選挙費、本年度予算額635万9,000円。説明欄、町長・町議会議員補欠選挙事業として、次ページにかけまして、本年12月に執行予定の町長選挙と町議会議員の欠員に伴う公職選挙法第113条第3項の規定により、町長選挙と同時に行う議会議員補欠選挙に係る一連の経費を計上しております。以上です。

議会事務局長 次のページ、66ページをお開きください。統計調査費につきましては商工費での説明となります。下段、6項1目監査委員費、本年度予算額121万8,000円。事業名 監査委員運営経費では、監査委員及びその業務にかかわる経費を計上しております。

住民課長 続きまして、同時審査科目の説明をします。83ページをごらんください。4款衛生費1項3目環境衛生費、本年度予算1,541万6,000円。環境衛生経費では、南幌墓地管理、スズメバチの駆除に要する経費等で34万5,000円、南空知葬斎組合負担金として1,507万1,000円を計上しています。増額の主なものは、南空知葬斎組合負担金で、伏古斎苑火葬炉の改修工事により、761万8,000円の増となっています。

続きまして、85ページ中段をごらんください。3項1目じん芥処理費、本年度予算額1億6,860万6,000円。ごみ処理対策事業では、不法投棄対策並びに処理困難物等の処理に要する経費、生ごみボックスの購入経費など53万5,000円。南空知公衆衛生組合負担金1億6,447万4,000円。

次ページ、道央廃棄物処理組合への負担金359万7,000円を計上しています。増額の主なものは、南空知公衆衛生組合負担金で、破碎処理施設の改修工事により4,405万9,000円の増となっています。次ページにまいります。

2目し尿処理費、本年度予算額1,160万円。し尿処理については、北広島市との事務委託により、し尿等処理委託事業として計上しています。

総務課長 続けて、同時審査分の説明を行います。予算書97ページをごらんください。下段でございます。5款1項6目ふれあい館管理費、本年度予算額778万円。説明欄、ふれあい館管理経費として、燃料、光熱費、管理清掃業務2名分に係る委託経費をはじめ、管理運営に必要な経費を計上しております。以上です。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

菅原委員 予算資料の10ページ、一番下の防犯対策推進事業で、防犯カメラ設置一基に対しておいくらするのか。1点だけ伺います。

環境交通G主幹 防犯カメラ設置事業ですが、令和2年度にビューローに1台、103万1,800円、税込金額を計上しています。

菅原委員 103万円ということで、毎年1基ずつということですが、先日ミニ懇談会とかを今やっていて、そこで話が出ましたが、毎年1基ずつしか設置できないのかという話がありました。それとお金のかかることなので、100万円という結構大金なので仕方がないという気もしますが、全国的にいろんな事故や事件などがふえていますので、そこはどのようなお考えなのか。それと、この後は何カ所ぐらいの設定を考えているのか、例えば役場にしても1カ所だけでいいとか、それとあいくるの場

合も表と裏にするとか、今後どのような方針で進めていくのかをお伺いします。

環境交通G主幹 まず、防犯カメラの関係ですが、平成28年度から設置しています。平成28年度から令和2年度の間で設置計画に基づき設置をしているところです。昨年度は夕張太ふれあい館に1台設置しています。今年度はビューローに1台設置ということで計上しています。今後、令和3年度以降については、令和2年度中に各公共施設担当部局、教育委員会も含め今後の設置有無について検討をしたいと考えています。

石川委員 59ページの行政区長活動経費に関連してお伺いします。まず1つ、行政区として19行政区を編成していますが、全部ではないでしょうけども、行政区や町内会に入らない住民があちこちでいると聞きます。私の区でもいますし、農村部でもそうですし、市街地のほうでも町内会に入らない町民が最近目立っているという形です。ちなみに条例を見たところ、行政区を編成する目的としては、町行政の民主的かつ効率的な運営を図るために行政区を設置するという形で考えていますが、実際行政区に加入しない住民に対しては、いろいろ町からのお知らせなど、例えば広報の配布は職員が行っているのかと思いますが、行政区内でのコミュニティや緊急時の対応としては、入らなければなかなか平等な形で対応できないのではないかと、また行政区内でも不都合があるという形で聞いています。老人会の組織もあるでしょうし、他のものもあるでしょうけども、加入しない住民に対して行政区によっては働きかけしているところもあるでしょうが、町として何らかの手立てはされないのか。野放しと言ったら失礼ですが、そんな形で放置してよろしいのかどうかということをお聞きします。

それと加えて、以前も、私この予算特別委員会で質問したことがありましたが、農村部の行政区は結構人口が減っていて、区の行事がほとんどできないぐらいの人数だとか、役員を選出するにも結構早く順番が回ってくるということで、行政区等を運営していく上で負担に感じている人が多く、そういったことに対しての声も聞きます。例えば、私が住んでいる10区もそうですし、隣の9区もそうです。また、7区もそうですし、とにかく行政区だ、今の単区だけではなかなかやりづらいということで、そういったことで編成のし直し。要するに学区というふうな形の方角を打ち出すことができないかということ聞いたところ、あくまで住民の判断に委ねるので、町としてはという話もしていましたが、それでもやはり何かのきっかけとして、町のほうで働きかけとか何かそういったことも必要ではないかと。加えて、今職員がみんな行政区等に担当職員として張り付いていますから、それから通じてでもそういった学区の働きかけということはあってもいいのではないかと思うんですけども、今はそれでも何とか回っているでしょうけども、将来的にも当然やっぱり農村地区の人口が減ってきていますので、そういった面から考えても早いうちから手立てする必要があるのではないかなと思うんですが、それについてどういうふうに考えておられるか。

そしてもう一つで、これも昨年聞きましたが、美園地区でもそろそろ町内会という形で編成したらいいのではないかという話をしました。そこで、もっと世帯数がふえてからというふうな話が出ましたけども、そういつて美園自体は本当に区の所属がない状態でそういうふうな形で何年も経過しているんでしょうけども、そんなのが一つの前例となって他の行政区にいながら行政区等に入らない人もいるのかなと、そん

な気概もしますが、例えば聞いた話では北町は60戸ぐらいで町内会として編成したという話を住民の方から聞いたことがありました。それなのに、美園として町内会を編成していくこと、でコミュニティの維持など、町としても運営していく上で効率的な形でできるのではないかなと思います、その辺りについてどういうふうな見解があるのか伺いたします。

総務G主査 町内会の関係です。まず一つ目の町内会未加入者への働きかけの件ですが、あくまでも町内会の加入については個人の判断というところもありますし、町内会での取り組みということで、町としては加入してくださいという話はしていません。

2つ目の農村部の再編の関係ですが、人口減少や高齢化が進む中で担い手がいないなどで行政区の運営に影響が今後出てくるとことは考えられます。行政区の再編については、地域によっていろいろな実情や運営方法がありますので、簡単に進めることができないのかなと考えています。ですので、各行政区の運営状況や課題問題点をまず把握して、他の市町村での行政区の再編の動きなども情報収集しながら行政区のあり方について検討したいと考えています。

3つ目の美園地区の町内会の設立の関係ですが、美園地区については、3月1日現在の世帯数が約60世帯ぐらいになっています。その他にも売却済みの区画も数区画あると聞いており、年々世帯数が増加しているという状況です。町内会の設立につきましては、従来150戸ということをめどとして、役場から声をかけさせていただいて協議をしてきたという経緯があります。地域の要望や意見の把握で、協働のまちづくりというところでは町内会という組織は非常に重要な役割を持っているのかなというふうに思っていますが、こういった役割のほかにもごみステーションの管理や防犯灯の管理、広報の配布、また、設立後については自主的な運営というのが必要となりますので、地域への説明やこれによる地域の方の十分な理解をいただくことが重要になると考えています。そういったことから、内部でも設立に係る検討を行いながら、地域のニーズや考え方を把握しながら進めていきたいと考えています。

石川委員 まず1つ目の未加入者に対してですが、あくまで本人の判断に委ねるというふうな形で、町は行政区等に働きかけをしてないということですが、町として何かのアプローチなどをしなければ、いろんな面で今も地域の共同体というか、例えば地域防災の組織を組もうかという中で、そういうバラバラでコミュニティの取れないような状況では地域もまとまりきれないと思いますし、一番困るのはやっぱり町だと思うんですね。職員がいろんな面で不都合なものが生じてくるような感じもするので、せめて何か働きかけということはあってもいいのではないかと思います。行政区内で最初に引っ越して来た時に区長さんが働きかけてやっているということがありましたが、私が会ったある1人にとっては、町の広報はいらないと、ホームページを開けばいくらでも見られるし広報なんて配らなくてもいいと言いながらも、何らかの苦情を言っているような人もいますし、また、町に対してそれとはなしに期待しているところもあるでしょうが、それがなかなか出せないという面もあるのかなと思います。一応全体を司る行政の立場として、そういった方に対して一言アプローチや何か働きかけしていただきたいなと思いますが、再度お願いしたいですけどもできないも

のでしょうか。

それから行政区の再編については、いろんな情報を収集した中でこれから検討していくというふうな話でありました。いろんな地域の事情もあるのでしょうかでも、やはりどこかのきっかけでそういう再編につなげることでもしなければ、ずっとそのままいくと思うんですね。私ごとですが、私の同僚議員で隣の行政区なので、私たち議員をきっかけに何か働きかけるようなことしようかということで、以前も何年か前に前期の議員とそんな話をしたこともありましたが、そういったことでなかなかこう住民もそういう検討に対して熱を帯びるまでには短期間ではいけない。やはり時間をかけて長いスパンの中で進めていかなければ、その地域性もあるとは思いますが、そういった中での行政側からのきっかけや働きかけを是非していただきたいと思うんですけども、情報収集して検討するだけであって、何かしら手をかける予定はないのか、その辺りもお伺いします。

そして、美園地区につきましても、本当に今言われたように60戸あるということで、確かにいろんなところから来ていて班も編成しているのかどうかちょっと詳しくわかりませんが、住んでいる人同士でコミュニティというのはつながっているのかどうか。もし、このままで何年間も続くようであれば、本当にバラバラな住民みたいな形、でコミュニティがないようなことになるのではないかという不安もありますが、どのようにフォローをされているのか、その辺りについてもお伺いします。

総務G主査 まず1点目の未加入者の関係ですが、加入していない方について町では実際は把握してないです。誰が加入していないかはわかりませんので、加入の働きかけといいます、町内会の役割というのは、こういう活動をするということを周知していきながら町内会活動に対して理解をいただき、加入促進を図っていくようなことで進めていければと考えています。

2点目の再編の関係ですが、行政からのきっかけということでまずは情報収集をして、行政区の考え方等を十分に把握した中で、その後に判断をさせていただきたいと思います。以前、昭和58年に行政区再編成推進委員会というものを立ち上げ、いろいろ協議したという経過もあります。第三者が入った中で協議というところもありましたので、そういったところも参考としながら検討はしていきたいと考えています。

あと、美園地区のコミュニティの関係ですが、美園地区の小学校の裏に住んでいる方は長い方でたぶん20年ぐらい住んでいるかと思います。美園2丁目に住んでいる方は、ごみステーションの係などといったものを、その地域でルールを作りながら進めているようだということを聞いています。また、ちょっと離れたところ、今販売をしている箇所については、新しい方がどんどん入ってきた中で、去年の夏に任意で集まった方で食事会を開催したということを聞いております。ある程度、自らコミュニティを取っていただいているのかなと理解はしています。

石川委員 再度お伺いします。これからどういうふうな形で動くか期待させていただきますし、そういう情報をただ温存しておくのではなくて、行政区のほうに働きかけることを、まずはお願いしたいと思います。

それと、今は美園地区で分譲を進めていますが、新しく入る方たちにとって立地もそうでしょうが、先に住んでいる人たちからの口コミや、それなりに町内として、こ

ういうふうな形で楽しい、南幌町は良いという口コミなどがあれば、なおさら来る人に対しての後押しになるような気がします。ですから、町内会の組織といいますか、町内のコミュニティを少しでも高めて、ある程度まとまった形のものとしてなりうるように進めてほしいと思います。ちなみに、この話は私だけではなく、同僚議員も同じような形で意見として言っていますし、住民からも出た話でして、そういったことも十分考えていただいて、軽んじた形で捉えないようにお願いしたいと思います。

総務課長 今の石川議員の話ですが、まずは行政区の再編の関係で担当のほうからも話がありましたように、他町村の情報もそうです。近年、平成の頭に一時、7区と8区の合併の話が持ち上がったことがあります、最終的には話がまとまらなかった。当時は総務課もちょっと関わってしまして、なかなか最終的に合意に至らなかったという部分もありますので、まずは各地区の話を伺って、どのような状況かというのがありますので、そのような話が出てくれば。我々の耳には今現在入っておりませんので、そういうことがあれば、当然今言ったような、他の町内会でどのように進めたらいいのかという部分もありますので、その辺の検討はさせていただきたいと思います。また、区長会の会議、行政区長ではなく、区長会の区長の皆さんの会がありますので、その中で話し合いもできるのかなと思いますので、そういうことがあれば、その会議の時に我々からも話をさせていただければと考えています。その中で声があれば、ちょっと取り組みを進めたいと思います。

美園地区の関係については、以前からお話ししたとおり、町としても町内会組織は必要だと考えていますので、過去は150戸という目安ですが、これからおそらく令和2年度も多くの方が入って来られると思いますので、なるべく早い段階で町内会が設立できるようにと考えています。ただ、現在の美園地区の方については町内会費を徴収していないという部分がありますので、そういう調整などもいろいろと問題が出てくると思います。その辺を見ながら、美園地区については町内会の設立に向けて進んでいきたいと考えています。

佐藤委員 1点だけですが、資料の85ページのごみ処理対策事業、先ほど生ごみボックスの設置ということで話がありましたが、設置地域はどちらに置かれたのですか。また、この生ごみボックスの設置基準はあるのでしょうか。それと昨今、生ごみを出した高齢者が車にはねられたと、道路側に入口が向いていて交通事故があったとありましたが、本町はそういう危険場所がないのかどうかということと、今後、生ごみボックスの維持管理はどのような形でされているのか。そのことをお聞きしたいです。

環境交通G主幹 今回予算計上をしている地区は、これから美園地区の世帯がふえるということを見込み、美園地区で1台計上しています。設置基準についてありまして、その地区において10世帯以上使われること、設置場所については町有地であること、それと消防の防水施設等が設置されている場合は、消防の基準もありますので、消防法及び除雪の関係がありますので、町の土木担当者と収集している南空知公衆衛生組合等で立ち合いし、設置基準に問題がなければ設置許可ということになります。あくまでも、行政区から南空知公衆衛生組合長への申請要望という流れになります。

維持管理ですが、当然ごみステーションについては、各行政区・町内会の方々に除

雪や残留ごみの処理等を含め、ごみステーションの管理については各行政区・町内会の方々にお願いをしているところです。

佐藤委員 維持管理のほうはそうですが、雪山や大雪で壊れたという場合にはどこで設置等を行うことになるのですか。

環境交通G主幹 修繕については、行政区のほうから修繕の要請をいただいて、環境交通グループで現地を確認し、予算等々の関係もありますので、軽微な修繕で済むのか、または新しく設置をしなければならないかも見て、予算等の関係もありますので、その辺も財務グループと協議をしながら進めていきたいと考えています。

佐藤委員 それともう1点だけお聞きしますが、住民の方から聞かれたのですが、商業地域の中は一件ずつ間口に置いて収集するという形ですが、ごみ収集車が交通渋滞の妨害になっている状態で、商店も段々少なくなっている中で、これからも一件ずつ収集するのかという声がありました。その件に関しては、何も考えていないのでしょうか。

環境交通G主幹 そういった要望や苦情などは一切聞いていません。以上です。

本間委員長 ほかにございませんか。(なしの声)

なければ質疑を終結してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、午後1時10分まで、休憩といたします。

(午前11時50分)

(午後 1時10分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中の残っていた答えを先にお願ひします。

総務G主査 地中熱導入による費用対効果についてです。環境省の補助事業については、平成30年の南幌町地球温暖化計画及びその進捗状況報告書の数字に基づき、費用対効果を算出して応募申請しています。平成30年のA重油の使用料については、2万6,196リットル、金額として204万6,500円となっています。これらの数字に基づき、ランニングコストの削減効果については、設計段階による試算ですが今までのA重油の料金と既存の空調設備を動かす電気料が地中熱導入により基本的にはすべて電気料という計算になります。試算では年間189万2,945円の削減効果となっています。今回の環境省の補助金については、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金という名称となっており、二酸化炭素の削減効果に重点を置かれている補助事業ということで、導入について二酸化炭素の削減については、年間48.02トンの削減効果となっています。

総務課長 今は従来のA重油と電気料がかかっていますが、このヒートポンプを入れることによって、重油代が下がります。ただ、それに伴って当然今度は電気量が上がりますので、その差を計算して今、補助申請上の部分でいきますと、金額について約180万円ほど安くなるということになるということです。

本間委員長 よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。

次に、審査順序3番目 3款民生費。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 予算書67ページをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費、

本年度予算額8, 187万2, 000円。社会福祉協議会運営補助事業では、福祉事業経費と事務局職員の人件費に対する一部補助金、575万7, 000円を計上しています。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助金として、172万1, 000円を計上しています。

民生委員児童委員活動経費では、民生委員協議会に対する委員23名分の活動支援補助金と委員の急な退任等に備え、推薦委員会委員の報酬など214万7, 000円を計上しています。なお、本年度は3年ごとに実施しています視察研修の年となっております。

国民健康保険特別会計繰出金では、詳細については特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金として7, 156万5, 000円を計上しています。68ページをごらんください。

社会福祉総務経費では、行旅病死に係る経費、社会福祉関係団体への負担金、戦没者追悼式の開催経費に対する費用として68万2, 000円を計上しています。1目社会福祉総務費における増額の主な理由は、国民健康保険特別会計繰出金によるものです。次ページにまいります。

2目障がい者福祉費、本年度予算額3億1, 900万7, 000円。地域生活支援事業では、障がいのある方への福祉サービスや相談事業などの経費と、障がいのある方への理解促進を図るための啓発や、手話奉仕員のスキルアップを図る研修などの経費として966万2, 000円を計上しています。70ページをごらんください。

福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方の外出支援を目的に、初乗り運賃24回分の助成チケット経費80万円を計上しています。

人工透析患者等通院交通費助成事業では、透析療法で町外へ通院されている方と、北海道が定める特定疾患受給者証を受けており定期的に通院されている方に対し、交通費の助成経費として47万円計上しています。

精神保健福祉事業では、自殺予防対策としてこころの健康相談やこころの健康づくり講演会、命のふれあい交流事業等に係る経費として80万4, 000円計上しています。

障がい者自立促進交通費助成事業では、障がい者の福祉的就労や自立促進を目的に、障がい福祉サービス事業所へ通所されている方の交通費の一部負担分56万円を計上しています。次ページにまいります。

障がい者福祉経費では、主に障がい者の就労支援や生活介護、補装具の支給などの自立支援給付事業、及び相談支援事業などに係る経費として、3億659万8, 000円を計上しています。72ページをごらんください。

難聴児補聴器購入助成事業では、身体障害者手帳の交付対象とはならない軽度中度の難聴がある児童の健全な発達を支援するために、補聴器購入費等を助成する経費として11万3, 000円計上しています。

2目障がい者福祉費における増額の主な理由は、障がい者福祉経費の扶助費、自立支援医療の増額によるものです。

続きまして、3目老人福祉費、本年度予算額1億2, 700万3, 000円。高齢

者支援事業では、緊急通報装置設置事業、除雪サービス事業、並びに屋根雪下ろし助成事業に係る経費として514万9,000円計上しています。

老人クラブ助成事業では、町内の19の単位老人クラブと老人クラブ連合会への補助金として114万6,000円計上しています。次ページにまいります。

介護保険特別会計繰出金では、詳細については特別会計予算で説明いたしますが、一般会計からの繰出金として、1億1,560万6,000円を計上しています。なお、低所得者保険料軽減繰出金として、保険料段階で第1から第3までの所得の少ない方への別枠公費を投入し、軽減を図る経費として623万5,000円を合わせて計上しています。

老人福祉経費では、自宅で療養することが困難が高齢者の養護老人ホームへの入所措置費と、高齢者への虐待発生時における緊急保護措置費用などの経費として510万2,000円計上しています。

3目老人福祉費における増額の主な理由は、介護保険特別会計繰出金によるものです。

住民課長 73ページ下段になります。4目重度心身障害者福祉費、本年度予算額2,309万円。重度心身障害者医療費助成経費では、重度心身障害者医療費の一部助成に要する経費を計上しています。道の補助率は2分の1で、実績を考慮し計上しています。次ページにまいります。

5目ひとり親家庭等福祉費、本年度予算額378万8,000円。ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の父親、母親及び子どもの医療費の一部助成に要する経費を計上しております。この事業につきましても道の補助率は2分の1で、ほぼ例年同様の計上でございます。

保健福祉課長 続きまして、74ページ中段になります。6目地域包括支援センター事業費、本年度予算額313万4,000円。地域包括支援センター事業では、介護予防サービス計画作成などの経費を計上しています。

住民課長 74ページ下段から次ページにかけての説明となります。7目後期高齢者医療費、本年度予算1億5,033万4,000円。後期高齢者医療事業では、本町が一般会計で負担すべき後期高齢者広域連合への負担金及び後期高齢者医療特別会計の繰出金のほか、新規事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のための費用として、看護師、管理栄養士に係る人件費のほか、消耗品費、備品購入費などを計上しています。

保健福祉課長 76ページをごらんください。2項1目児童福祉総務費、本年度予算額8,575万4,000円。学童保育事業では、臨時指導員5名分の報酬と事業運営に係る経費として942万2,000円計上しています。なお、令和2年度の3月6日現在の入会児童予定数は55名となっております。

早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などを支援する事業経費として、23万1,000円計上しています。次ページにまいります。

児童生徒等医療費助成事業は、中学生から高校生までの医療費の一部助成費用、並びに小学生以下の子どもの医療費全額助成経費1,142万4,000円を計上しています。

児童福祉総務経費では、すきやき隊活動事業、乳幼児等医療助成事業、障害児支援給付事業などに係る経費、6,467万7,000円計上しています。1目の児童福祉総務費における増額の主な理由は、障害児支援給付事業の児童発達支援や放課後等デイサービス通所の利用者増加を加味しております。78ページをごらんください。

2目児童措置費、本年度予算額7,997万円。児童手当支給経費では、中学校修了までの児童を対象に年3回、延べ7,307人分を計上しており、出生人数などの推移を基に計上しております。3目保育所費、本年度予算額1億8,961万8,000円。

保育所等運営補助事業では、いちい保育園と認定こども園みどり野幼稚園、また、子ども・子育て支援法に基づく延長保育や一時預かり事業などの実施に対する補助金などを計上しており、増額の主な理由としては、昨年10月からの無償化に伴うものです。なお、施設型給付の利用申し込み状況は、3月6日現在でいちい保育園が76名の申し込みがあり、認定こども園みどり野幼稚園の幼稚園部分が70名、保育部分が16名となっております。次ページにまいります。

4目子育て支援費、本年度予算額836万6,000円。地域子育て支援センター運営事業では、いちい保育園に委託して事業を実施しているほか、本年度より子育て短期支援事業を新規事業として実施いたします。また、養育支援訪問事業ではヘルパーによる家事や育児支援を追加し、ファミリーサポートセンター事業ではひとり親家庭や1歳未満の乳児がいる世帯への保護者負担金を軽減いたします。なお、ファミリーサポートセンター事業は、昨年まで児童福祉総務費で計上していましたが、子ども・子育て支援交付金交付要綱の変更により、本町の事業も該当することとなったため、子育て支援費に移行しております。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

菅原委員 予算資料の11ページ、自殺予防対策事業ですけれども、以前から長沼の先生がいらしていたと思いますが、その先生も今後続けられるのかどうか。それと今は平均何名ぐらいの町民の方が来ていて、どのように参加を呼びかけているのかをお伺いいたします。それから、その下のところの学童保育事業ですが、これに関連してなんですけれど、今コロナ対策で学校が休みで、全国でも学童保育事業のことがテレビニュースでも出ていますが、本町の場合はどのようなになっているのか。そして令和2年度4月からの体制ですが、このまま終息しなければ、学童保育のほうはどのような対策をしていくのかをお聞きいたします。

それと、12ページの保育所等運営補助事業ですが、保育料などが今度無料になってきますけれど、給食費などが高くなって保護者の負担はそんなに変わらないという話をよく聞きますが、これは町営でやっていることではないのでわかる範囲でよろしいですが、そこのところがどのようなになっているのか、今後の見通しなどをわかる範囲で教えていただきたいと思います。以上です。

健康子育てG主査 1点目のところの健康相談についてご説明します。今、長沼のポロナイクリニックの高塚先生が、月に1回あいくるに来て健康相談として日を設けていますが、近年、相談の件数としては年間5件、今年度については、現在のところ3件ということで、過去と比べると減少してきているのが事実です。来年度について

も同じように月1回高塚先生に来ていただいて実施は続けていきますが、全体の周知については町の広報誌、ホームページ、それから特定健診などで、こころの健康づくりスクリーニングを皆さんに実施させていただいており、その中で心配な方については勧奨をしています。事業は、これからも継続していく予定になっています。

健康子育てG主査 まず学童保育についての御質問ですが、現在本町の学童保育はあいくるで実施しています。3月1日現在の在籍は38名で、3月9日現在の受け入れ9名となっています。ただ、3月25日までが学校の休校ということで、そこまでは一応預かるということで今保護者の方にお話させていただいておりまして、それ以降については学校の再開に伴って、また状況を確認させていただき、保育場所も含めて検討させていただく形になっております。

次に、保育所費については、保育料は確かに無償化になっていまして、給食費は施設ごとに設定されています。いちい保育園は10月以降、主食費が1,500円、副食費が4,500円。認定こども園の1号認定の主食費が500円、副食費が4,500円。2号認定の主食費は月額1,000円、副食費は4,500円となっています。この無償化に伴って給食費は外に出た形になっていますが、今で保育料と比較して給食費のほうが高いという世帯の方はおりません。そのような状況となっています。

菅原委員 自殺予防対策事業で、思ったよりも件数が少なくて、良かったのか悪かったのかちょっとわからないですが、やっぱり心の問題はこれからますます複雑化されるのでふえそうな気がしますので、その啓発といいますか、気軽に来ていただきたいということを今後も継続していただければありがたいと思います。

それと、学童保育ですけれども、今お聞きしたら案外少ないなと思ってびっくりしたんですが、これは今現在のことをお聞きして申し訳ないですが、コロナウイルス対策で預かってほしいとか、南幌町は結構の働いているお母さんたちも多いし、いろんなことがあると思いますが、今までは学童には入っていないが預かってほしいという要望等はなかったのでしょうか。それだけお聞きします。

健康子育てG主査 学童保育の問い合わせについては、一応預かってほしいというのがありましたが、現在来ている家庭のお子さんです。学童保育に在籍していない、ひとり親世帯等で預かってほしいという相談はありませんでした。

佐藤委員 資料の67ページの社会福祉総務費の中の、今まで人権啓発活動事業が予算に入っていましたが、今年度はゼロになっています。その理由を教えてください。

それと社会福祉総務費の高齢者事業団の中ですが、登録者の年齢も年々高齢化しているということをお聞きしています。仕事の数と登録者のバランスは今、どのようになっているのか。今、高齢者の除雪の依頼などが結構あるみたいですが、働く方が高齢化によって段々少なくなっているということもお聞きしています。今年度はそういう形で大丈夫なのか。また、今後のお考えがあればお聞かせ願います。以上2問です。

福祉障がいG主幹 1点目の人権擁護委員の関係の予算で0円になっているというものの質問ですが、令和元年度の予算において、小学校のほうにお花を植える人権の花という事業が持ち回りでしたので、令和元年度の事業においては、事業費などで材料費等を予算措置していたところです。今年度については、事業がありませんので、ゼロということになっています。

社会福祉担当主幹 2点目の事業団の除雪の関係ですが、まず、年齢の高齢化という事ですけれども、確かに高齢者事業団で活動されている方の高齢化は進んでおります。新たに加入者がふえているかという、なかなか進んでないという状況です。現在人数も100人を確か切っているかと思いますが、それは働き方改革等で仕事の年齢が高くなってきているということもあり、社協だより等で加入の周知はしていますが、新しい方がなかなか入ってこないという状況になるかと思いますが、あと、仕事上の件数と登録者のバランスということですが、そういったことから、人数が減っているんですけれども、仕事をやりたいという方と仕事ををお願いする方のバランスは、なかなかやりたくても希望している仕事ではないという方もいらっしゃるし、誰でもその仕事に派遣できるというものでもなく、その人の特性に合ったものでなければ、上手い具合に派遣もできないというところで、なかなかバランスが取れていないというところもあるかと思っています。あと、除雪の関係ですが、年々高齢者の方がふえてきて、町のほうでも除雪の事業をやっており、それを事業団で受けていますし、また、町の該当にあてはまらない方について事業団で直接受けている状況です。人の数はふえていませんが、一人当たりで担当する除雪の件数がふえてきているのかと感じています。そういったことから、なかなか担い手となる方も高齢となっていますし、バランスも取れてないという状況ですが、そういった中でも事業団に入って活動していただける元気な高齢者にできるだけ多く入っていただけるよう、周知に取り組んでいきたいと思っています。

佐藤委員 ありがとうございます。人権啓発活動事業はそのような形で予算計上をしてないという話でしたが、ここの部分はすごく大事な部分ではないかと思っています。それを無くして終わりなのか。何かすごく大事な部分なので、それに代わるようなものを考えているのかどうか、それをお聞かせ願います。

それと、先ほどの高齢者事業団ですが、今おっしゃられたように働き方改革で本当に70歳まで働こうということで、だんだん高齢者事業団の登録者数が少なくなっていくのではないかとありますが、高齢者になってもお手伝いしたいという思いの方がいらっしゃると思うんですよね。そういう中で、今の高齢者の内容のメニューだと、本当に70歳以上であれば厳しいなというメニューもあるとは思いますが、今後どのような内容だと働けると、そういう内容だとか、どのような仕事であればできますよとか、何かそういうわかりやすい仕事の内容などを、何か住民に示していただけるように掲示するとか、具体的に単身者で女性であれば電球の交換ができないのでそれだけしてほしいとか、何かわかりやすく、こういうことでも頼めるというようなそういう形であいくるの中に掲示するなどもできるものではないかと思っていますので、ぜひ、そういう部分では今後すごく大事なところになってくるとしますので、そちらのほうの啓発を考えていただけるかどうか。この2点です。

福祉障がいG主幹 委員のほうから新たな事業等を何か考えがないのかということでの話だったかと思いますが、この事業は法務局から委嘱を受けた委員がこの委員としてなっており、事業としても町単独で何か直接相談をお受けしたりとかというのは今のところはありませんでした。今後につきましては、近隣の市町村などの動きも見ながら、何か効果のあるものがあったら検討していくようなことで考えていきた

いなと思っています。

社会福祉担当主幹 高齢者事業団のこういった職種であればできますとか、そういうことの啓発の関係かと思います。社協だよりを通じてということで先ほど周知の関係、会員の勧誘の件につきましては、そういったことで周知をさせていただいておりますし、委員おっしゃられましたように、既にあいくるの中にも社協の掲示板に高齢者事業団の会員勧誘の掲示しているところです。他にも周知できる手段や手法はあろうかと思いますが、今後もこういった仕事ならできるのかということも含めて、多くの住民の方に事業団のほうへ入っていただけるような取り組みをしたいと思っています。

石川委員 保育所の関係だけで1点お伺いします。先日の議会報告懇談会の中で、住民のほうから問い合わせがありましたが、町内にはいちい保育所と認定こども園の2つがありますが、農家のお子さんを認定こども園に預けた場合、冬季間は預けられないというふうな形で言われたということを聞きました。いちい保育園は冬季間も預りをしていますが、なぜ、認定こども園は農家の方のお子さんを預からない形になったのか、何か方法はあるのか、その辺りについてお伺いいたします。

健康子育てG主査 説明の時に誤解があったようですが、認定こども園でも農家の方が冬季間預かれないということはありません。預けていただくことは可能です。ただ、どうしても農家の方ですので、冬場はお仕事がない場合もあるかと思いますが、そういった時はちょっとお話の中で対処できるかどうかというような説明は若干している部分もあります。

本間委員長 他に質問ございませんか。ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

次に審査順序4番目、4款衛生費の説明をお願いします。

保健福祉課長 予算書80ページをごらんください。4款1項1目保健衛生総務費、本年度予算額654万6,000円。母子保健事業では、母子手帳の交付をはじめ、妊産婦及び乳幼児の健診、産後ケア事業など、母子保健に係る経費を計上しています。次ページにまいります。

5目予防費、本年度予算額3,450万8,000円。成人保健事業では、各種がん検診実施に伴う委託料や未受診勧奨のための受診券交付の経費。また、肝炎ウイルス検査などの経費として1,861万1,000円計上しています。82ページをごらんください。

感染症予防事業では、乳幼児と高齢者に対する各種予防接種に伴う委託料などの経費1,578万4,000円計上しています。なお、本年10月から小児のロタウイルスが定期予防接種となります。

予防経費では、狂犬病予防接種、畜犬登録などの経費11万3,000円計上しています。

2目予防費における減額の主な理由は、感染症予防事業で、町立病院小児科の開設に伴う予防接種業務委託料が不要になったためです。

続きまして、4目病院費、本年度予算額8億2,136万2,000円。病院事業

会計繰出金では、町立病院で借入れを行った企業債償還の元金及び利息に対する一般会計負担分と、普通交付税及び特別交付税の算入など、一般会計負担の基準による算定分を繰出金として計上しています。詳細については、病院事業会計予算で説明いたします。

5目保健福祉総合センター管理費、本年度予算額5,229万円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理に係る経費を計上しています。増額の主な理由は、機械設備用中央監視装置設置による工事請負費を計上しているためです。以上です。

本間委員長 説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。

菅原委員 どこということではないですが、強いて言えば83ページの保健福祉総合センターについてですが、今度、町立病院で在宅医療を全面的にしていこうというこの話がありましたが、保健福祉課では町立病院との連携をどのようにされるのか、それが1点。町立病院の院内にステーションを設ける考えはないのかどうか、それを1点お伺いします。

高齢者包括G主査 1点目の在宅医療における高齢者の支援での連携についての質問にお答えします。常日頃より町民、特に高齢者の方への支援に関しては、町立病院との連携を密に取っています。町立病院の職員と電話により、随時、町民の様子をお知らせいただく。私たち職員が病院に赴き、打ち合わせ等を行い、そこで支援策について対応の会議をする。また、定例の会議で年間16回、町立病院との会議の場を持ち、連携に努めています。今後も町民の高齢者の介護・医療支援に関しては連携を密に取っていきたいと思っています。

保健福祉課長 2点目の病院内にステーションをというお話ですけれども、訪問看護のステーション等でしょうか。特に、今後は病院の中では今まで以上に地域連携室の動きが多くなっていると思っています。そこを中心に、あとはあいくる内の地域包括支援センターがより密接に連携を取りながら、よその病院を急性期で退院する患者について、もしくは町立病院に入院していて在宅に戻りたいなど、そういったことも今までどおり町の地域包括とやり取りをするような形になると思います。敢えて病院の中に訪問看護ステーションですとか訪問介護ステーション等を置く予定は、今のところないと聞いています。以上です。

菅原委員 1番目の在宅医療についてですが、やはり在宅医療がふえると保健福祉課のほうでも人員、保健師さんといいますか、介護する、いろんな連携をしていく中で、これからもっともっと連携を密にしたり、それから人員に関しても、もう少し考えていかなければいけないのかと思っていましたが、そして、在宅医療が今までよりも24時間体制でいくということですので、保健福祉課のほうでもそのような何か対策といいますか、そういうことも考えていたのかという思いで聞かせていただきました。

それと、院内にステーションを設ける考えはということで話を伺いましたが、私自身議会としても個人的にしても他の病院を見に行く機会も多いんですが、院内の中に福祉課があったり、もしない場合でも今後、病院の同じ建物の中に福祉課を置いたり、それからステーションといいますか、1カ所置いているところも、すごく密に行きや

すいという話も聞いていますので、それでお聞きしました。今度、在宅医療は包括の場面でものすごく重大になってくると思うんですよね。それで、私はこの同じ質問を病院にもお聞きしようと思っていますが、保健福祉課でも、もう一度再度お考えいただいて、スムーズに始めてみないとわからないことですが、24時間体制の在宅医療を町立病院としても重きを置いているようなので、そここのところも再度検討いただければいいのかなと思います。これはお願いということで、お答えは今はいりません。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。なければ質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは職員入れかえのため、2時5分まで休憩いたします。

(午後1時50分)

(午後2時05分)

本間委員長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

続きまして、審査順序5番目 介護保険特別会計について説明をお願いいたします。

保健福祉課長 それでは、議案第18号 令和2年度南幌町介護保険特別会計予算の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。15ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費、本年度予算額172万1,000円。介護保険事業全般に要する費用を計上しています。増額の主な理由は、介護保険業務システム改修によるものです。

次に、2項1目賦課徴収費、本年度予算額58万2,000円。保険料の賦課徴収に要する費用を計上しています。16ページをごらんください。

3項1目認定調査等費、本年度予算額457万3,000円。会計年度任用職員である介護支援専門員報酬、主治医意見書診断手数料など、認定調査に関する費用を計上しています。減額の主な理由は、本年度は要介護認定の有効期間が満了になる方が少ない年度となっているためです。次ページにまいります。

2目認定審査会共同設置負担金、本年度予算額221万4,000円。栗山町・由仁町の3町で共同設置している審査会の負担金を計上しています。

4項1目計画策定委員会費、本年度予算額40万2,000円。本年度は、次年度から3年間の第8期介護保険事業計画の策定を行うため、委員会開催に係る経費を増額して計上しています。18ページをごらんください。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、本年度予算額1億7,999万9,000円。要介護1から要介護5までの方の訪問介護など居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

2目特例居宅介護サービス給付費については、科目設定としています。以下、この目から23ページの3項4目までの特例の名称が付く目については、すべて償還払いの場合の本人申請に基づく給付です。それぞれ科目設定となりますので内容の説明は省略させていただきます。18ページに戻ります。

3目地域密着型介護サービス給付費、本年度予算額1億6,989万9,000円。グループホームや認知症対応型デイサービス等による給付費を計上しています。

次に、5目施設介護サービス給付費、本年度予算額2億9,019万9,000円。

食費、居住費を除き、特別養護老人ホームなどの施設入所に係る給付費を計上しています。次ページにまいります。

7目居宅介護福祉用具購入費、本年度予算額120万円。福祉用具購入に係る給付費を計上しています。8目居宅介護住宅改修費、本年度予算額300万円。住宅改修に係る給付費を計上しています。9目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額2,799万9,000円。介護サービスを利用する際のケアプランの作成料を計上しています。20ページをごらんください。

2項1目介護予防サービス給付費、本年度予算額2,909万9,000円。要支援1と要支援2の方の通所リハビリテーションなど居宅で利用できるサービスの給付費を計上しています。

次に、3目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度予算額39万9,000円。グループホーム、認知症対応型デイサービス利用者等に係る給付費を計上しています。

次に、5目介護予防福祉用具購入費、本年度予算額60万円。要支援認定者の福祉用具の購入に係る給付費を計上しています。

6目介護予防住宅改修費、本年度予算額150万円。要支援認定者の住宅改修に係る給付費を計上しています。次ページにまいります。

7目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額499万9,000円。介護予防サービスを利用する際のケアプランの作成料を計上しています。

続きまして、3項1目審査支払い手数料、本年度予算額62万円。介護サービス並びに介護予防サービス等の審査支払い手数料を計上しています。22ページをごらんください。

4項1目高額介護サービス費、本年度予算額1,860万円。2目高額介護予防サービス費、本年度予算額2万円。1目、2目ともサービス利用額の利用負担限度額を超えた部分について支給する給付費を計上しています。

続きまして、5項1目高額医療合算介護サービス費、本年度予算額400万円。2目高額医療合算介護予防サービス費、本年度予算額1,000円。1目、2目とも1年間に支払った介護と医療の自己負担額の合計額が限度額を超えた時に、申請により支給する給付費を計上しています。次ページにまいります。

6項1目特定入所者介護サービス費、本年度予算額2,799万9,000円。3目特定入所者介護予防サービス費、本年度予算額1万9,000円。1目、3目とも、食費、居住費の自己負担分に伴う低所得者に係る給付費として計上しています。なお、保険給付費全体では5.89%、4,132万9,000円の増額となっています。24ページをごらんください。

3款財政安定化基金拠出金1項1目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円。科目設定としています。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度予算額1,058万7,000円。要支援1、2の予防給付の訪問介護と通所介護や、住民主体のサービスなどによる経費を計上しています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額72万8,000円。予防給付における個々の計画作成に係る経費を計上しています。次ページにまいります。

3目一般介護予防事業費、本年度予算額400万463万4,000円。健康な高齢者が取り組める介護予防事業に係る経費を計上しています。なお、本年度から健康マージャン、ボランティアポイント事業、カフェサロン事業、ふまねっと運動事業については、社会福祉協議会に委託して実施します。26ページをごらんください。

1目包括的支援事業費、本年度予算額51万9,000円。総合相談事業や権利擁護事業、介護支援専門員の資質向上に要する研修会負担金を計上しています。

2目在宅医療介護連携推進事業費、本年度予算額2万5,000円。在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療関係者と介護事業所との連携を強化するために、研修会開催の経費を計上しています。

3目生活支援体制整備事業費、本年度予算額355万6,000円。多様な日常生活上の支援体制の充実・強化や、高齢者の社会参加の推進を図るための生活支援コーディネーター配置に要する経費で、本年度より社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

4目認知症総合支援事業費、本年度予算額27万円。認知症の方や家族に対し、早期診断、早期対応に向けた支援をするために、精神科医師の謝礼や支援推進員の資質の向上を図るための研修経費を計上しています。なお、予算の計上はありませんが、町民への認知症の正しい理解や啓蒙を図るため、北海道認知症の人を支える家族の会のご協力により、研修会を開催いたします。次ページにまいります。

5目地域ケア会議推進事業費、本年度予算額12万3,000円。地域包括ケアシステムを推進するための会議や研修会に係る経費を計上しています。

6目任意事業費、本年度予算額194万8,000円。介護者の集い、配食サービス、成年後見制度利用支援事業、シルバーハウジング生活援助員配置事業などのほか、GPS機器の運用に係る経費を計上しています。28ページをごらんください。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、本年度予算額4,000円。基金及び利子を積み立てるものです。

次に、6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額15万円。被保険者が所得更正を行った場合などに過年度分の保険料の還付が発生するため、実績を考慮して計上しています。2目償還金、本年度予算額1,000円。科目設定でございます。次ページにまいります。

7款予備費1項1目予備費、本年度予算額100万円。前年同様に計上しています。続きまして、給与費明細書の説明をいたします。38ページをお開きください。

本年度から会計年度任用職員制度の導入により、その他の特別職と32ページの一般職と分けて掲載しており、合計で287万円を計上しています。続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをお開きください。

1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億5,120万6,000円。1節現年度分で約5,0005,100万6,000円。第1号被保険者数2,552人、収納率99.00%で計上しています。2節滞納繰越分、本年度予算額20万円。実績を考慮して計上しています。続きまして、2款国庫支出金1目介護給付費負担金、本年度予算額1億3,552万8,000円。施設等給付費の15%、居宅給付費の20%を計上しています。なお、2節過年度分につきましては11ペー

ジの道支出金まで科目設定としておりますので説明は省略させていただきます。

次に、2項1目調整交付金、本年度予算額4,959万5,000円。設置等給付費及び居宅給付費の6.42%分。地域支援事業費総合事業分の5%を計上しています。

2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業、本年度予算額318万円。介護予防・日常生活支援総合事業費の20%を計上しています。10ページをごらんください。

3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、本年度予算額477万円。包括的支援事業任意事業費の38.5%を計上しています。

4目事業費補助金、本年度予算額51万1,000円。介護保険システム改修に係る補助で、事業費の2分の1です。

5目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額90万円。前年度の実績を基に計上しています。

続きまして、3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、本年度予算額2億524万3,000円。2目地域支援事業交付金、本年度予算額429万3,000円。1目の介護給付費交付金は、施設等給付費及び居宅給付費の27%を交付金として計上しています。財源は、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料となっています。国の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の27%を交付金として計上しています。財源は、同じく第2号被保険者の保険料です。次ページにまいります。

4款道支出金1項1目介護給付費負担金、本年度予算額1億1,193万円。施設等給付費の17.5%。居宅給付費の12.5%の道負担分を計上しています。続きまして、2項1目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業費本年度予算額198万8,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。2目地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、本年度予算額238万5,000円。地域包括的支援事業任意事業費の19.25%を計上しています。12ページをごらんください。

5款財産収入1項1目利子及び配当金、本年度予算額2,000円。

続きまして、6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、本年度予算額9,502万円。施設等給付費並びに居宅給付費の12.5%の町負担分を計上しています。2目地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業、本年度予算額198万7,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%を計上しています。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、本年度予算額238万4,000円。包括的支援事業任意事業費の19.25%を計上しています。

4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度予算額623万5,000円、別枠公費による繰入金で、保険料第1段階から第3段階の方に対する軽減分です。

5目その他一般会計繰入金、本年度予算額998万円、歳出の1款で説明しました総務費のうち、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費、計画策定委員会費の事務費を一般会計負担として計上しています。次ページにまいります。

2 項 1 目介護給付費等準備基金繰入金、本年度予算額 1, 1 4 8 万円です。

続きまして、7 款繰越金 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 2 0 0 万円。令和元年度繰越金を見込み、計上しています。

続きまして、8 款諸収入 1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金、次の、2 項 1 目第三者納付金、及び 2 目返納金につきましては科目設定でございます。1 4 ページをごらんください。

3 目雑入、本年度予算額 5 万 5, 0 0 0 円。1 節雑入では、地域支援事業の利用者負担金などを計上しています。以上、歳入歳出本年度予算額 8 億 1 9 万 9, 0 0 0 円。前年対比で 4, 5 0 2 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

以上で、議案第 1 8 号 令和 2 年度南幌町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

熊木委員 資料の 2 2 ページ、地域支援事業について質問します。先ほど健康マージャンやふまねっととか、それが今回取り組まれるので、社協に委託というふうに説明がありました。そのほかにも、社協に委託するものが以前よりふえたのかなと思いますが、その辺のことを質問します。それから、ふまねっとは、昨年亡くなった木村議員が議員になる前に議会報告懇談会の中で、ふまねっとを取り入れてはどうかという質問がありました。そういうのもあって、すごくいいことだと思いますが、これは講師を招いて事業をやるのか、教室とか何かそういう形になるのか、その辺も含めてちょっと詳しくお願いします。

高齢者包括 G 主幹 まず、1 点目の介護予防事業の社会福祉協議会への委託についてです。介護予防事業については、行政が今まで主体となって取り組んできた事業となっています。ただ、今後高齢者のニーズがふえていくことに対応するために、地域での助け合いやボランティアによる活動が必要不可欠になってくると考えています。現在の社会福祉協議会においては、ボランティア団体連絡協議会の事務局として、積極的に各種ボランティアに取り組みを行っているところです。地域住民と全面的に関わりを持ちながら支援を行っているのが社会福祉協議会です。また、通いの場などの活動を今後広げていくためには、住民の参加促進が柔軟にでき、多様な関係団体、企業団体の連携が図りやすい、ボランティア団体であると考えています。また、専門的知識や技術を持った地域の支え合い推進員であります、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置するという事で、地域の声をすくい上げて、各種ボランティアのマッチング等もスムーズに進めていき、柔軟な活動ができると考え、今回社会福祉協議会に委託することとして計画しています。

高齢者包括 G 主査 2 つ目のご質問にお答えいたします。ふまねっと運動は、高齢者にとって身体の負担がなく、転倒しやすくなるといった危険に関して、運動に取り組むことで歩行機能の改善、認知機能、理解の機能の改善に効果がある運動です。そのため、この運動を高齢者へ普及啓発を図るために、今年度は試行的に実施しております。今年度は、計 7 カ所で 1 2 3 名にこの運動の体験をしていただいております。事業の展開としては保健福祉課に配属している生活支援コーディネーターに運動指導資格を得るための講習を受講してもらい、生活支援コーディネーターと私たち職員が指

導者の立場で運動の効果や実際を伝えています。今後も、身近な地域で高齢者が簡単に取り組むことができる運動の一つとして、介護予防の観点から普及を図っていきたいと考えています。

熊木委員 ありがとうございます。ふまねっとのことはわかりましたし、その資格があるんですね。それで今、小さいところでもいろいろこう受けて指導していくという、それはすごくいいことだなと思うので、木村さんも喜んでいると思います。

それから、社協のボランティア団体との連携もということですが、今まで以上に社協の構成する人数がふえていくのかどうか、その辺ちょっと伺いたいです。

高齢者包括G主幹 社協へ委託になる事業に関しては、今までは行政でやってきた部分もあり定着化している部分です。こちらに関しては、社協に委託といっても、全部行政が手を離れたということではありませんので、社協と連携して行うような形にさせていただこうと考えています。人員の増ということは、今のところは生活支援コーディネーター1人を社協に配置するということで、その部分でコーディネーターの分が1人増という形で計上になります。

本間委員長 ほかに質疑はございませんか。

石川委員 この説明資料の中の同じ22ページですが、介護保険給付事業の一番下に書いてありますが、介護認定率の見込みということで19.6%と書いています。あくまで、これは来年度の見込みでしょうけども、これもある程度実数に基づいた数値かと思いますが、南幌町の場合にはだいたい19.6%が第1号被保険者の割合として、これだけの率があるというふうに解釈しますが、広域でやっています他の2町に比べて認定率は南幌は高いのか、それとも低いのでしょうか。その辺りについて。わかれば教えていただきたいと思います。

高齢者包括G主査 一緒にやっています栗山、由仁との比較ということですが、申し訳ございません。その2町についての詳しい数字は現在わからないわけですが、本町については、高齢化になっていくのが他の町より5年ほど遅いというのがありまして、率については今のところ他の町より低いという形にはなっています。

石川委員 高齢化率だから、第1号被保険者の数は比率的には少ないんでしょうけども、その中で介護認定を受けている人の比率はどうなのかという話なんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか、再度お願いします。

高齢者包括G主査 回答がちょっと適切ではなくて申し訳ございません。本町の率につきましては今のところ低いということになっています。認定率についても低いという形になっています。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。なければ質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

引き続き、審査順序6番目、国民健康保険特別会計について説明をお願いいたします。

住民課長 それでは、議案第14号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計予算の説明を申し上げます。

最初に歳出の説明をします。15ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、本年度予算額585万円8,000円。一般管理費では、国保業務のシステム改修をはじめ、国保事務全般に係る費用を計上しています。

次に、下段から次ページにかけての説明となります。2目連合会負担金、本年度予算102万8,000円。北海道国保連合会への負担金を計上しています。

次に、2項1目賦課徴収費、本年度予算55万9,000円。賦課徴収費では、国保税の納付書等の作成、口座振替手数料などの費用を計上しています。

次に3項1目運営協議会費 本年度予算18万8,000円。運営協議会費では、国保運営協議会委員の報酬、費用弁償などの費用を計上しています。次ページにまいります。

4項1目医療費適正化対策事業費 本年度予算79万6,000円。医療費適正化対策事業費では、特定健診未受診者対策業務に係る職員の時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の促進などの費用を計上しています。増減の主なものは、健康カレンダーの作成委託料を、一般会計予算に移行したこと、及びレセプト点検業務が国保連合会での一括点検となったことから、119万7,000円の減額となっております。

次に、下段から次ページにかけての説明となります。5項1目収納率向上対策事業費、本年度予算331万1,000円。収納率向上対策事業費では、滞納データ整理に係る会計年度任用職員の雇用経費、職員の電話催告等に係る時間外勤務手当などを計上しています。増減の主なものは、会計年度任用職員の雇用日数の増などにより、1百87万8千円の増額となっております。

続きまして、2款1項1目療養諸費、本年度予算5億5,626万8,000円、療養諸費では、入院、入院外、歯科、調剤等に関する療養給付費負担金5億5,000万円。補装具の作成等に関する療養費負担金460万円を、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。

次に、2目高額療養費、本年度予算9,620万円。高額療養費では、高額療養費負担金9,600万円、高額介護合算療養費20万円、それぞれ実績に基づき必要額を計上しています。次ページにまいります。

3目出産育児諸費、本年度予算336万3,000円、出産育児一時金として、1件当たり42万円、出産予定件数8件として計上しています。

次に、4目移送費、本年度予算12万円、移送費として4件分を計上しています。

次に、5目葬祭諸費、本年度予算36万円、葬祭費では1件当たり3万円、12件で計上しています。

続きまして、3款の国民健康保険事業費納付金につきましては、北海道により決定された通知額を、それぞれ計上するものです。

1項1目医療給付費分 本年度予算2億965万3,000円、医療給付費分として計上しており、退職被保険者等分については前年度精算分を計上しております。

次に、下段から次ページにかけての説明となります。

2目後期高齢者支援金等分、本年度予算5,821万5,000円。後期高齢者支援金等分を計上しています。

3目介護納付金分 本年度予算2,187万2,000円。介護納付金分を計上し

ています。

次の、4款1項1目共同事業拠出金につきましては科目設定でございます。

続きまして、5款1項1目財政安定化基金拠出金 本年度予算1,000円、ここでは、平成30年度に発生した胆振東部地震において、激甚災害指定を受けた、厚真町・安平町・むかわ町に係る、不足する保険料必要相当額が財政安定化基金より交付され、その交付財源である本町負担分923円を計上するものであります。

次ページからその次のページにかけての説明になります。

6款1項1目特定健康診査等事業費 本年度予算1,475万5,000円。特定健康診査等事業費では、各医療保険者に義務付けされている特定健康診査及び特定保健指導等の費用を計上しています。

特定健診受診率向上対策として、看護師報酬、健診ポイント制度などの費用のほか、新規事業として、北海道及び国保連合会並びに市町村の共同事業である、特定健診受診率向上支援共同事業の経費313万5,000円を計上しています。なお、この新規事業に係る財源は、全額特別調整交付金が交付されることとなっております。

次に、2項1目保健衛生普及費、本年度予算390万2,000円。保健衛生普及費では、被保険者の健康づくりのため、高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種助成、人間ドック健診事業等への助成、医療費通知に係る費用を計上しています。次ページにまいります。

7款1項1目基金積立金、本年度予算1万8,000円。国民健康保険事業特別会計基金利子分を計上しています。

次の、8款1項1目財政安定化基金償還金につきましては、科目設定でございます。

続きまして、9款1項1目保険税等還付金、本年度予算50万円、保険税の過年度還付金として計上しています。次ページにまいります。

2目保険給付費等交付金償還金から、6目その他償還金につきましては、それぞれ科目設定でございます。

次の、退職被保険者等保険税等還付金につきましては、退職者医療制度の廃止に伴い、科目を廃止するものです。以降の「退職被保険者等」という名称の目の廃止についても、同様の理由でありますので、説明は省略させていただきます。次ページにまいります。

2項1目直診施設勘定繰出金 本年度予算4,405万円。直診施設勘定繰出金では、病院事業会計繰出金として、道保険給付費等交付金のうち、直診施設整備に対する特別調整交付金分を町立病院へ繰り出すもので、本年度は、電子カルテの導入及び超音波画像診断装置の更新に係る補助金相当額を計上しています。

次に、10款1項1目予備費、本年度予算150万円。前年度同額で計上しています。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、給与費明細書の説明をします。27ページをごらんください。

1 特別職でございます。本年度、その他特別職9名で、国保運営協議会委員の報酬 16万7,000円を計上しています。次ページにまいります。

2 一般職でございます。本年度、会計年度任用職員4名に係る報酬308万4,000円。期末手当20万円。共済費47万8,000円。住民課、税務課及び保健

福祉課職員計7名分の時間外勤務手当151万円、合計で527万2,000円を計上しています。

次ページ以降については、その内訳となっておりますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明をします。9ページをごらんください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算1億9,892万1,000円。1節から3節につきましては、現年課税分として、いずれも必要額を見込み収納率97%で計上しています。4節から6節につきましては、滞納繰越分として、いずれも実績を考慮し、計上しています。

続きまして、2款1項1目手数料、本年度予算1,000円。科目設定でございます。次ページにまいります。

3款1項1目災害臨時特例補助金 本年度予算1,000円。科目設定でございます。

次に、2目国保業務システム改修補助金 本年度予算336万4,000円。社会保障・税番号制度システム整備に係る国庫補助金を計上しています。

続きまして、4款1項1目保険給付費等交付金、本年度予算7億2,189万1,000円。1節保険給付費等交付金（普通交付金）6億5,631万1,000円、本町の保険給付の実績に基づき北海道から交付され、本町から国保連合会などに対し、保険給付費として支払うものです。2節保険給付費等交付金（特別交付金）6,558万円。保険者努力支援分として、特定健診・保健指導の実施などの取組の指標に対する額、445万8,000円。特別調整交付金分（市町村向け）として、直診施設整備に係る費用など、5,286万円。道繰入金（第2号分）では、医療費適正化や収納率向上の積極的な取組に対する、いわゆるインセンティブ分として、588万6,000円、特定健康診査等負担金として、237万6,000円をそれぞれ計上しています。

次に、2項1目財政安定化基金交付金 本年度予算1,000円。科目設定でございます。次ページにまいります。

5款1項1目利子及び配当金、本年度予算1万8,000円。国民健康保険事業特別会計基金の利子分を計上しています。

続きまして、6款1項1目一般会計繰入金、本年度予算7,156万5,000円。一般会計繰入金については、一般会計が負担すべき繰り入れのルールに基づき計上しています。国民健康保険基盤安定繰入金5,492万5,000円の内訳として、保険税軽減分として、応益分の軽減相当額を公費で財政支援するもので、財源は道4分の3、町4分の1で、3,551万円。また、保険者支援分として、保険税軽減（応益分の7割、5割、2割）の対象となる低所得者数に応じて、公費で財政支援するもので、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、1,941万5,000円。いずれも、補助金は一般会計で受け、町負担分を加えて、本特別会計に繰り入れるものです。

次の、国民健康保険財政安定化支援事業繰入金は、市町村国保の財政安定化のため、地方交付税で措置され、一般会計から国保会計へ繰り入れるもので、1,065万円

を計上しています。

次の、国民健康保険出産育児一時金等繰入金は歳出の出産育児一時金の3分の2を計上しています。

続きまして、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、本年度予算2,536万3,000円。国保財政の安定化を図るため計上しています。次ページにまいります。

7款1項1目繰越金、本年度予算100万円、令和元年度からの繰越金を見込み計上しています。

続きまして、8款1項1目延滞金から、次ページ2項5目特定健康診査等負担金までは、科目設定としています。

次の6目雑入、本年度予算39万3,000円。特定健診に係る一部負担金などを計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ本年度予算額10億2,252万4,000円、前年度対比で5,617万5,000円増の予算となっています。

以上で、議案第14号 令和2年度 南幌町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

本間委員長 それでは説明が終わりましたので質疑を行います。

佐藤委員 1点なんですけど、19ページの出産育児諸費、先ほど8件、1人あたり42万円で8件で間違いないでしょうか。国保だけでも、毎年このぐらいの人数でしょうか。

国保医療G主査 ただいまの8件の内容ですけども、あくまで国民健康保険に加入している方の出産件数となっています。南幌町全体では社会保険を含めまして30、40件ほどの出産件数でして、事業費納付金を算定する段階で、これは3カ年の平均を道のほうで算出して、この件数を各市町村で予算措置してくださいということになっています。南幌町は来年度は8件という予算計上となっています。

本間委員長 他にございませんか。なければ質疑を終了してよろしいでしょうか。
(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

続きまして、審査順序7番目 後期高齢者医療特別会計について説明をお願いいたします。

住民課長 それでは、議案第19号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明をします。

最初に歳出の説明をします。9ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、本年度予算130万5,000円。一般管理費では、システム保守など一般事務に係る費用を計上しています。

次に、2項1目徴収費、本年度予算39万9,000円。徴収費では、保険料徴収に要する費用を計上しています。次ページにまいります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億514万4,000円。後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合の構成員である市町村が納付す

る負担金を計上しています。事務費負担金の内訳は、均等割が110万5,000円、75歳以上の高齢者人口割が126万5,000円、市町村の人口割が141万4,000円となっています。

次の、保険料等負担金につきましては、本町が徴収する保険料と延滞金を広域連合へ納付するものでございます。

次の、保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分を広域連合に納付するものでございます。財源につきましては、北海道が4分の3、本町が4分の1をそれぞれ負担し、いずれも一般会計で措置をしています。

続きまして、3款1項1目保険料還付金、本年度予算額12万円。実績を考慮し計上しています。

続きまして、4款1項1目予備費、本年度予算額10万円。前年同額を予算計上しています。

次に歳入の説明をします。7ページをごらんください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額7,155万6,000円。1節現年度分7,152万6,000円。2節滞納繰越分3万円でございます。後期高齢者医療保険料は、広域連合が算定したもので、予定収納率は100%で予算計上しています。なお、保険料につきましては、2年に一度の見直しということで、令和2年度、3年度の保険料率につきましては、2月25日開催の広域連合議会定例会において改正案が可決されています。保険料率につきましては、均等割でございますが、5万2,048円、前回と比較しまして1,843円の増、所得割が10.98%、前回と比較しまして0.39%の増、限度額につきましては、64万円で2万円の増でございます。

続きまして、2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定です。

続きまして、3款1項1目事務費繰入金、本年度予算額558万8,000円。事務費繰入金のうち町業務分につきましては、歳出で説明しました、総務費と予備費の合計額を計上しています。広域連合共通経費分につきましては、歳出の広域連合納付金のうち事務費負担金と同額で予算計上しています。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,980万2,000円。歳出の広域連合納付金のうち保険基盤安定負担金と同額で計上しています。

保険料軽減額を町が4分の1、道が4分の3の割合で負担するものでございます。道の4分の3の負担額は一般会計の歳入で受け、町の4分の1の負担額と合わせ、本特別会計に繰り入れし、歳出で一括、広域連合に納付するものでございます。次ページにまいります。

4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円でございます。

続きまして、5款1項1目延滞金、科目設定でございます。

次に、2項1目雑入、本年度予算額11万9,000円。実績を勘案して計上しています。

以上、歳入歳出それぞれ本年度予算額1億706万8,000円、前年度対比で72万円増の予算となっています。

以上で、議案第19号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

本間委員長 説明が終了いたしました。質疑をお受けいたします。(なしの声)

それでは質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了させていただきます。

本日予定しておりました審査項目が終了いたしましたので、あす10日午前9時30分まで延会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時53分)

予算審査特別委員会記録

(2日目 R2.3.10 9:30 ~14:57)

本間委員長 それでは昨日から延会になっておりました予算審査特別委員会を再開いたします。

先ほどこちっと議長とも相談させていただきましたが、なるべく1時間前ぐらいで休憩を入れて換気をしましょうということで、そういうことをメリハリを見ながらやっていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。また、前も言いましたが、委員会席なのでペットボトルや自分のマイボトルであれば中に入れてもいいということをお願いしたいのと、これも職員の方もマイボトルや水であれば持って来てもいいということをお願いしたいと思います。

本日の出席人員は9名全員です。なお、議長も出席されています。

それでは直ちに会議を開会いたします。

審査項目の8番目、5款農林水産費について説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 予算書につきましては87ページをお開きください。5款1項1目農業委員会費、本年度予算額646万3,000円。農業委員会運営経費として、601万6,000円。事務局経費として、44万7,000円を計上しております。主な増減の理由につきましては、委託料で道営土地改良事業、清幌地区の換地の完了による農地台帳システムデータ更新が終了しましたので、172万1,000円の減額となっているものです。

産業振興課長 続いて87ページ、農業振興費を説明します。予算資料は13ページから14ページになりますので、あわせてごらんください。2目農業振興費、本年度予算額5億4,718万2,000円。農業振興経費では、総合農政推進協議会開催経費、農業気象情報システム管理事業負担金、家畜伝染病自衛防疫推進事業経費、農地中間管理事業経費のほか、農業関係団体等への負担金や補助金など159万円を計上しています。続いて88ページ下段をごらんください。

有害鳥獣対策事業では、実施隊員の報酬、躯体処理手数料、捕獲委託料など308万2,000円を計上していますが、今年度は新たにアライグマ、キツネのわな捕獲に必要な狩猟免許取得を促進するための助成金を計上しています。

続いて、89ページ中段をごらんください。経営所得安定対策事業では、農産物の生産目標の調整や確認などを行う南幌町農業再生協議会への補助金として272万円を計上しています。

次に、耕地利用高度化推進事業では西幌、鶴城一期地区の貸出用レーザーレベラー2台の購入経費、三重、鶴城二期地区の貸出用溝掘り機2台の購入経費として1,628万円を計上しています。

次に、農業振興補助金交付事業では、南幌町農協が取り組む農業振興事業に対し375万円を計上していますが、本年度は昨年度に引き続き、水田面積の維持・確保と良品質米の安定生産に向けて、作付面積の増加分や設置費用などに対し補助金を計上しています。

次に、農業経営高度化促進事業では農地、農業水利施設の整備に伴う農家の負担軽減措置の負担金と、工事に伴う休耕による農家の所得損失補てんのための負担金として2億8,978万1,000円を計上しています。なお、財源措置として歳入予算の道補助金で1億9,665万7,000円。起債で3,880万円の、総額3億3,545万7,000円を計上しています。続いて、90ページをごらんください。

スマート農業推進事業では、RTK基地局の回線利用料として10万2,000円を計上しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、平成24年度までに認定農業者等が借入れを行った農業経営基盤強化資金の利子補給補助金336万9,000円を計上しています。

次に、担い手育成対策事業では、農婚塾負担金や4Hクラブ活動補助金のほか、新規就農支援として、国制度の農業次世代人材投資事業補助金、町独自のふるさと就農促進給付金、新規就農支援研修費等助成金など、総額708万5,000円を計上しています。

次に、地産地消活動推進事業では、農産物加工センターの管理経費、朝市、花市への活動支援、年2回のキャベツキムチ町民還元事業経費など、174万7,000円を計上しています。

続いて、91ページ中段をごらんください。都市との交流と販路拡大事業では、グリーンツーリズム事業や日ハム主催ゲームでの農産物提供経費、27万5,000円を計上しております。

次に、食育活動推進事業では、親子農業体験塾やバケツ稲づくり学習、中学生までの子育て世帯を対象に減農薬米「なんぼろピュアライスきたくりん」を支給する子育て支援米支給時事業経費のほか、食育パンフレットの作成や、都市住民と農業体験交流事業などの経費、547万4,000円を計上しています。続いて、92ページ中段をごらんください。

多面的機能支払い事業では、農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を目的に分水区ごとに組織されている3つの活動組織への支援交付金と推進事務費、1億9,730万7,000円を計上しています。なお、財源措置として歳入予算の道補助金で、1億4,801万6,000円を計上しています。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全を重視した営農活動の普及を推進を目的に取り組む農業者への補助金と推進事務費、1,362万円を計上しています。続いて、93ページをごらんください。

3目農地費、本年度予算額7,596万4,000円。土地改良事業経費では、道営経営体育成基盤整備事業、西幌地区他3地区の換地業務経費、国営道央地区及び中樹林地区の町負担金、国営造成施設管理体制促進事業補助金など総額6,743万6,000円を計上しています。

次の、農業集落排水事業特別会計繰出金は、特別会計予算で説明します。ページが飛びますが98ページ中段をごらんください。

2項1目林業振興費、本年度予算額111万5,000円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布業務経費、町有林の倒木等処理経費

など111万5,000円を計上しています。

以上で、農林水産業費の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

熊木議員 予算資料の14ページ、食育活動推進事業のところで先ほどもご説明がありましたが、食育活動で地元野菜を活用した料理・加工施設の取り組みとありますけれども、そのところをちょっと説明をお願いします。

それからなんぼろレシピの作成ということで、予算では確か100万円くらいだったと思いますが、その内容と、あと配付予定の冊数、その辺もお願いします。

あと、小中学生を対象とした食育実践の内容も説明をお願いします。3点です。

農政G主幹 ただ今の質問ですが、1点目の地元農産物を利用した料理・加工教室ということについては、毎年活動は実施しています。まず、本年度の実施経過について、今年度は年に1回開催をしており、対象は全町民として募集しています。内容につきましては、町内で食育活動をしている、ぐんぐん食育クラブの方々を講師として招き、地元の野菜を使った料理を参加者の方たちと作って、その後一緒に食べて懇談をするという内容となっています。

続きまして、なんぼろレシピ本の作成については、基本的には町外の方を対象に作成をすることで考えています。南幌の新鮮な食材、野菜を知ってもらうきっかけとして考えており、内容については町内で採れた野菜、キャベツを中心に、南幌町で生産されている野菜の紹介、その野菜に合った料理のレシピについては、平成24年から6年間、町広報誌の裏表紙で、町民の方が南幌産の食材を使った料理を紹介する、南幌喰楽部に掲載していたレシピを使いまして、全て掲載することはできないものですから、その中から掻い摘んで掲載し、配布をしていきたいと考えています。また、町内の方へは全戸配布は考えていないですけども、各施設にも配置する予定となっておりますので、あわせてごらんいただければというふうに考えております。

続きまして、小中学生を対象とした食育実践については、令和元年度からの事業として、内容については生涯学習課、保健福祉課、産業振興課の3課による連携事業として実施をしています。本年度は、生涯学習課が携わっている子ども会事業である三重湖でのキャンプで、近くにある農家さんのお宅にお伺いし、野菜の収穫体験を行って三重レークハウスに持ち帰って、南幌産の野菜を使ったピザを作って、その合間に保健福祉課の栄養士による栄養講座もあわせて行っている状況です。今年度の実施内容については、まだ、未定となっています。

熊木委員 説明ありがとうございました。本当に地元野菜を活用したところで、やられているということでそれはわかりました。なんぼろレシピ本の作成で、町外の方が対象ということですか。町広報にレシピが載っていてすごくよかったと思います。今は広報の紙面が変わって、今はまた写真を使ってすごく良いですけども、やはり地元の野菜を使ったレシピが載ると、広報の活用ということに良いのかと思うので、そういうことをまた紙面の中で、年に何回かでも取り組むことができないのか、それをちょっと1点伺います。全戸配布でないということはわかりましたが、例えば各施設に置いて希望者が持っていくような、それぐらいの冊数は用意しているのかどうか、それも伺います。

あと、小中学生を対象にした食育実践、3課が連携して一つの取り組みをいろんな角度からやることはすごく良いことだと思うんですね。ですから、それによって地元の食材とか農業を知ることにもつながるし、農家さんが作っているもので実際に料理を作って食べる、さらに、今お聞きしたら栄養講座も開いているとのことで、今年度の内容は未定ということですが、決まり次第教えてほしいと思います。

農政G主幹 ただいまのご質問ですけれども、まずレシピ本ですが、全体で4,000部発行予定として、活用については町外で行われるイベントで配付をしようと考えています。あと、町内はビューローを中心に各公共施設に何十冊、何百冊か、ちょっとわかりませんが、冊数を見ながら配置したいと考えています。また、広報で取り上げたレシピですが、昨年、町ホームページに全てのレシピを掲載しています。そのホームページに飛ぶようにQRコードをつけて、レシピ本をいろんな媒体で見られるような形を取っていきたいと考えています。

続いて、小中学生の食育実践事業ですが、考え方としましては、子ども達を募って事業をやるとなるとなかなか集まってこないものですから、既に教育委員会で実施している事業に農政担当と保健福祉課が行って、そこで食育実践をさせていただこうと考えていますので、その事業は去年のものが良いのか、また違う場面が良いのかを教育委員会と検討したいと考えています。

本間委員長 ほかにありませんか。

内田委員 どの項目に当てはまるかわからないですが、PRということで、私もそうですけど、いろんな野菜とかを出している方にもちょっと相談をしていますけど、皆で自然にPRできることがあればいいなということでシール作り、これちょっと私、豆腐を買ってちょっとなんですけれども、世界にただ一つの品というシールなんですけど、こういうのがなんとなんぽろでいいと思うんですけど、貼って、南幌は生産者は小さくてもいいと思うんですけど、こういうものを作成していただくことを考えていただけないかなと思って、ちょっと提案です。

産業振興課長 今依頼がありましたシールというところですが、基本的に農産物や加工品等については、それぞれ農協さんが絡んで出している野菜もありますし、直接農家さんが出しているものもありますので、統一したシールというのは非常にちょっと難しいところがありますが、ただ、南幌町をPRするというところで、それぞれ野菜に認証を付けていくということですが、おそらく農協系統の出荷の野菜に付けられるのかどうかはちょっと難しいのかなと思っていますが、アグリビジネスが出す部分や、観光協会で販売している野菜に付けるということはできるのかもしれないということで、これはちょっと検討させていただいて、できる方法があるかどうかも含めて検討させてもらいたいなと思っています。ただ、全町的にそのシール1枚の統一が図れるかということについては、ちょっとハードルが高いのかなと。当然農協に出荷されているものについては、道外、道内もそうですけど、それぞれ用途が変わりますので、それぞれパッケージされているものもあれば、生のまま売られているものもありますので、その辺も含めて袋に入れたときそういうものが貼れるかどうかというところもありますし、それは確認をさせていただきたいと思っています。

内田委員 私はできる範囲内で個人の意思のもと、やっぱり付けたい価値、そうい

ったところから広めていけばいいのか、全部町の金でやってもらってとそういうことではちょっと無理かもしれないんですけど、意識的にそしてやっぱりつながっていくとか、一緒にPRしようという意識啓発になるのかなと思うので、欲しい人が欲しいだけ貼れる、また、その大きさもちょうとは種類があればいいのかなと思うのでぜひ検討していただきたいと思います。

本間委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

佐藤委員 先ほどの食育活動推進事業の資料の14ページ、その中で今回いろんな事業が今までも展開されていますが、特に今回は食品ロス啓発について特に力を入れているとか、今後食品ロスを考えてことをやっているとか、そういうことを意識したことを考えていらっしゃるのかどうかというのが1点。

それと今、働く親がすごく多くなってきたと思いますが、その中で地元等の野菜でお弁当を作り、手作り弁当で食育を進めたらいかかと思うんですよね。そういう部分でなんぼろレシピ本ですか、これから作成になるという話ですので、ぜひお弁当に特化した形で広報に載せるなどということも考えていただけるのか、その2点伺います。

農政G主幹 ただいまの佐藤委員のご質問ですが、まず1点目、食品ロスの関係ですが、今回こちらの資料で掲載している事業の中で、食品ロスを含めた事業という部分は今のところは特別考えていませんでしたが、令和2年度に食育推進計画の改訂をしなければなりませんので、その中では食品ロスの部分について触れなければならないと考えています。ただ、今年度は、こちらの事業の中で食品ロスについて、先ほどもお話ししましたが、栄養士の講話や3課の連携事業の中でも触れることは可能かと考えていますので、その分も含めまして実施に向けて検討したいと思っています。また、昨年から町の広報誌で食育に関する記事を毎月掲載していますので、昨年掲載した中でも食品ロスの部分については一度触れています。この部分も継続して、内容を検討しながら掲載したいと考えています。

続いて、2点目の地元の野菜を使ったお弁当の料理教室ということですが、先ほどもお話ししました、住民向けの料理教室などを活用して実施していくことは可能かと考えていますので、また、その部分も講師の方についてはこれから依頼しなければいけませんので、そういうことも含めながら内容を検討させていただきたいと思います。

佐藤委員 これは食育活動なので、いろんな学習や料理教室をやるということもすごく大事ですが、食育ということに力を入れる事業なのではないかと思うんですよね。そういうところで、特に小中学生を対象としては食育実践とか、そういう生徒を対象としたところであれば、特に農家さんが作った野菜だということをしっかり伝えていただいて、生産者の思いに寄り添ってもらえるような活動にしてほしいと思います。

そして、お弁当のレシピですが、これもやっぱり食育のことから考えると今、コンビニなどで食べるお子さんが多くなっていると、お弁当を買うお子さんだけではないですが、ぜひ地元の野菜を使ってお弁当を作ってくださいということを、推奨できるような形にさせていただくような事業にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望です。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。

石川委員 予算書の98ページの林業費の関係でお伺いします。防風林、大きな風で倒木して、その後少しでも伐採してほしいという話だったんですけども、結構昨年あたりから整理してくれています。切った木は、そこに放置して自然に風化させるでしょうし、その後は植樹するような形の動きが見えていますが、15線のほうは確認していますけども、きらら街道の12線の防風林は切っていますが、切り倒した木を野積みしておいて、あの状態で風化させる考えなのか。あれは風化していくと、結構大変なことになるのかなという感じもありますが、その後の処理はどういうふうな形で聞いているのかをお伺いします。あと、その裏のほうは少し植樹されているのかどうかもちょっと確認したいと思いますし、同じように晩翠墓地のほうでもされていますよね。伐採して積んだ木も、結構運び出すにはちょうどいいような恰好でしてあるんですけども、あの状態で置いておくのか。その後の植樹などはどのようにされているのかということをお聞きしたいですけども、よろしくお願いします。

農政G主査 今、御質問があった場所に関しては、国有林の場所になるものですから、一応作業をやること自体の話を伺っていましたが、その後の処理をどのような形にするかはちょっとそこまでは聞かされていなかったもので、その辺はまた確認させてもらいながらお話させていただきたいと思います。以上です。

石川委員 至急確認をしていただきたいと思いますけども、とにかく運び出すにはちょうどいいような感じなので、本当は木を求めている人もいるから、そういう提供もつなぐのかという感じもちょっと考えていたんですけども、いずれにしてもあの状態では決してならないと思います。それと、以前聞いた時にも、なかなか予算がないので、国や道にお願いをしている環境にあるので、どれだけ切ってくれるのかというのもなかなか予測が立たないという話をされていましたが、この後も、昨年こういうふうな形でしてくれただけに、令和2年度も何かやってくれるのかなという期待もありますが、それはまだどこら辺をやるだとか、そんなことは予測が立たないのでしょうか。何がしかはやっぱり伝えておられるのか、そのことについてもお伺いいたします。

農政G主査 今、15線は北海道のほうで少しずつですが、治山事業でやっていたいはいるんですけども、一応、来年度以降も距離としてそれほど広い距離はできないんですが、少しずつ進めていただけるということでは話を聞いております。本年度は先ほどやったんですけども、企業の地域貢献等でもお話があれば、順次作業ができる場所をお願いしてやっていますので、今後も多少ちょっと年数はかかってしまうかと思いますが、このような形で少しずつでの作業を進めたいと思っていますので、御理解いただければと思います。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。自分から1点いいですか。

今、国営事業や道営事業の農業経営高度化促進事業で、結構予算の関係で遅れていると思いますが、どのくらい遅れて何年くらい完了目途かがわかればお願いします。

農政G主査 今、実施している基盤整備事業の関係ですけれども、令和元年度で清幌地区と鶴沼地区が完了します。その後ですが、西幌地区は令和4年完了予定、三重地区は令和5年完了予定、鶴城地区は令和7年の完了予定ということになっています。その後ですが、新規の計画地区も予定しており、暁地区と夕張太西です。それと東夕

張太と、その後も計画を予定しています。

本間委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑がなければ、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

職員の入れかえもごさいますので、10時15分まで休憩いたします。

(午前10時00分)

(午前10時15分)

本間委員長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは協議事項9番目 6款商工費。同時審査といたしまして、統計調査費の説明をお願いいたします。

産業振興課長 初めに、商工費から御説明いたします。99ページをごらんください。予算資料は15ページから16ページになりますので、あわせてごらんください。6款1項1目商工振興費、本年度予算額3,303万9,000円。商工会運営助成事業では、商工会が実施する経営改善普及事業と地域振興事業に対する補助金、936万9,000円を計上しています。

次に、観光協会運営助成事業では、町長杯争奪パークゴルフ大会経費、観光協会特販所常駐職員配置経費に対する補助金、総額194万2,000円を計上しています。減額の主なものは、観光協会事業運営補助金の減によるものです。

次に、中小企業資金利子補給事業では、中小企業者への負担軽減対策として北海道中小企業総合振興資金借入金利子の半額助成金、243万4,000円を計上しています。

次に、南幌温泉経費では、南幌温泉指定管理料と町民無料入浴券配布事業負担金、きらら街道沿いにある広告灯の改修工事費、総額1,306万6,000円を計上しています。

次に、地域おこし協力隊設置事業では、観光情報の収集発信や観光資源の利活用に向け、平成30年度に採用した観光掘り起こし隊員の配置に要する経費400万円を計上しています。続いて100ページ中段をごらんください。

商工振興経費では、南空知4町広域連携事業の通年雇用促進支援事業やさっぽろ連携中枢都市圏、南空知4町の観光連携事業などの負担金、北海道空知グルメファンド負担金、空き店舗活用支援事業補助金、総額222万8,000円を計上しています。続いて101ページをごらんください。

2目ふるさと物産館管理費、本年度予算額1,452万3,000円。ふるさと物産館管理経費では、施設の管理運営並びに維持管理に係る経常的経費、総額1,452万3,000円を計上しています。増額の主なものについては、バスレーンと駐車場を仕切る車止めポールの修繕として67万5,400円を計上しています。

以上で、商工費の説明を終わります。

続いて、総務費統計調査費について説明します。予算書の66ページをお開きください。2款5項1目統計調査費、本年度予算額405万2,000円。統計調査経費では、定期的に実施される6つの法定統計調査経費405万2,000円を計上しています。今年度は5年に1度の国勢調査の本調査が行われるため、予算額は対前年比103万2,000円の増となっています。

以上で、統計調査費の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

熊木委員 2点伺います。この資料とかには載っていないですが、ちょっと聞きたいのは、盆踊りが昨年中止になりましたよね。それについて、今年度の開催などについては何か協議とかをされたのか、何かその見通しがあるのか、その辺をちょっと1点伺います。

それからもう1点は、空き店舗活用支援事業ですけれども、前回の全員協議会の中で説明された、まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案の中でも、この空き店舗活用事業のことがいろいろ書かれていて、新規起業者の掘り起こしと中心市街地の活性化を図るとしてはありますが、今年度の目標と伺いますか、今現在これを活用して店舗をやっているところが何件あって、今年度はさらにそこを広げていく見通しとか、その目標値というのはどうなっているのか。あと、補助金に対しても1年という区切りがありますけれども、その面では以前も聞いたんですけれども、要望とかはなかったのかどうか、それについてちょっと伺います。

商工観光G主幹 1点目の盆踊りについて今年度の見通しということですが、昨年の流れからいきますと、商工会でいろいろな事情があってできないということになりました。去年、直接うちのほうに相談とかはなかったんですけれども、住民の中から盆踊りを復活させたいというようなお話が、噂程度ですが聞いたことがあります。その件に関しては、結局期間も短く、令和元年度はちょっとできないということになりまして、その後の動きについてはちょっと把握していません。盆踊りについては当初、商工会のほうが主催としてやっておりまして、商工会で盆踊りとふれあいまつりの二本立てでいくのは、実行委員会の高齢化ですとかそういった事情もありまして厳しいということで終わっております。盆踊りにつきましては、町主催で新たにやるという考えは今のところございません。先ほど言ったように、住民等からそういった相談があれば、もちろん協力させていただきたいと考えておりますけれども、町の商工観光グループが中心となって新たに立ち上げるというようなことは、今のところは考えてはいません。

2点目の空き店舗についてですが、まず今年度の実績としまして2件、二合半ビルの彩鶏が小さいほうから大きいほうに移られて、そちらの小さいほうを空けてしまうと、要綱上空き店舗の数が変わらないので補助対象にはならないということだったんですけれども、実際小さいほうを事務所として活用されているということで、空き店舗が一つ解消されるということで対象として扱っています。それと、壇亭ビルのムーンショット、飲食店が1件の計2件が令和元年度の実績としてあがっています。それで、今現在空き店舗の対象となっているところが、まず二合半ビルで2件、1階の手前のところと2階が1件の計2件空いています。それと、旧パッション跡地が1件、居上さんのところの以前塾が入っていたところの計4件が今、空き店舗の対象となっています。新年度の目標については、もちろんすべて解消されるのが一番良いですが、予算としては、今まで3年間で2件ずつ新規で入っていますので、2件は何か実績が出ればという思いはあります。予算としても、新規2件分ということで計上させていただいております。要望として、1年間を延長して欲しいという話はある

のかということですが、当然、補助を受けている皆さんからはもっと長くしてくれたらうれしいとお話を伺いますが、この3年間は、1年間の家賃補助ということで進めてきましたので、よほど大変だという話が来ればまた検討することにもなろうかと思いますが、今現在は現行の制度で進めていきたいと考えています。

熊木委員 盆踊りについては、町として主催とすることはないということですが、やはり町民にとって、全ての人が行くということではないですが、やっぱり夏の風物詩として盆踊りを中心街でするのはすごく大事ななことかと思うんですね。だから、町民からそういう声かけがあった場合、町も間に入って商工会などと一緒に協議をするという姿勢は変わらないのでしょうか。それを1点確認です。ぜひ復活してほしいなと思いますので、その方向で何とかなってくれば良いと思いますが、その考えをちょっと伺います。

あと、空き店舗ですが、最初から空き店舗活用支援事業をやる時から、全く何も無いところから借りるのとは違って、住んでいたりとかということがあって大変だというのはずっとお聞きしていて、なかなか広がらないという中でも2件ずついうところは、ある程度成果を上げているのは良いことだと思います。ただ、その空き店舗を活用した中から、またさらに新しく起業していく人がふえていくことにつながっていけば、移住定住のところでもいいんだけど、なかなかそうなってはいかないというところで、活用についてはもう少し方向性を今後探っていくべきではないかと思います。困難なところはたくさんあるんですけども、その中の一つに補助金が1年で終わりというところを何かもう少し拡大していく、それは近隣とかいろんなところでも、新しく人を呼び込むということで、空き店舗活用だけではなくて、新たに起業する人に補助金やいろんな形での施策を持っているところがあると思いますが、そういうところを参考に、せっかく起こした事業ですから、これをもっと発展するような形で再度計画を練ってほしいなと思うんですけども、その辺でちょっと考えを伺います。

産業振興課長 まず1点目の盆踊りについてですが、昨年、民間の方で一般の住民の方でやりたいというような情報が少し入ってきたものですから、当然、その段階で町としても何ができるのかというところを担当と協議をさせていただいたところですが、当然開催経費に係る部分については、まちづくり活動支援事業がありますし、当然それに乗っていかれるかどうかというのを確認もそうですし、当然物品等の借上なども掛かりますので、掛かる経費、やっぱりお祭りをやると言っても経費がまずかかるだろうということと、今まで使っていたものを利用しながら開催するのが一番早いということで、商工会のほうに相談をさせていただき、商工会のほうでも備品等は使ってほしいということで、スケジュールさえ空いていればお貸しできますというような話もいただいていますので、当然、今言うように住民の有志や団体が開催してみたいということになれば、当然町の方も商工担当も含めて対応していきたいということで、一応昨年からは体制は整えていたような状況になっています。継続して本年についても、当然盆踊りは何十年も続いてきたものですので、その重みも感じながら、ぜひともやっていきたいという方がいれば積極的な支援を進めていきたいと考えています。

それと2点目の空き店舗ですけれども、これはスタートから3年目ということでや

っております。当然、新規事業者の開店ということになります。これはお店を個人でやるということの重みというところで考えていけば、最低でもこの事業のある期間以上はやっていただきたいという思いは当然ありますし、補助金が終わったから店を閉めるということではありませんので、当然その将来性、計画性は確認をさせていただいて進めている状況になっています。当然、商工会でも自己資金がどれぐらいになるのか、借入れはどのようなものを用意するのか、1日当たりどれぐらいの営業を上げられるのかという計画に基づいて出店ができるかどうかは、その方々と融資も含めて相談をされています。当然、町としても、今ある補助金が起爆剤となって、このように結果が出てきている状況もあります。当然、今後この事業が止まる、例えば活用する方がいなくなるというような状況があれば、当然新しいものや拡充、また違う方向性から空き店舗活用事業をどのように仕掛けていくかということのを再度検討してもらいたいなというふうに思っておりますが、今、この3年間は結果が出ている、また、今も一生懸命、開業された方は継続して事業されている方ばかりですので、当然、今の制度のままで、当然商工会のほうにも創業支援等の相談もあるようですので、その辺の中での要望も聞きながら、当然進めたいと考えています。

本間委員長 ほかにありませんか。

内田委員 2点です。1点目は、南幌温泉のお客様から南幌温泉にAEDがないということで、こちらを確認して進めていただきたいと。あれば安心ということだったのでちょっと確認していただきたいなと。

もう1点は、新型コロナウイルスの関係で、とても商業が大変なことになっていると思うので、商工会としては道からの何か調査というのはあると思いますが、町としてもやはり商工会と連携した中で早い聞き取りをするなり、今も空き店舗を開業して頑張っている方を見て、やっぱりここへ来て大変であろうと思うので、そういうバランスもありますけれども、町としてはその対策などの考えがあるのか、2点伺います。

商工観光G主幹 AEDの件ですが、今回にあたりまして、過去の議事録をちょっと見たんですが、その時に以前にも一度、温泉のAEDの質問を受けていまして、その後に設置されているのを確認したというのを読んだ記憶があります。念のため、もう一度温泉のほうに確認をさせていただき、なければ設置するように指導したいと思います。

産業振興課長 新型コロナウイルス対策の関係の経済的な支援というところですが、経過をお話しさせていただきます。新型コロナウイルス対策については、もう既に国のほうで融資対策の一段目として、セーフティネット保証という別枠で保証をして、それからメインバンクからお金を借りられるという融資実行、これは災害時によく行われるところですが、それは第1段階として既に2月27日に行ってきました。第2段階につきましては、無担保ですが利子が発生する特別融資を既に3月3日に進めてきました。その後に首相が、3月7日に無利子・無担保の融資、これは日本政策金融公庫を通してやりますということで発言があったところです。昨日、商工会に確認をしましたが、制度概要については、おそらく本日、10日ぐらいにフレームが出るだろうということで、日本政策金融公庫のほうに降りてくると。町では、インフルエンザ感染症等の対策本部が2月27日に立ち上げしていますが、その段階では既に

3月18日、来週ですが一日公庫という融資相談のスケジュールになっていまして、南幌町に日本金融政策公庫の担当者が来るということで、その段階では資金繰り等の相談で融資を望んでいる方が3件いたと聞いています。商工会の担当の方に聞きますと、今、安倍首相が言っている無利子・無担保の融資については、非常に事業者も興味があるというようなことですので、この制度が出れば会員さんに情報を流して、借入れを望む方がいれば積極的な支援をしたいということを商工会からは話をいただいているところです。当然このような状況ですので、各飲食店もそうですし、温泉もそうですし、様々な所で団体のキャンセルが特に多いですが、予約は解除されておりますが、まずは国の支援、道の支援、また近隣町の支援を考えながら、町のほうで足りないものがあれば、隙間の部分について、町のほうで必要かどうかも含めて検討させてもらいたいと思っていますので、その辺商工会と情報交換をしながら、新型コロナウイルス対策に向けた経済対策について検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

内田委員 AEDについてはわかりました。よろしくお願いいたします。

それと、補償といいますか、まずは国、道、町はやはり寄り添うっていうか、精神的な面を含めて相談を受けていただいて、そして商工会と一緒にやっていけるように、よろしくお願いいたしますと思います。

本間委員長 ほかにありませんか。(なしの声)

今の新型コロナウイルスの件ですが、うちも商工会に入っていて、そういったアンケートは商工会からは来ています。どのような影響があるかということで書き出してくださいということで、たぶん全会員にもいっていると思います。

ほかになれば、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは、職員の入替えのため、10時45分まで休憩いたします。

(午前10時30分)

(午前10時45分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

審査順序10番目、7款土木費。同時審査の機場施設管理費について説明をお願いいたします。

都市整備課長 それでは、7款土木費についてご説明いたします。予算書102ページをごらんください。また、予算資料は167ページとなりますので、あわせてごらんください。7款1項1目土木総務費、本年度予算額63万8,000円。土木総務経費では、土木積算システムなどに係る経費を計上しています。

2項1目道路橋梁総務費、本年度予算額139万8,000円。道路橋梁総務経費では、道路台帳の修正業務、並びに次ページにかけて、道路、治水など関連7団体への負担金を計上しています。

2目道路維持費、本年度予算額3億2,948万2,000円。町道管理経費では、町道及び普通河川などの維持管理費として1億9,131万7,000円を計上しています。予算資料16ページをごらんください。

町道長寿命化修繕事業4,990万円は、道路舗装個別施設計画に基づき、老朽化した舗装道路の長寿命化を図るため計画的に道路の修繕を行います。今年度は西12

号舗装修繕及び稲穂団地の歩道改修を行う経費を計上しています。また、緊急自然災害対策事業6,000万円は昨年度に引き続き、幌向運河の河道掘削を行う経費を計上しています。橋梁長寿命化修繕事業1,900万円は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の修繕及び修繕のための設計業務を行う経費を計上しています。予算書にお戻りください。104ページです。

町道除排雪事業では、町道及び公共施設などの除排雪業務に係る経費として、1億3,691万4,000円を計上しています。次ページにまいります。

総合保安センター管理経費では、施設の維持管理に係る経費として125万1,000円を計上しています。次ページにまいります。

3項1目都市計画総務費、本年度予算額70万5,000円。都市計画総務経費では、都市計画審議会委員の経費並びに関係団体への負担金を計上しています。

2目公園費、本年度予算額7,935万5,000円。公園施設管理事業では、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費を計上しています。12節委託料6,799万円は、緑地帯などの施設管理及び公園の指定管理料、次ページにかけて、公園施設長寿命化計画策定業務、樹木剪定業務にかかる経費を計上しています。14節工事請負費公園遊具等改築工事では、三重湖公園の水遊び場の修繕及びリバーサイドカートコースの修繕に係る経費を計上しております。15節原材料費では、緑化活動に係る経費を計上しています。

3目公共下水道費、本年度予算額7,043万2,000円。下水道事業特別会計繰出金については、別途下水道事業特別会計にてご説明いたします。次ページにまいります。

4目街路事業費、本年度予算額418万円。街路事業経費では、街路灯電気料などの経費を計上しています。4項1目住宅管理費、本年度予算額3,634万9,000円。建築事務経費では、建築業務の設計積算に必要な経費として16万1,000円を計上しております。

次に、町公営住宅管理事業は、町公営住宅3団地108戸及び子育て住宅4戸の維持管理を行う経費として、2,667万5,000円を計上しています。次ページにまいります。

14節工事請負費は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、栄町団地1棟12戸の給排水等改修工事を行う経費を計上しています。これをもちまして、栄町公営住宅6棟の給排水施設改修は完了となります。また、栄町団地の空き室2部屋にガス給湯器及び浴槽を設置する経費を計上しています。

続きまして、道公営住宅受託管理事業は、道より指定管理者として指定管理料を受け、道営住宅60戸の維持管理を行う経費351万3,000円を計上しています。次ページにまいります。住宅リフォーム等助成事業600万円は、平成27年度から実施しています住宅リフォーム事業を、今年度も引き続き実施してまいります。

以上で、7款土木費の説明を終わります。

続きまして、同時審査の機場施設管理費について御説明いたします。予算書94ページをごらんください。5款1項4目機場施設管理費、本年度予算額1億5,630万4,000円。管理する9機場の機能を維持するため、点検整備及び機場の運転に

必要な経費と負担金などを計上しています。10節需用費、次ページ修繕料では、揚排水機場の点検による不具合箇所の修繕、及び整備周期に基づく整備補修経費を計上しています。西17号排水機場は、令和元年度より農業用水路等長寿命化防災減災事業の対象となり、令和3年度までに整備保守を行う予定で、本年度は主ポンプの整備を行います。また、9機場のうち6機場は基幹水利施設管理事業の対象施設となっており、補助金を活用しながら計画的に施設の点検整備を行ってまいります。

以上で、説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

川幡委員 104ページの工事請負費の関係で、幌向運河掘削工事の6,000万円。この場所と、どういう内容なのかというところを説明していただきたいと思います。

それと107ページの公園遊具等改築工事、工事請負費ですね。公園費は昨年から見たら2,000万円ほど予算が多くついています。遊具等の関係や、その2,000万円がプラスになった内容を説明していただきたいと思います。

土木G主幹 ただいまの御質問について説明をいたします。まず、河道掘削については、昨年度実施した箇所から西10号に向かったの残りの部分を実施する内容で、工事の内容については、昨年行った樹木の伐採と河道断面を拡幅するための土砂の掘削を実施するところです。

続いて、公園費の増額の主な要因について説明をいたします。まず、先ほども御説明したとおり、三重湖公園のろ過機の改修と、カートコースのコーナー部分の舗装の修繕、消費税の増額等による指定管理費の増額、あとは長寿命化計画の見直しを令和2年度で実施するもので、その部分が増額の主な内容になっているところです。

川幡委員 河道掘削については、柳が生えて水の流れが悪いということで、昨年度からやっていますが、本当にやった後はきれいになって非常にいいですけども、また放っておくと、来年からも柳ですからおそらく生えてくると思うんですよね。それだけ小さいうちに処理して、費用がかからないような状況でやってくださるのが望みです。前はちょっと放っておいたばかりにあんなことになったということで、そういうことは繰り返さないようにお願いしたいと思います。

それと、公園費のことですが、公園遊具等改築工事で、この遊具はどの程度まで改築するのか、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

土木G主幹 公園の改築の内容について説明をいたします。まず、令和2年度で公園の長寿命化計画の見直しを実施します。その中で、公園が老朽化や改修が必要だろうという判断になった遊具に対して、計画的に修繕を行うという考えです。令和2年度の改築部分については、三重湖公園の水遊び場のろ過機が支障をきたしているということで改修をします。それとカートコースの部分でコーナーの一部で舗装が歪んでいるとかへこみがあって、レースや運営に支障をきたすということがありましたので、安全面等を考慮して今回舗装の修繕を実施するところです。

本間委員長 ほかにありませんか。

西股委員 今の公園の長寿命化計画の関係で質問がありましたが、同じような内容ですが、この公園遊具の点検はいつ頃行ったのでしょうか。これは本年も点検を行う

のですか。

土木G主幹 遊具については、平成30年度に公園の運用指針が一部変更になりまして、毎年専門業者による点検を行いなさいというような指導がありまして、平成31年度に業務発注をして全町の公園の遊具にかかる部分の点検を行いました。それによって、一部議員の皆さんも御存じかと思いますが、一部使用禁止になっている遊具がいつもよりちょっと多くなったところが出ています。

西股委員 実際、私たちは全ての公園を見て歩いたのですが、ほとんどのところが使えないような状況でした。ことしも長寿命化計画を策定するということは、すぐにそれを直していくとか何とかいうことはできないですね。そうなってくると、子ども達などから声が出ないのかなと思います。使えるところは、稲穂とたぶん緑町くらいしかなかったのかなと思います。その他のところは、ほとんどの遊具が全部テープで止められている状況だったものですから、やはり計画を組むのであれば仕方がないでしょうけども、早急にあって、どの予算が掛かるのかまで後から示していただければなと思います。

土木G主幹 まず公園の部分で、使用できないところでの苦情などがなかったのかという質問ですが、昨年については、苦情というところではなかったですが、一つ大きな公園で、中央公園の滑り台が昨年度使えないような状態になっていましたので、それについて電話等でいつ使えるのかというような質問や問い合わせが数件ございました。それで、令和2年度で長寿命化計画を見直しするということで業務発注します。その中で、改めてまた公園の劣化具合などを洗い出しして、それを予算規模などもありますので、その辺も加味しながら、また利用頻度を加味しながら修繕の計画を改めて作成し直したいという考えでいるところです。そちらの答えについては、たぶんある程度業務期間を持たないと結論が出ないということなのかなと思いますので、年度一杯はかかってしまうかもしれません。

西股委員 全体的に見て歩いて、あれだけの量の使用できない遊具が多いというような中で、何年くらいを目途に、修繕や新規ものに交換していくかと、どのような考え方があるかという部分だけお聞かせください。できるだけ早くやっていただきたいと思います。

土木G主幹 いずれにしても、長寿命化計画を業務発注して公園を一度点検してもらって、それがどの程度どのぐらいのものが現在使えるか使えないのかというのを判断していただかないといけないのかなと思います。それを踏まえて、なるべく早期にやってはいきたいですが、当然町の財政規模の関係や、実施にあたっては補助金を活用しなければ実施できないという部分もありまして、そちらも枠があるものですからそうなった場合は、利用頻度や劣化具合などを総合的に判断しながら実施する順番や規模を検討していかないといけないのかなと考えているところで、今現在なるべく早くはやりたいですが、その目標年次というのはちょっと定まっていないうような状況でございます。

本間委員長 ほかにありませんか。

石川委員 遊水地の関係でお伺いしたいですが、今年度で遊水地が完成し、次年度から利用されていくという形で説明を受けていますが、実際のところ遊水地は完成し

たといえども、中にある掘削なんかで泥炭がこれから出されるというふうな話を聞いています。どれぐらいの期間で泥炭を搬出する工事を計画されているのか。以前、泥炭を盛んに運び出した時に、結構町内から泥炭の希望者がいながら、なかなかもらえなかったという人がいまして、あれから相当年数が経ちますが、これからでも望めるかどうかという声があります。それで、これからそういった形で希望する人がいながら、町外まで搬出していたという経緯もありましたが、そういった搬出に対してどういうふうな形で何年ぐらいかけてされるのかということ、それと、その施設内ででき上がった中の草刈りなどの管理は町がやるという話を聞いていましたが、実際、今年から町が管理する話になるのか、そのあたりもお聞きしたいところですし、利活用の関係でも工事の前からいろいろ出ていましたが、その利活用についての具体的な進め方というのは、どういうふうな形でいるのかについてもお伺いします。

それともう一つ、これは次年度に向けての予算ではないですけども、例年除雪費の関係で、ことしもだいたいここまでなるともう除雪はないのかという感じはありますが、この冬はどれぐらいの除雪費が今、ある程度概算でもかかっているのか、その辺りについてもお伺いします。

土木G主幹 まず、1点目の泥炭配布期間についてですが、こちらは事業主体である開発局とも協議し、確認しながら進めていますけれども、現在のところ、いつで完了か、いつ配布するなどという具体的なところまではまだ示されてない部分がございます。今年度につきましては、議員がおっしゃったように、泥炭配布を町内でも希望されている方が数名おりましたが、その方には回らないで町外に出ていったのではないかという話ですが、そちらについては昨年夏頃に一度説明会を行い、その中で運搬がどうしても工事の関係で冬季間を跨いでしまうというようなことがありまして、そうすると圃場も痛めてしまうというようなこともありまして、今回町内の方につきましては、多くの方が辞退したというような状況になっているところです。泥炭配布については、いつから再開していつ終わるのかというのは、先ほどちょっと説明したとおり、ちょっと定まっていないような状況です。

続きまして、2点目の遊水地の管理ですが、今年度で事業が完了しまして実際に使われるということになります。その間の管理については、当然利活用をするとなった場合には、町が遊水地内を占有して、国からお借りしてやるものですから、管理をしなくてはならないですが、その利活用がまだ定まっていないといえますか、利活用されてないというような状況なものですから、当然その間は国で管理するような形になるところです。それで、利活用の進捗状況ということについては、まだ工事が行われていて、実際どのような形で遊水地が姿を見せるかというのがまだ定まっていない状況ですので、その状況を見ながら利活用方法も具体的に進めていかないといけないというような状況ですので、まだ、その部分についての話は具体的な部分では進めないという状況です。当然、ある程度出てきたら、関係団体と打ち合わせしながらやっていかないといけないのかなと思っています。

続いて、3点目の除雪の関係ですが、まず今年度の積雪状況なんです。現在のところ降雪量では4メートルほどございます。今年度の最大の積雪深になりますと、48センチメートル程度で、前後しますが、過去の平均で言いますとだいたい4メートル

ル70センチメートル程度の降雪量です。積雪量についても大体70から80センチメートルという形になるので、例年から比べると少雪の年だったのかと思います。あと除雪費の関係ですけれども、借上料の部分については、現段階で6,370万円ほどの経費ということです。こちらについては、おおむね8割7分とか9割ぐらいの実績になっている形です。

石川委員 除雪費についてはわかりました。当初よりだいぶ下回るのではないかと思います。8割ぐらいの実績になるというような形で、業者関係においてもそれなりに行くのかなというふうに感じました。

遊水地の関係ですけれども、今お話ではまだ具体的なものが決まっていないうことですが、いずれにしても泥炭を受け入れるほうもそれなりに予定されている方もおりますし、そういった面ではしっかりとちゃんと伝えていただきたいというふうに思います。それと、今までもその工事について説明を毎年行っていましたよね。4月、去年は選挙の翌日だったということもあって、なかなかいろいろ忙しかったことありましたが、これからそういった形での住民説明はなくなるのでしょうか。やっぱりそれなりに地域に対しての説明とか、これから完成できたということに対して、また新たな管理の方法もいろいろ変わってくるかなと思うので、そういったことについての地域への説明は行っていただけるのかどうか、その辺りもお伺いしたいと思います。いずれにしても、利活用もするということで当初から説明ありましたので、まだすぐできるような状況ではないということですが、いい方向で進めていただきたいというふうに思います。とりあえず最初の2点だけお願いいたします。

土木G主幹 泥炭の配布方法については、事業主体である北海道開発局にも要望は伝えていまして、逐次展開といいますか、配布年次などの詳しいことが決まりましたら、希望している方に当然アナウンス等をさせていただく形で進めていきたいと思います。

続いて、遊水地の完成に伴う説明ということですが、まず、事業主体である国のほうで、4月に入ってから日程は未定ですが、遊水地が供用開始されるということでアナウンスがされる予定になっています。それを踏まえて、関連する4市2町へ同じ内容で、例えば広報などを使いまして、遊水地が供用開始されますというアナウンスをさせていただこうと考えています。その他ですが、行政区長会議や千歳川開発促進期成会がありますので、そちらのほうで供用開始に対する説明はしていく形で考えているところです。

本間委員長 ほかにありませんか。

菅原委員 16ページの公園のことですけれども、今度、誘客施設交流拠点施設をつくるにあたり、先日の町長の執行方針にもありましたように、これから進めていくというお話がありました。その中で、子どもさんたちのいる世帯を呼び込むための施設だということで受けていますが、先ほどから公園についてはいろんな話が出ていますが、この長寿命化計画も全体で何年かかって、全部直せるかどうかわからないという話でしたけれども、この誘客施設に絡めまして、子どもさんたちにたくさん入っていただきたいのであれば、やはりそういう小さな公園も大事だと思うんですね。それで、この誘客施設の考え方に絡めた長寿命化計画になっていくのか。それとも南幌

町のイメージに沿っていくような計画を考えていくのかとか、ちょっと内容に入っていきますが、せっかく作るのであれば、そういうところからも考えていかなければいけないのではないかと、私は思うんですよね。ただ、公園があればいいというだけではなくて、小さい子どもさんたちを呼び込むのであれば、長寿命化計画もこれからコンサルタントとかを入れていくと思いますけれども、町のほうで考え方をしっかり持っていていった中で作っていかれるのかどうか、その考え方を一つ。

あと、小さいことですが、子どもさんいるかなと、使われていない公園もあると思いますが、そういうところを今度違う方面に考えていくとか、更地にするとか、そういう考えがあるのかどうか。あとの公園の看板とかが木で覆われて見えなかったりもするし、案内板が民家の車庫についているような状態、草刈りの後でもあると思うんですが、担当課のほうで毎年1回でもいいんですけど何カ所かを点検しているのかどうか、以上質問いたします。

土木G主幹 ただいまの御質問についてですが、当然誘客施設の話も進んでいる中で、公園の部分の整備も含めて考えていかないといけないということもあります。ただその中でも、先ほど議員もおっしゃったように、小さい公園もあってという部分もありますので、その部分は総合的に考えていかないといけないのかと思います。この長寿命化計画を策定するにあたって、当然現在進んでいる誘客施設の部分も担当課とも連携しながらやっていきたいと思いますということで話をしていますので、この業務が入ってきた段階においては、まちづくり課の担当とも協議しながらやっていかないとはいけませんし、当然議員おっしゃられるように、使われてない公園ということで南幌町も少子高齢化が進んでいるところですので、その辺も見ながら、実際どのような形で整備していくのかなど、町の財政とかもありますので、その辺も総合的に見ながらこの1年間で検討していきたいと考えております。

3番目の点検などの部分ですが、我々も指定管理で管理していただいております、適宜、現場を見ながらやっているところですが、なかなかちょっとその辺の管理や施設の部分で無くなっていたり、破損していたりしているところの修繕が追いついていない状態ですので、この辺も含めて一度全部ピックアップして、長寿命化の中で洗い出しをして、修繕計画を立てていきたいと考えています。

菅原委員 誘客施設について推進と町長のほうでおっしゃっていますが、やはりこれはもう本当にお金のかかる問題で、基本設計に対しても1年間ぐらいかかるだろうという予想だと思うんですよね。それで、この長寿命化計画と合わせると莫大な金額がかかってくると思いますので、そういうところを総合的に考えて、この誘客施設についても今後も考えていかなければいけないと私は思っていますので、それとあわせて今後のことについても考えていくべきだと思います。私も一般質問の中でも、誘客施設についてお話をさせていただいていますが、やはり子どもさんたちを移住させるというコンセプトに向かっていくというのはよくわかりますが、やはり総体的に考えていかないと。ただお金かければいいのかという問題ではないと思いますので、誘客施設の基本設計とこの公園を一つとして、今後も議会としても考えていかなければいけないと、私自身は思っていますので、この計画についても詳細がわかってきた時点で、議会のほうにもお知らせいただければありがたいと思います。これは要望です。

土木G主幹 長寿命化計画については、策定業務を行ってある程度方向性が出てきた段階で議会のほうに御報告させていただきたいと思います。

側瀬議長 実際に使われる公園と使われていない公園があるんだけど、使えない公園はだから使わないというのが、あと、都市公園とかいろいろあるけども、公園に防災を兼ねた公園ということもあるんだよね。特に、団地内にある防災の避難所という形で指定されているから、あそこに遊具がどうか、もう悪いけど遊具で危ないものは撤去しなければならない。一番問題になってるのは砂場、やっぱり使われてなかったら犬猫とかやっぱり汚くなるものはしっかり整理して、そして、主たるところには整備しなくてはならないと思う。メリハリをつけて、あればいい物を作るという、これからの公園整備というのはふさわしくないと思う。それであれば、公園用地はちゃんと残してやって、そして、そういう遊具なしで遊べる場所とかメリハリをつけたしっかりとした公園に、今後するように考えていったらいいのではないかなと。私も防災のために必要な公園というのは何カ所も全部あるから、あれを外すわけにいかないと、やっぱり整理だけはしていかななくてはならない。使えないものは早期に新たなものを更新するという、まず危ないものは撤去から始めなくてはならない、そのまま撤去してなくなるというものはまた問題なんだけども、そこから始めなければ事件、事故を起こした時にだけ相当町も大変なことになる。そういうことを含めた整備を、兼ねてやっていくといいのではないかなと思う。

本間委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員 資料の109ページの真ん中、栄町公営住宅浴槽設置工事ですけれども、この詳細を教えていただきたいなと思います。

都市施設G主査 浴槽設置工事について御説明します。まず、この浴槽設置工事ですが、今、設置する予定の部屋が空き年数の長い2部屋に設置を予定しています。棟名としましては86の1Aの301号室、それと86の1Aの2階に設置を予定しています。設置の仕方としては、ガス方式の給湯器を設けまして、流し台と洗面化粧台、それとあと浴槽に混合栓を付けましてお湯を出すようにします。風呂の方にも浴槽を設置して、湯船につかるようにしたいと思っています。

佐藤委員 ありがとうございます。快適な生活が送れるのではないかなと思うんですけども、それをするによって家賃体系というのはどういうふうになるのか。それと、いつから入居できるのかということ。今後入居の状況にもよるんですけども、ふやしていく考えがあるのか。その3点をお聞きします。

都市施設G主査 家賃につきましては、収入により家賃変動もありますが、最も低い家賃階層で約4,000円前後高くなっていくという試算をしています。いつごろ入居できるかといいますと、現在5月の連休明けぐらいに工事を発注し、6月いっぱいぐらいで工事の方が終了する予定です。その後になりますので、7月以降の入居になるかと思っています。今後もまだ空き室もありますが、そちらも勘案してふやしていく方向で進めていきたいと思います。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)
なければ質疑を終結いたします。

審査順序 1 1 番目、下水道事業特別会計。同時審査で、一般会計の合併処理浄化槽整備事業費と上水道費についても説明をお願いいたします。

都市施設課長 それでは、議案第 1 6 号 令和 2 年度南幌町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

歳出から説明いたします。1 3 ページをごらんください。1 款 1 項 1 目総務費、本年度予算額 8 万 7, 0 0 0 円。下水道協会への負担金を計上しています。

2 目管理費、本年度予算額 1 億 2, 3 6 4 万円。管理費では、事業に携わる職員 2 名分の人件費と環境ポンプ場など下水道施設の維持管理に係る要する経費、公営企業会計移行に要する経費、及び、江別市公共下水道施設の維持管理負担金、並びに施設整備時に借入れを行ってございました起債償還負担金などを計上しております。1 5 ページにまいります。

3 目建設費、本年度予算額 2, 8 2 4 万 9, 0 0 0 円。1 8 節負担金補助及び交付金では、江別市公共下水道事業で関連工事に係る負担金を計上しています。次ページにまいります。

2 款 1 項 1 目元金、本年度予算額 5, 8 8 1 万 6, 0 0 0 円。元金償還でございます。

2 目利子、本年度予算額 7 3 2 万 1, 0 0 0 円。利子の償還金でございます。いずれも公共下水道事業の整備に要しました。費用の一部につきまして、起債の借入れを行いました下水道事業債、並びに臨時財政特例債の償還費を計上しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして 5 ページをごらんください。第 2 表、地方債についてご説明いたします。江別市南幌関連工事に要します負担金、及び公営企業会計移行に要します費用について、それぞれ借入れを行うものです。起債の目的、江別市南幌関連負担事業、限度額 2, 7 7 0 万円。及び、公営企業会計適用債、限度額 2 2 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続きまして 1 7 ページをごらんください。給与費明細書の説明をいたします。一般職 2 名分の人件費 1, 4 1 5 万 5, 0 0 0 円を計上しております。詳細につきましては、以降のページにわたり記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、2 4 ページをごらんください。債務負担行為に関する調書でございます。江別市の公共下水道事業で、平成 2 5 年度まで南幌関連分の起債借入れを年度内の限度額、前年度末までの支出見込み額、本年度以降の支出予定額とそれぞれの期間を示したものでございます。

次に、2 6 ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。南幌公共下水道事業に対します地方債の令和 2 年度中起債見込み額と令和 2 年度末現在高見込み額を示したものでございます。ご参照をお願いいたします。

続きまして、歳入の説明を行います。9 ページをごらんください。1 款 1 項 1 目下水道事業負担金、本年度予算額 4 2 2 万 8, 0 0 0 円。1 節受益者負担金は、徴収猶予を行っております、受益者負担金の科目設定でございます。2 節管理費負担金は、みどり野団地開発者の北海道住宅供給公社からの南幌及び江別市に対しましての工事負担金にかかわる起債償還費を計上しています。

2款1項1目下水道使用料、本年度予算額1億845万1,000円。1節現年度分使用料、1億800万9,000円は、消費税の増税及び近年の使用料の動向を考慮して計上しています。2節滞納繰越分は、実績を加味して計上しております。

続きまして、3款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額7,043万2,000円。管理費及び建設費、並びに公債費の起債償還に要します費用の一部に充当するため、不足分を一般会計からの繰入れを行うものです。次ページにまいります。

4款1項1目繰越金、本年度予算額10万円。令和元年度決算による繰越金を計上するための科目設定でございます。

5款1項1目延滞金、本年度予算額1,000円。

2項1目雑入、本年度予算額1,000円。いずれも科目設定でございます。

6款1項1目下水道事業債、本年度予算額2,990万円。1節下水道整備事業債については、江別市南幌関連負担事業に要します負担金につきまして、財源措置のため借入れを行うものでございます。2節公営企業会計適用債は、公営企業会計移行に要する費用について借入れを行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ本年度予算額2億1,811万3,000円、対前年度比458万3,000円の減額でございます。

以上で、下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、同時審査の一般会計 合併処理浄化槽整備事業費及び上水道費について御説明をいたします。一般会計予算書86ページをごらんください。4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、本年度予算額364万6,000円。この事業につきましては、農村地区における合併処理浄化槽設置に要する補助金等を計上しております。本年度の予定基数は7基を予定しており、水洗化にかかわる改造資金貸付金は1件を予定しております。

3項1目上水道施設費、本年度予算額3億5,944万3,000円。長幌上水道企業団負担金でございます。18節負担金補助及び交付金は、企業団に対しまして南幌関連事業の第2浄水場フェンス改修事業、第1浄水場整備事業及び高度浄水処理施設等整備事業にかかわる、起債償還負担金、並びに企業長給与の負担金を計上しております。23節投資及び出資金は、長幌第2浄水場改築事業に係る、南幌町負担分を出資する経費、3億1,994万3,000円を計上しています。今年度は浄水場躯体工事建屋及び機械電気設備工事を予定しています。以上で説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、審査順序12番目、農業集落排水事業特別会計の説明をお願いいたします。

都市整備課長 それでは議案第17号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

歳出から説明いたします。11ページをごらんください。1款1項1目管理費、本年度予算額1,165万5,000円。農業集落排水事業に関わります管渠、浄化センターなどの維持管理に要する経費を計上しております。企業施設委託料では、令和

6年度から公営企業会計移行に要する経費、167万9,000円を計上しています。

続いて、2目建設費、本年度予算の計上はありません。次ページにまいります。

2款1項1目元金、本年度予算額467万4,000円。元金償還でございます。

5目利子、本年度予算額62万4,000円。利子の償還金でございます。これらの目では、農業集落排水事業の整備に要しました費用の一部につきまして、起債の借入れを行いました、下水道事業債、並びに臨時財政特例債の償還費を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして5ページをごらんください。第2表地方債について御説明いたします。公営企業会計移行に要します費用について借入れを行うものです。起債の目的、公営企業会計適用債、限度額160万円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

続きまして、最終の13ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。農業集落排水事業に対します地方債の令和2年度中起債見込み額と、令和2年度末現在高見込み額を示したものでございます。ご参照をお願いいたします。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。1款1項1目農業集落排水事業分担金、本年度予算額1,000円。徴収猶予を行っております受益者分担金の科目設定でございます。

2款1項1目下水道使用料、本年度予算額682万2,000円。1節現年度使用料は、消費税の増税及び近年の使用料の動向を考慮して計上しています。2節滞納繰越分は科目設定でございます。

3款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額852万8,000円。管理費及び公債費の起債償還に要します費用の一部に充当するため、不足分を一般会計からの繰入れを行うものでございます。次ページにまいります。

4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円。5款1項1目延滞金、本年度予算額1,000円。いずれも科目設定でございます。

6款1項1目下水道事業債、本年度予算額160万円。歳出で説明しました、公営企業会計移行に要する費用について借入れを行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ本年度予算額1,690万3,000円。対前年度比915万8,000円の減額でございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。

石川委員 先ほどの下水道会計もそうでしたけども、今年度から公営企業会計に変わっていくというふうなことで変わるための適用債ということで、2つ合わせて380万円というふうな形で起債を起こしていますが、実際会計を変える上でどういった関係でそれだけの経費がかかるのか、わかる限りでよろしいので説明をお願いいたします。

都市施設G主幹 今回公会計へ移行にかかわる公共下水道、農業集落、ともに予算計上させていただいています。基本的に3カ年で移行を終わらせようとしておりまして、今、総務省のほうから通達が来ているのが令和6年度の予算からは企業会計とし

てやっていただきたいということですので、令和2年、3年、4年の3カ年でシステム構築まで含めて移行をかけて、その間には固定資産の整理や資料収集、あとは資産管理台帳の作成など、やることは3カ年に分けていろいろあります。その辺を行いまして、3年目にシステムの構築を行いまして、令和5年度を一応準備期間として打ち切り決算等の準備をして、令和6年度からの公営企業会計のスタートの準備をしたいというふうに考えています。

石川委員 ということは、3カ年ですから、来年度も同額の380万円何某のものがかかっていくのか、システム構築ですから、そういうものはどこかのコンサルタント会社に任せるような形でということで進めていくということになるのでしょうか。

都市施設G主幹 一応、予算額は初年度については安くなっています。次年度については、やる項目がかなり多いものですからまだ倍以上高くなります、一応うちのほうで今押さえているのは、総体で公共下水道では約1,500万程度と考えています。今回、起債の方法で公営企業会計適用債へ適用できるということですから、これについては一応21から49%の元利償還に対して交付税措置が入ります。うちの町については、一応人口密度で計算されますが、最大の49%の交付税措置が入るものですから、一応半分は交付税措置で帰ってくる形になります。システムですが、最終年の令和4年度で構築しようとしています、まずはクラウドで行ったほうがいいのか、サーバーを置く形のシステムで行ったほうがいいのかという判断はまだ付いていないです。今、病院会計でも2、3年後にはシステムを変えなければいけないかもしれないという話も聞いておりますし、南幌町として企業会計の形を整えるという考え方もございますし、今、上水道のほうもシステムの入替えを2、3年後に考えています。やっぱり上下水道というのは密接な関係がございますので、その辺にシステムを合わせて決算統計上の利便性を高めるとか、長幌上水道企業団と協調性を高めるということで考えると、上水道が採用を考えているシステムによるということもありますので、その辺については追々詰めていきたいなと考えているので、今現在の中ではちょっとシステムの形はまだ決定してないという形になっています。

本間委員長 ほかにございませんか。なければ質疑を終結いたします。

午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

(午後11時42分)

(午後 1時00分)

本間委員長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

審査順序13番目、9款教育費、同時審査で農村環境改善センター管理費を行います。それでは説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは予算書111ページをごらんください。あわせて、予算資料18ページからごらんください。

中段、9款1項1目教育委員会費、本年度予算額198万2,000円。教育委員会運営経費では、教育委員4名にかかわる報酬、費用弁償などの経費を計上しております。

次に、2目事務局費、本年度予算額116万4,000円。事務局経費では、事務局運営にかかわる経費、いじめ問題専門委員4名、学校運営協議会委員15名にかか

わる報酬、費用弁償に加えて、南幌町附属機関設置に関する条例の制定により、教育委員会における附属機関のうち、教育文化表彰審査委員会、いじめ問題対策連絡協議会、学校給食運営委員会の各委員の教育公務員などを除く8名分の報酬、費用弁償を計上しています。

次に112ページ中段、3目教育振興費、本年度予算額5,607万6,000円。外国語指導助手招致事業では、指導助手にかかわる報酬、旅費など、531万8,000円を計上しております。現指導助手については、7年間勤務をいただきましたが、小学校の外国語教育の2年の移行期間が経過したことから、引き継ぎ期間を含めて本年10月末で雇用期間を終了し、9月からはJETプログラムによる新たな外国語指導助手を任用することとしています。

次に113ページ中段、特別支援教育推進事業では、特別支援教育学習支援員を小学校4名、中学校2名の、計6名を配置するための経費に加え、本年度、小学校に配置いたします特別支援学級に在籍する児童の学校生活等の補助を行う、特別支援学級生活介助職員1名を配置する経費を合わせて668万8,000円を計上しています。

中学生国際留学プログラム事業では、派遣生徒10名分の経費として525万9,000円を計上しています。

次に116ページ中段、小人数学級教職員加配事業では、南幌小学校第4学年と第6学年に小人数学級を導入し、町独自による臨時教諭2名を配置するための経費として1,006万8,000円を計上しています。

公設学習塾事業では、小中学校における公設学習塾運営に係る委託料372万3,000円を計上しております。なお、本年度も小学4年生から中学3年生を対象に算数、数学と小学校6年生を対象に英語の授業を実施いたします。

次に117ページ、4目教育財産管理費、本年度予算額4,957万1,000円。教育財産管理経費では、教育財産にかかわる修繕料、火災保険料、教職員住宅及び南幌小学校の割賦金などを計上しております。12節委託料では、各小中学校及び社会教育関係施設の改修に向けた基本的方針や長寿命化保全の方針などを定めるべく、教育施設等個別施設計画策定業務委託料として473万円を計上しています。また、14節工事請負費では南13線道路から元町教職員住宅までの道路舗装工事費580万8,000円を計上しています。

次に118ページ中段、5目通学バス運営費、本年度予算額1,809万1,000円。通学バス運営事業では、スクールバス3台分の運行経費を計上しています。

次に118ページ下段、2項1目学校管理費、本年度予算額2,458万2,000円。119ページ中段、校舎管理経費では、普通教室、特別支援教室などの網戸の取り付け費、職員室の電話設備の老朽化に伴う備品購入費を含む校舎管理にかかわる経費として1,714万9,000円を計上しております。

次に、120ページ中段、2目教育振興費、本年度予算額1,754万円。下段、教育振興経費では、新学習指導要領の実施に伴い、社会科副読本の改訂の印刷製本費の他、教材消耗品、児童用図書などの教育振興備品、要保護、準要保護児童就学援助費など合わせて1,052万7,000円を計上しています。

次に、122ページ、3項1目学校管理費、本年度予算額1,916万1,000

円。下段、校舎管理経費では小学校同様に普通教室、特別支援教室などの網戸取りつけを含む校舎管理にかかわる経費として1,253万6,000円を計上しています。

次に、123ページ下段、2目教育振興費、本年度予算額1,415万8,000円。教育コンピュータ施設整備事業では、コンピュータの消耗品費、使用料357万5,000円を計上しています。なお、令和2年度におきましては、パソコンの更新年ですが、現在、文部科学省では、各学校において児童生徒1人1台の端末整備を含む教育のICT環境の整備、いわゆるGIGAスクール構想が進められており、校内通信整備と端末の整備が必要となってきたことから、この事業を活用すべく、今後、町としてICT環境整備計画を策定し、環境整備を検討していきたいと考えています。したがって、今回パソコンの更新は行わず、既存の機器及びシステムを1年間再リース契約とすべく予算計上しています。

次に、125ページ、4項1目社会教育総務費、本年度予算額109万9,000円。社会教育総務経費では、社会教育審議会委員12名分の報酬及び旅費、消耗品費、印刷製本費、各団体への負担金などを計上しています。

次に下段、2目社会教育振興費、予算額362万7,000円。社会教育振興事業では、ふるさと南幌みらい塾、さわやかカレッジなど成人教育の推進にかかわる経費、児童を対象とした放課後子供プラン推進事業にかかわる経費、各関係団体への補助金などを計上しております。

次に126ページ下段、3目子ども未来費、本年度予算額24万4,000円。子育て支援事業では、すくすく広場など子育て支援に係る経費を計上しています。

次に127ページ中段、4目文化振興費、本年度予算額135万2,000円。下段、読書活動推進事業では、図書室読み聞かせ、ブックスタート、読書感想文コンクールなど読書活動の推進にかかわる経費として35万8,000円を計上しています。

次に128ページ上段、5目社会教育施設費、本年度予算額220万9,000円。社会教育施設管理費では、三重レークハウスの管理経費として指定管理委託料、救命機器借上料を計上しています。

次に中段、6目生涯学習センター管理費、本年度予算額2,596万1,000円。生涯学習センター運営経費では、施設消耗品費、燃料費、光熱水費、図書室職員にかかわる経費、管理清掃委託、各種保守点検などの施設運営経費、図書室の備品購入費などを計上しています。なお、生涯学習推進アドバイザーについては、生涯学習推進本部の設置などにより生涯学習の推進体制が整備されたことから、当面設置しないため、係る経費については皆減となっています。

次に130ページ中段、5項1目保健体育総務費、本年度予算額706万5,000円。スポーツ推進員活用事業では、委員8名分の報酬、旅費など40万3,000円を計上しています。

次に131ページ中段、子ども体力向上事業では、キッズスポーツ教室やジュニアアスリートクラブなど子どもの体力や運動能力の向上を図るためのスポーツ教室の開催経費、スポーツ少年団への補助金など292万1,000円を計上しています。

次に、132ページ中段、2目体育施設費、本年度予算額227万7,000円。体育施設経費では、町営野球場内野グラウンドの改修工事費を計上しています。なお、

町営夕張太プールにつきましては、令和元年度をもちまして閉鎖しますので、かかる経費については皆減となっています。

次に、3目スポーツセンター管理費、本年度予算額4,423万3,000円。スポーツセンター管理経費では、町民プールの採暖室の修繕、令和元年度に開設いたしましたトレーニングルームの機器の充実を図るため、ランニングマシンのほか周辺機器にかかわる経費を含め、施設管理に係る経費を計上しています。なお、スポーツ指導員についてはフルタイム会計年度任用職員として任用するため、係る人件費については総務費で計上しています。

次に、予算書134ページ、4目給食センター運営費、本年度予算額9,580万8,000円。給食センター運営経費として、厨房等の各種消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、賄材料費、調理配送等業務委託料、各種保守点検等業務委託料、給食センター用備品譲渡事業償還金などの経費を計上しております。なお、賄材料費は米、麺、パンを含めた主食分を町で負担するための費用348万6,000円を含め計上しています。

次に、予算書96ページをごらん願います。上段、5款1項5目農村環境改善センター管理費、本年度予算額1,515万4,000円。改善センター管理経費では、施設管理にかかわる消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、管理清掃業務、各種保守点検業務委託料などを計上しています。以上で、教育委員会所管の関係予算の説明を終わります。

本間委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

西股委員 小学校の関係ですが、電子黒板を入れた利用度はどうなっているのか、特に要請は行っているのか。あと、学校給食について、230ページ令和元年度の債権放棄調書の中で、学校給食の関係は166万148円ということで、351件、人数にしてみると28名ですが、これは今回債権を放棄しなくてはならないというような形で積んでいますが、原課ではこういうようにならないためにどういうように伝えているのかという点についてお聞かせ願います。毎年このような形ででてくるといことになると、ちょっといろいろあるのかなと。

学校教育G主査 1点目の小学校の電子黒板の件については、平成30年度のパソコン更新の際、小学校4年生以上の各クラスに電子黒板6台、小学校1年生から3年生については、電子黒板機能付きのスクリーンを6台の導入をしているところです。利用については、それぞれの担任の先生が必要に応じて、各教科や授業参観、校内研修等で利用をしています。先生方への研修については、導入業者により小学校で定期的な説明会を行っているほか、教員同士での勉強会などで若干苦手としている先生も使えるようにということで研修等を行っているところです。

給食業務担当主査 給食費の債権放棄の関係ですが、こちらは平成一桁から14年や15年あたりの債権でして、債権放棄する方の名前を見ますと税務関係でも債権放棄を既に行っている人がほとんどです。最近の収納状況を見ますと99%は超えていますので、今現在通われている児童生徒の保護者の方は、皆さんだいたい納めていただいているという状況です。もちろん未納の方もいらっしゃいますので、そういう方については、督促状や催告書、それから訪問徴収を行って未納を防ぐように努力はし

ているところです。

西股委員 電子黒板につきましてわかりました。

給食費の関係だったんですけれども、おおむねが集まっているということですが、訪問の中で何か言われる部分だとか、そういうものがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

給食業務担当主査 今訪問徴収を行っている家庭の中では、特段お話はあって、納め忘れの方がほとんどです。何人かの方は納めるのに苦労している方も多少おりますが、ほとんどはいません。あと、なかなか連絡が付かない方もいますので、こちらは根気強く電話や訪問をして対処したいと思っています。

本間委員長 ほかに。

佐藤委員 全部でちょっと5点ほどですが。まず、資料の19ページ、読書活動の中で、新春本の福袋ですけれど、すごくユニークな取り組みでいいなと思ったんですけれども、どのような形でされるのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

それと、予算書の128ページの生涯学習センターの管理費ですけれども、生涯学習センターの利活用についてお聞きしたいんですが、以前にも質問したんですけれども、ぽろろの玄関付近にトイレがなくて遠いところまでいかなくتهはいけないという住民の声があったということで、設置は今のところは可能ではないけれども将来的に考えるというお答えがあったと思いましたが、それ以降住民から声があったのかということと、また検討していただいたのかということが2点目です。

3点目は、生涯学習センターの中の体育館で夜は利用していますが、ちょっと私の認識では日中はほとんど空いていると思いますが、体育館の活用状況について教えていただきたいと思います。

それと4点目、ぽろろの中に学習室の1と2がありますよね。あの場所は昔の教室をそのままにして机と椅子が置いてありますが、その使用頻度、また、どういう所で使っているのか、年に何回ぐらい使っているのかということも教えてください。

5点目は、コロナウイルスで小中学校が休校になっていますが、今、ぽろろの図書室が閉館になっているので、本を読みたくても読めない状況であることをお聞きしていますけれども、今後もなお、休校が長引くかもしれないということが報道では言われているんですけれども、うちの町として何か対策を考えているのかどうか。この5点をお願いいたします。

社会教育G主幹 まず1点目の御質問ですが、最初にぽろろ図書室の現状について少しお話しをさせていただきたいと思います。現在のぽろろの蔵書数については、これまで計画的に図書の購入を進めて、目標としていた5万4,000冊に到達したところです。そこで、令和3年度からは、この蔵書5万4,000冊の質と量を維持しながら、いかに多くの町民の方に活用していただくということが重要だと認識して、当然、気軽に町民の方に利用される図書室の雰囲気づくりはもちろんです。が、話題の本を速やかに購入したり、去年はラグビーワールドカップが開催され人気が高まったということで、ぽろろ図書室でラグビー関連の特集を組んだり、あるいは先日、プロ野球の関係の方で野村克也氏がお亡くなりになりまして追悼の特集を組んだりと実施して、その取り組みの中で企画をさせていただいたのが、御質問

のありました新春本の福袋です。新春本の福袋の事業の概略ですが、新年の図書室の開館初日に合わせて、中身が見えない袋に担当が選書した図書2冊入りのセットを、絵本については15セット、児童書については15セット、そして一般書については20セットを用意し、いずれも押し花サークルが作成した特製しおりを付録にして、貸出期間については通常の期間と同様の2週間以内という中で、本を提供させていただくというものです。中身がわからない本をお貸しするということで、利用者にとっては新しい本との出会いや利用者の読書の幅を広げるといった効果もあると思いますし、話題性を持たせることで新たな利用者の掘り起こしにもつながることを期待しています。また、関連がありますので、合わせて5点目の御質問について、先にお話をさせていただきたいと思います。コロナウイルス感染拡大防止の関係で、現在、ぼろろを含む町内の公共施設は今のところ3月19日までの予定で臨時休館を続けているところです。議員御指摘のとおり、この間は基本的にはぼろろの施設を貸していませんし、図書の貸し出しもしていませんが、こういった中で我々としても何か一つでもサービスの提供ができないのかということで考えた結果、特に臨時休校が長期化するに及んで在宅時間が長くなる小中学生を対象に、子ども向けの本の宅配サービスを明日から19日の期間で開始するところです。この事業については、対象は小中学生のいる家庭で、1家庭1世帯につき一度に借り入れる本の冊数は10冊以内で、期間は2週間以内をしています。明日から3月19日までの期間ということで短いことと、緊急対策的な部分もあるので、我々としてはまず、少しでも子どもたちを取り巻く現状を良くしてあげたいという思いの中でできることを、小さいかもしれませんが、できることから始めようという観点で事業に取り組むと考えています。その借り方につきましては、まず本の選書の仕方ですが、町のホームページに蔵書検索システムというのがありまして、こちらはパソコンやスマートフォンでも見るができます。そちらで貸出し中以外の本を検索していただきまして、対象となる保護者から電話で希望の本をお伝えしていただいて、翌日中には職員が希望する家庭に本をお届けしたいと考えております。周知の方法は、本日小学校の臨時登校の関係で、小学校から文書が発送されるということなので、そちらにこの事業の周知チラシを同封しています。中学校については、臨時登校についての文書をいつ出すのか予定が立っていないということなので、本日、個別に周知チラシの文書を送付し、あわせて町のホームページ、または公共施設の入り口などに周知をして広く対象者に伝わるよう努めてまいりたいと考えているところです。1点目、5点目につきましては以上です。

学校教育G主幹 2点目からの生涯学習センターの利用の関係ですが、まず、1つ目の1階のトイレの関係の検討ということでの質問かと思いますが、以前の予算特別委員会等で、1階については閉架書庫があるということもあってトイレを無くしているという経過のもとに、今の施設になっているということから、新しく再度トイレを設置するという考えはないということをお伝えをさせていただき、今後來庁者に対して聞き取りを行った上で、改善点があれば検討していきたいということで発言をさせていただいたという記憶をしています。それで、職員玄関前で自習をしている、主に中・高校生ですが、図書室では原則飲食禁止ということもあり、また、火曜日と金曜日以外は図書室が午後5時までということになっていることを利用している中学生

や高校生はそれを理解した上で、正面玄関の所で学習をしているという形で話を聞かせていただきました。もし、何らかの改善点等があれば、要望を伺った上で考えていきたいということで話をしておりましたが、現時点において1階にトイレを増設するという考えはないことを改めて述べさせていただきたいということが、まず1点目です。

それと2点目の体育館、そして3点目の学習室1、2の利用の状況です。まず体育館については、現在障がい者の団体や通所の事業所、スポーツ少年団、各種団体等が利用をしており、平成30年度そして本年度は1割程度の利用が伸びている状況です。ただ残念ながら現在、施設は臨時休館中ですので、多少キャンセル等もあり最終的には実績としては昨年同様ぐらいにはなってくるのかと思っています。また、教室1、2についても毎月定期的に民間の学習塾などの予約が入っており、全く使用してないということではなく、定期的な塾の利用等で利用しているということを御承知いただきたいと思います。

佐藤委員 ありがとうございます。トイレにつきましては、去年も言われて設置できない状況の施設ではあるということで話は聞いたんですけども、それから利用者の方からやはり玄関前にトイレがないと、小さなお子さんとか高齢者も使うところなので、特に奥のトイレは扉をあけた時に、冬は特に寒暖差があるんですよね。図書室とトイレの寒暖差があって、私も何回か行ったんですけど、寒暖差があってちょっと心配だなという思いがあったんですけども、そこには作れないという状況らしいですけれども、ちょっと調べさせていただきまして、まるっきりつくれないというわけではないという話、構造上は作ることは可能だということを知りました。それでもし作るとなったらどのぐらいかかるのかとか、そういうことまで考えていただけたのかなと、もし設置するとなると、どのぐらいかかるのかということまで調べていただけたのかなということをちょっと聞きたいと思います。ぽろろの施設はまだ本当に中長期的に使うということで、今後何十年も先、今の状況のままであるのかなということを見ると、やはり1カ所でもいいのでお手洗いは必要なのではないのかなと思います。そういうことで再度質問させていただきます。

そして先ほどの体育館ですけれども、利活用されているところがあるということですが、土日だけでも自由開放として利用できないのかなと思います。スポーツセンターは土曜日、日曜日にいつも試合などでびっしり使っている状態で、小中学生がなかなか利用できないということで、空いているのであれば体育館を利用できたらしめという声があったものですから、今のお話だと土日だけでも自由開放とした形ではできないのかなというお考えを求めたいと思います。

それと、4点目の学習室1、2で昔の教室、そのまま2教室があるんですけども、今、利用されているということでしたけれども、そのうちの一つはサークル活動などでいろんな資料や準備室という形になっているのは1階だということをちょっとお聞きしたことがあります。いろんなサークル活動で資料や材料を保管するところが今はあるのかと思いますが、もしなければ1階にあると聞いたんですけども、それであれば学習室の1か2のどちらかを、サークルの準備室として使うこともできるのではないのかなと考えていますが、そのところもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

生涯学習課長 まず、1点目のトイレの関係ですが、先ほども寒暖の差があるということで、今シーズンから廊下のほうにポータブルストーブをおいて、なるべく寒暖の差が出ないような形で対応しているところです。それと新たなトイレの設置ということですが、特段、見積もりを徴してどれぐらにかかるかということについては、現在のところはやっていません。ただ、今の利用の状況を見ていると、確かにあのホールからトイレまでは距離的にありますが、先ほど主幹のほうから申し上げたように、利用者についてはその辺を理解した中で、ホールの所を利用しているという状況がありますので、それと学習か何かをする場所としてはよりトイレに近い、元プレハブだった場所がレファレンスルームで学習スペースになっていまして、そういったところを活用いただくということで御理解をいただきたいなと思っています。

それから、土日の体育館の自由開放の関係ですが、体育館についても土日はかなり団体利用が入っていきまして、必ずしも個人が来てすぐに使えるという状況になかなかありませんから、そういった面では今の段階では難しいのかなと考えています。またサークルの保管場所ですけれども、特に保管場所ということはサークルに対してもここにおいてくださいということは、こちらから指定している状況はありません。ただ、どうしても毎回運ぶのが大変だということであれば、活動する部屋がありますので、そこに保管することもできますし、また準備室が別にありますので、そこに保管していただいても良い状況になっています。そんなことで対応させていただきたいと思っています。

佐藤委員 トイレのほうはわかりましたが、今のところは声は出ていませんが、そのところを今後注視していただきたいなと思います。これは要望です。

体育館のほうもそうですけれども、これから外で自由に遊ぶ子供たちが少なくなっているというところで、子どもたちが思い切り体を使って遊ぶ施設、これから大きな施設をつくる計画がありますけれども、中学生とかそういうお子さんたちが今、利用できる、うちの町には中学生とか高校生が遊べる施設がないので、そういうところでも少し今後いただければいいなというふうに思っています。

それと学習室ですが、2つあってそのうち1つがもし利用可能であれば、その1つをもっと利用できるような形で、住民に何かもっと利活用できるような形でできないのかなという部分も考えるところから、実は高齢者のサークル活動していた人が、いろんなサークルの材料をたくさん抱えて出入りしているのを見ました。そういう時に棚があってちゃんとした準備室があれば助かるのではないかと、その人たちからちょっと声が出たものですから質問させていただきました。

最後に、コロナウイルスで、本の貸し出しの宅配、これをお聞きしましてすばらしい試みだなと思っています。お電話ということになりましたが、ファックスでも可能なのかということと、それに対して職員何名で配達されるのかということをお教えいただきたいなと思います。

社会教育G主幹 基本的には電話のみの対応で考えています。また、宅配に携わる職員の数は、これはやってみないとわからない部分もあると思いますが、今のところ直接宅配するものは予定としては3人、状況によっては当然それより多くなるかと考えていますが、当面3人で対応したいと考えています。

本間委員長 ほかに。

熊木委員 質問します。社会科副読本、教育長の執行方針の中にもありましたけれども、町の開拓の歴史や産業などを学ぶ地域教材としてということで、小学校3、4年生用に。前回発行されたのは、私たちもいただいて読みましたが、これを町民への啓蒙といいますか、どのように考えているのか。やっぱり新しく来られた方は南幌町の歴史というものは、なかなか知らないと思うんですよね。それで、秋の小学校の学芸会、生活発表会ですか、その中で学年によって劇をやったりしますよね。そういう中で改めて町の歴史を知ることにつながっているかと思います。それで、例えばその図書室でのコーナーの設置や、その辺のことを考えているのかどうか、それ1点伺います。

それからもう一つが、今コロナウイルスの関係で、給食材料とかその辺でどのような影響があるのか。給食のほうは委託をしているので、そういう職員といいますか、その辺での影響などをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、一般質問も先日しましたが、給食の補助事業ということで、地産地消で去年の予算委員会でも地元産の野菜が何品目かをお尋ねしました。6から7ということでしたが、この1年間の間でふえているのか。それで私もいろいろ数えてみると、結構の品目が南幌では生産されていると思うんですよね。だから、それが給食材料の中でもっとふえるような取り組みというか、そこが実際に数としてはどれぐらいだったのか、またことしの目標としては何項目なのかをお聞きします。

それから、先ほど給食費のことで西股議員のほうからも質問がありましたが、今回の学校給食費の関係については先日全員協議会で示されました。本町は米や小麦、麺を町が負担していることで給食費が安くなっていることで、先日いただいた資料の中でも、確かに近隣に比べると高くはないというふうに思います。だけれども、今いろんな形で子育て支援という中で、学校給食を無料にしているところがふえていると思うんですよね。それを検討する時にそのような意見が全くなかったのか、今後そういう形で取り組んでいくというようなことは考えられないのか。この4点を伺います。

学校教育G主幹 社会科副読本の改訂の御質問ですが、初めに社会科副読本の改訂の概要を先に少し話をさせていただきたいと思います。教育行政執行方針にも示していますが、新学習指導要領が令和2年から本格実施することで、それに合わせて改訂作業を行い、令和3年4月から使用できるような形で改訂作業を行う形で現在考えています。これは、新学習指導要領の改訂に合わせて、令和2年度から小学校の教科書も合わせて改定されることに起因をしています。新学習指導要領では主体的、対話的で深い学びの実現ということになっており、それに合わせて社会科副読本についても問題を見出して解決策を考え、思いやりや考え方をもとに創造するなど個々の考え方を広め、深めることができるように改訂を行っていきたいと考えているところです。また、前回は、平成25年に改訂作業を行い、平成26年4月から使用していますが、そこから現在に至るまで町内施設にも変化が生じています。生涯学習センターぽろろの設置もそうですが、それらも今回の社会科副読本に改訂に盛り込んでいきたいと考えています。熊木議員のお話のとおりで、当然この町の歴史を伝えるという部分では、社会科副読本は非常に大切なものであると、私どもも認識しています。その中で、生

涯学習センターぼろろの図書室などでの啓蒙活動も通じ、多くの町民の方々に改訂後の副読本をごらんいただけるような形で工夫をしていきたいと考えています。

給食業務担当主査 まず、給食の1点目、休校による材料の影響ということでございますが、休校が決まってから、こちらで発注を止められるものが可能かどうかということで、業者へすぐに電話をしており、止められるものは止めています。発注後の受注生産のものも、例えば行事食といって、ひな祭りの関係のものなどは受注生産ですから、こちらは発注自体が止められないということで納入は控えていましたが、お金は支払うという対応をしております。

2点目の委託職員についてです。こちらは現在給食がないので調理はいないですが、委託業者の正職員については、清掃業務で週に3日ほど出勤して作業していただいています。パート職員については、会社のほうでは一応休職扱いですが、補償は行うということで伺っています。

3点目の食材の使用についてですが、今年度はほうれん草1品だけをふやすことができました。教育長からもお話もあったように、今年度途中から南幌町農協と契約を締結しまして、時期も9月ぐらいでしたので新しいものはほうれん草だけということで今年度は終わっております。来年度は1年間を通じて契約を行いますので、こちらでは把握してないものが出てきて使用できるのではないかという見込みを立てています。

4点目の給食費の改定についてですが、まず、無料にすることはどうかという意見は、運営委員会の中では発言されませんでした。主食の費用を町が負担しているということを運営委員会の中でも説明して、この中では主食の費用負担していることで負担軽減になっているということは委員の皆様方に御理解をいただいたものと思っています。あと今後の給食を無料にするかどうかですけれども、現在は主食費用で負担軽減をしているということで思っておりますので、今のところは無料化にする考えはございません。

熊木委員 社会科副読本のことは今、概要を説明いただいてわかりました。それで、発行部数は何部を予定しているのか。この社会科副読本は小学校3年生、4年生に配布するのではなく学校で管理しているものか、ちょっとわからないので教えてください。

それから、コロナウイルスの関係で説明いただきましたが、給食材料などの被害額はまだ算定はできていないのでしょうか。それが1点です。

それから、地場産のほうれん草がふえたということで、途中からだったことを説明いただいたので、ことはもう少しふえるのかなと思います。例えば、冬の間は野菜がないですけれども、大豆などそういうものが使えるかと思いますが、その辺の使用はどのようになっているのでしょうか。例えば味噌などは南幌でつくっているものを利用はされているのでしょうか。それちょっと1点伺います。

それから、給食費の値上げ、改定のことですけれども、これについて意見は出なかったということになったことと、今後の考えがないということでしたが、やはり子育て支援策の一つとしては有効の施策だと思うんですね。これは町にもありますので、ここでお答えはいただけないかとは思いますが、やはり近隣、どこの自治体でもやっ

ぱり本当に考えて、何が子育て政策にとって一番有効なのかを考えながら、いろいろと組み入れていて、私も以前医療費のことでも質問した時に、南幌町ではいろいろやっていて、それだけが子育て支援ではないというふうに答弁をされました。それらをひっくるめて、何が一番いいのかということを今後も検討していくべきだと思いますので、それは意見として申し述べたいと思います。以上です。

学校教育G主幹 1点目の社会科副読本の発行部数と子どもたちの配布への考え方ですが、令和2年度予算における印刷製本費で現在500部と考えて予算措置をしました。小学校3、4年生に新たに配布をさせていただき、そして新たに3年生になる子どもたちにも配布をするということで、基本配布としています。また、教える先生方にも配布をするということで今後数年間は使えるような形で印刷をさせていただきたいと考えています。以上です。

給食業務担当主査 コロナウイルスによる休校の被害額ということで、給食センター費はまだ正式には出していませんが、ほとんどの食材を止めることができましたのでそれほど大きな額ではないと思います。行ったとしても20万円を超えるか超えないか程度済んでいると思います。

それから大豆や味噌は南幌産を使っているかということですが、現在のところは使っていません。毎回申し上げているとおり、基本的には指名登録しているところからということもありますし、そういうお話があれば、あとその間農協さんを通じてというのはちょっと難しいのかもしれませんが、使用できる環境が整っているのであれば、入れることを検討することはできるかと考えています。味噌ですのでもっとなかなか環境としては難しいのかなと思っています。

生涯学習課長 4点目の給食費の無償の関係ですが、なかなか政策的な部分もありますので、我々事務局の中ではお答えしづらい部分もあります。以前この関係の一般質問があった時に、町長からは現在主食分の費用を町が負担しているということで、現在のところは無料化にする考えはないということで答弁させていただいておりますので、その辺を参酌していただければ、我々事務局としても今のところそういう考え方はありませんということでお答えしたいと思います。

菅原委員 資料の112ページ、外国語指導助手招致事業についてです。今現在来ている先生が結構長くて、とても熱心ないい先生ですが、この先生は10月で終了ということをお聞きしました。この先生は本当に良い先生で、残るポストがないということを以前伺ったことがあるんですけども、デイビット先生からはこの後も南幌町に残りたいという相談などそういうものをお受けしたことがあるかどうか、それを1点お伺いいたします。

それと123ページの教育コンピュータ施設整備です。先ほど全児童に1人1台ということでお話がありまして、それを検討していくような話をいただきましたけれども、これはデスクトップ型のコンピュータか、それともアイパッドなのか、それを1点。

それと133ページになるのかな、夕張太プールですけども、廃止に決まりまして、廃止の跡利用といいますか、解体するとかその後の進展が何かあったかどうか、それを1点お伺いいたします。それとこの廃止になった後の、今度町営プールに行く子ど

もさんたちの使用時間、先日前お聞きをしましたが、それを再度どのように今後していくのか、それを1点伺います。あとは、夕張太の住民の方で稲穂地区の方、ここは保育園もなくなり、小学校もなくなり今度プールもなくなるということで、実際にお子さんたちはいらっしゃらない方々ですが、だんだんここが疲弊していくという話はあったかと思います。それについては教育の観点からは難しいですが、何かお考えがありましたら伺いたいと思います。この3点です。

学校教育G主査 1点目のALTの関係につきまして説明をさせていただいたとおり、現在のALTについては10月で終了ということになりまして、9月からは新たにJETプログラムで新しいALTが1人配置になりますので、現在のALTについて残れるポストは現在のところはありません。ただ、現在のALTからの話は、今後南幌町では7年間になりますので愛着もあるということと、自然がいいということで今時点においては今後についての相談を受けている状況です。

学校教育G主幹 2点目のコンピュータの1人1台の関係のご質問ですが、国においては、現時点で一人1台のパソコンということについては、タブレットやアイパッド、様々な部分を想定をしておりますが、今、国のほうで措置する予算としては、1人あたり4万5,000円の補助ということを前提に計画をしているようです。それらの仕様にあったような形で、わが町も執行方針にも記載をさせていただきました計画を作った上で、今後どうするのかということを考えていきたいというふうに思っておりますので、御承知おきいただきたいと思っております。以上です。

社会教育G主査 3点目の夕張太プールの廃止後の利用ということですが、現在のところはまだ廃止後の利用情報の活用ということは全く未定となっています。ただ、教育財産から一般財産に管理が移ることになりますので、廃止後については一般管理の財産ということになります。もう1点の今まで利用していた子どもたちとのプールでの利用ということですが、今現在スポーツセンターにある町民プールで夏休みに小学生、中学生等の優先利用ということで現在まで行っていますが、この辺に関しまして安全状況や管理運営状況を今後検討しながら拡充という形で、何とかできないかということで、現在監視の委託業者とも協議をしながら、何とかそれに向けて検討していきたいと思っております。

生涯学習課長 夕張太のプール、いわゆる活性化ということになるかと思いますが、以前もちょっとそういう御質問がありましてお答えをさせていただきましたが、なかなか教育単独で何かそこで事業といっても、あそこ子ども達もだいぶ減ってきておりますので、そういった面では子どもたちだけ集めて何か事業をやるのは難しいかと思っております。地域のほうから意見が出ましたら、何ができるかをということも一緒になって考えるということで、教育委員会としては考えているところです。

総務課長 教育の中でなかなか難しいということ、私のほうからも答えになるかどうか分かりませんが、小学校やプールがなくなって地域で利用できる施設がなくなるということです。今回はプールがなくなりますけども、本当に何か民間等で跡利用があればいいでしょうけども、それがなければ最終的には解体というふうになるのかと考えています。ただ、以前にちょっとお話ししましたように、夕張太保育所の跡利用ということで、先般保育所条例を廃止させていただいて今、公募に向けて総務課のほう

で準備している段階です。できれば旧夕張太保育所の部分を、民間で活用させていただければと思っています。最初の段階では、社会福祉施設とか町内にある施設、法人のほうに声掛けをして、だめであれば広く公募していきたいというふうに思っていますので、その跡利用について公募をいただいて、地域に適したところであればそういうことを呼び込むことによって、ある程度夕張太地区の市街地の活性化になるかどうかかわかりませんが、ちょっとは人が集まってくるようなことになるのかなと思いますので、その辺を含めてこれから検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

菅原委員 ありがとうございます。それでは最初の112ページのALTの先生ですが、やはり7年間も居ていただいたということで、この先生ともいろんな機会があるたびにお話をさせていただきますが、やはり起業も含めて手厚い相談に乗っていただけたら本当にありがたいなと思います。これはお願いです。

あと2問目のコンピュータですが、1人4万5,000円、これも私、昨年ですが、アイパッドと電子黒板を使用しての授業を拝見しました。それで今の子どもさんたちも手慣れていますから、授業もスムーズにいったように私は見受けられました。全道でも子どもが1人1台タブレットを授業で使うなど、それを検討しているところも最近多いと聞いていますので、こちらの部分のコンピュータというと大きいし、いろんなお金もかかりますので、ぜひタブレットのほうで進めていただければありがたいなと思います。これはこれからのことですので要望としておきます。

夕張太のほうも、お二方からお話をいただきましたので大変ありがたいと。そこは稲穂地区を衰退させないような方向で考えていただければ大変ありがたいと思います。昨年行われた夕張太プールの廃止の時にも、地元の方は本当に少ない人数でしたが、この町からも遠い、それからそのプールを今まで使った子どもさんたちも里帰りの時とかもいたけれどもそこまでのバスの都合が悪いと。なかなか町営プールに来るにも足がないという話もされていまして、そのところも今後の課題なのかという思いで聞いていました。それは教育委員会の方が一番よく御存じのことですので、足の確保も含めてお考えいただきたいと思います。子どもさんがいる世帯を重視という町のコンセプトがありますので、教育というのは一番重要なポストだと私は思っています。その中でいろんなこととお金もかかりますけれども、いろんなアイデアを出していきながら、町のほうも重要なポストとして関わっていただければ大変ありがたいと思います。これはお答えはいりません。よろしくお願いいたします。

本間委員長 ほかに。

志賀浦委員 私は2点ほど。公設学習塾事業の説明の中で書いてあって、内容が読み取れますが、去年はちょっとミスマッチがあったと聞いて、なかなかうまくいってなかったのかなと思いますが、今年度の取組内容で、本当に基礎学力に特化していくのか、その辺をひとつ教えてほしいです。

あと、198ページの、スクールバスの修繕料が入っていますよね。これの内容をちょっと教えてほしいです。2点です。

学校教育G主査 1点目の公設学習塾の関係です。昨年度につきましてはミスマッチがあったということと、今年度の取り組み内容ということだと思います。昨年度につ

いては、以前からも少しお話をさせていただきましたとおり、学校行事やわからない子に対する指導が十分できなかったというところで、参加率が少しずつ悪くなってきた状況です。これからは、学校行事等を考慮して参加しやすい日程を組むこと、それから令和元年度については中学1年生で参加人数が多かったというところもあり、習熟度に応じて少し苦手としているグループと、中間層より上位グループという二つに分けて、それぞれ習熟度に応じた授業を行ってきました。さらに以前もプログラミング教育を検討していきたいという話もさせていただきましたが、今年の12月と本年1月、小学5年生と6年生を対象にそれぞれプログラミング教育を1時間ずつ行っており、子ども達については新しい授業ということもあって、非常に真剣に取り組んで前向きの姿勢を見せていたように見受けられました。これから令和2年度の事業についても、同じように学校行事と調整し、学校の先生とも情報共有しながら、さらに参加していただく、またより良い効果的な事業となるように進めていきたいと考えています。

学校教育G主幹 予算計上しているスクールバスの修繕料ですが、年2回の車検整備費用と法定点検、そして緊急的に修繕が突発することも含めた中で、修繕料の予算を131万8,000円の予算を計上している概要となります。

志賀浦委員 公設学習塾のほうは、頑張ってもらいたいなと思っていますけども、これ以上の基礎学力というところに重点を置くのであれば、小学生のいる家庭であれば、例えば塾のほかに秋田方式でやっていた家庭学習ノートみたいなもので、家庭で学習できる環境を教え込むという方法もあるんですよ。教育長は前に一緒に見に行っているからよく理解していると思うけど、そういう方向でできれば小学生のうちは学習環境を良くしてくれるような方法でいけないかなと思っていて、ちょっと聞いてみたんですけど、もし良い方法であればそういうものも取り入れて、プログラミングも良いことではあるけど、またいろんな一つの方法になるかなと思って、これ検討できるかどうか教えてください。

それと、修繕料の部分は定期点検と言っていたので、それはそれでいいですけども、ちょっと気になったのは、前回入れた新しいスクールバス、いや町バスのドリンクホルダーとか外側の修繕料は上がってきていないのかという気がしていたんですよ。今は教育費なので、そっちのほうはいいです。

総務課長 総務費の中で説明していませんでした。

学校教育G主査 初めの家庭学習の新たな取り組み等についてですが、例えば学習ノートで家庭でも学習ができるような形の取り組みということで、現在の事業者にも有効な家庭学習の取り組み方法等を聞きながら、できる部分や有効だと思われる部分については、取り入れながら進めていきたいというふうに考えています。

志賀浦委員 よろしくお願ひしますというところだけど、学校の先生方を対象としての学習塾ならきついと思ったんですよ。例えば、今の秋田方式というのは教育委員会が指導してやっていかなくてもはならないことだから、今の民間が入ってきているから学校の先生に負荷がかからないから、その分だけもっと柔軟にいけるかなという気がしているので、ぜひ進めていただきたいと思います。要望です。

本間委員長 ほかに。(なしの声)

それでは質疑がないようですので質疑を終結いたします。

職員の入れ替えがあるため、2時30分まで休憩いたします。

(午後2時15分)

(午後2時30分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

審査順序14番目、8款消防費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは予算書110ページをお開きください。下段になります。8款1項1目消防費、本年度予算額3億2,084万6,000円。ここでは南空知消防組合負担金事業として、本部費並びに南幌支署費、消防団費、支署施設費に係る一切の負担金を計上しております。内容につきましては、予算書の153ページをごらん願います。消防費に関する明細書でございます。まず歳入では、支署庁舎改修、並びに小型動力ポンプ付積載車3台の更新に伴う充当財源として、5,450万円の起債借入れを計上しております。

次に、154ページ、歳出になります。説明欄、消防組合本部運営助成事業として2,205万3,000円。本部運営に係る経費について、構成4町がそれぞれ負担するもので、例年並みに計上しております。

次に、消防支署運営事業として2億1,977万9,000円。157ページ上段にかけまして、支署職員23名分の人件費や活動費、庁舎並びに車両の維持管理経費、各種負担金などを計上しております。

次に、消防団運営事業として1,582万6,000円。158ページにかけまして、88名分の報酬、共済費、費用弁償、被服代などを計上しております。次に下段、施設資機材更新事業として6,318万8,000円。

次ページでございますが、先ほども歳入で触れましたが14節工事請負費で支署庁舎改修工事、17節備品購入費で小型動力ポンプ付積載車3台と電話システムの更新の経費を計上しております。以上です。

本間委員長 それでは説明が終わりましたので質疑を行います。

内田委員 予算資料17ページの、救急救命士の研修ということで、前に東京にも行かれた時もありましたし、去年は札幌だったのでしょうか、本年度採用になった方は皆さん救急救命士の資格を持っているのではないかと思いますけれども、この内容についてちょっと詳しくお聞きしたいです。

総務課長 資料の17ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうに救命業務高度化推進事業ということで、講習等受講対象者3名ということで、気管挿管病院実習、処置拡大2行為実習、薬剤投与病院実習に各1名の研修経費です。以上です。

内田委員 救急救命士の資格の中に入っていないくて、採用になってこれから新たに取る資格ということをするのか、今後のために生かされるということですか。

総務課長 基本的には、今救急救命士すべてですが、気管拡張、おそらくもう既にやっている部分で、処置拡大とか、救急救命士ができる処置がふえたなどという時に講習を実際に受けるものですが、何年か前にも気管挿入の関係で、新たに適用や点滴などができるようになったら、その都度、講習を救命士が受講するという内容です。

本間委員長 ほかに。

熊木委員 先ほどの説明の中で、南幌支署庁舎改修工事とありましたけれども、具体的にはどのような工事をされるのでしょうか。ちょっと教えてください。

財務G主査 消防庁舎の改修については、まず、消防支署庁舎の救急車の上に防水シートを張っている屋根がありますが、その張り替えを行います。隣の建物、車庫、救急車など消防自動車が入っている屋根のトタンの屋根の葺き替えを行います。あともう一つは、前のアスファルトの路盤ですが、段差が結構激しくあるということで、今回の一部は企業の方の地域貢献で半分やっていただきましたが、残りの半分以上を令和2年度に行うこととして計上しております。

本間委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

では質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは次に進めさせていただきます。

審査順序15番目 10款公債費について説明をお願いします。

総務課長 それでは予算書136ページをお開きください。下段でございます。10款1項1目元金、本年度予算額5億5,397万円。地方債元金の償還で、前年度と比較して6,339万3,000円の減額計上となっております。

次に、2目利子、本年度予算額2,277万6,000円。地方債利子の償還で一時借入金及び基金繰り替え運用に係るそれぞれの利子を計上しております。以上です。

本間委員長 説明が終わりました。質疑はありますか。(なしの声)

それでは次、審査順序16番目 11款予備費。お願いします。

総務課長 予算書137ページ中段でございます。11款1項1目予備費、前年度同額の100万円を計上しております。以上です。

本間委員長 説明が終わりました。質疑はございますか(はいの声)

質疑がありませんので、次に進みます。

審査順序17番目 一般会計歳入、1番1款町税2款地方譲与税、町債までを説明をお願いいたします。

税務課長 それでは予算書15ページをお開きください。1款1項1目個人、本年度予算額3億1,318万7,000円。1節現年課税分3億1,205万1,000円。均等割、納税義務者数3,707人を見込み、1人当たり3,500円で、1,284万4,000円。所得割、平成30年度及び令和元年度実績を考慮し、2億9,920万7,000円、収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分113万6,000円、繰越見込額に収納率8%で計上しています。

2目法人、本年度予算額4,562万9,000円。1節現年課税分4,557万1,000円。均等割は195法人を見込み2,151万3,000円、法人税割は令和元年度の実績を考慮し、2,405万8,000円、収納率は、いずれも99%で計上しています。2節滞納繰越分5万8,000円、繰越見込額に収納率10%で計上しています。

次に、2項1目固定資産税、本年度予算額3億1,162万1,000円。1節現

年課税分3億1,082万7,000円。土地は、南幌工業団地の売却による増で、7,658万4,000円、家屋は新築の増及び課税免除の減により、1億7,898万8,000円、償却資産は、資産の増及び課税免除を考慮し、5,525万5,000円、収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分79万4,000円、繰越見込額に収納率8%で計上しています。

2目国有資産等所在市町村交付金、本年度予算額268万2,000円。北海道が所有する学校公宅、道営住宅等の土地・家屋と北海道森林管理局所有の防風林敷地に係る価格により計上しています。

次ページ、3項1目環境性能割、本年度予算額62万1,000円。環境性能割は昨年10月以降に取得された車両に適応され、本年度は、平成30年度及び令和元年度の新規登録をもとに48台を見込み計上しています。

2目種別割、本年度予算額2,475万円。1節現年課税分2,473万1,000円。原動機付自転車39万4,000円、軽自動車2,145万2,000円、小型特殊自動車288万5,000円、収納率は、99%で計上しています。2節滞納繰越分1万9,000円、実績を考慮し、繰越見込額に収納率6%で計上しています。以上です。

次に、4項1目町たばこ税、本年度予算額5,344万5,000円。売渡し本数の減を見込み、減額計上しています。

5項1目入湯税、本年度予算額1,752万円。昨年度の実績を見こみ計上しています。

本間委員長 町税の説明が終わりました。質疑を行います。

ないようですので質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

(午後2時43分)

(午後2時44分)

本間委員長 休憩を閉じ会議を再開します。

それでは、2款地方譲与税から町債までを説明をお願いします。

総務課長 それでは、2款地方譲与税以下をご説明申し上げます。本年度の説明としましては、主な項目のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは予算書17ページをお開きください。2款1項1目地方揮発税譲与税から18ページ中段の5款1項1目株式等譲渡所得割交付税までにつきましては、国税や道税の一定割合が交付されるものでございます。

次に、6款1項1目法人事業税交付金、本年度予算額100万円。令和2年度から新設されるもので、北海道に納付された法人事業税の一定割合が交付されますが、交付基礎額が不確定のため、科目設定とさせていただきます。

次に、7款1項1目地方消費税交付金、本年度予算額1億8,000万円。消費税10%のうち、2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものでございます。

次に、19ページ、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、本年度予算額400万円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、本年度予算額900万円。消費税率の引き上げに伴い、前年度創設され、北海道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合が交付されるものでございます。

次に、11款1項1目地方交付税、本年度予算額23億3,000万円。内訳は、普通交付税19億6,000万円、特別交付税3億7,000万円です。前年度と比較して3,000万円の増額計上です。普通交付税は国の地方財政計画を勘案し、また特別交付税は近年の実績を考慮し計上しております。21ページにまいります。14款使用料及び手数料につきましては、22ページにかけまして、町の施設使用料及び証明手数料について計上させていただいております。23ページにまいります。

15款国庫支出金でございます。歳出でそれぞれ説明いたしました事業について、法令等に基づいた国の負担相当分に係る負担金、補助金、委託金が主ですので、主なもののみを中心に説明をさせていただきます。次ページにまいります。

2項1目総務費国庫補助金、本年度予算額3億9,056万2,000円。1節では社会保障・税番号制度システム整備事業補助金、役場庁舎改修に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、地方創生推進交付金。2節では、個人番号カード交付事業費補助金等を計上しております。

次に、4目土木費国庫補助金、予算額3,956万4,000円。橋梁長寿命化修繕事業、町道除排雪事業、公園長寿命化計画策定事業、公営住宅改修事業等の充当財源を見込み、社会資本整備総合交付金を計上しております。次ページにまいります。

16款道支出金につきましても、国庫支出金と同様に法令に基づいた事務事業に対する道からの負担金、補助金、委託金が主なものですので、主なもののみを中心に説明をさせていただきます。27ページにまいります。

下段、4目農林水産業費道補助金、本年度予算額4億7,118万6,000円。内容につきましては、農業委員会活動促進事業交付金から次ページ、西17号排水機場長寿命化事業補助金まで、それぞれ記載のとおりでございます。29ページにまいります。中段でございます。

17款1項1目財産貸付収入、本年度予算額1,587万4,000円。土地貸付料は、町有地31件、工業団地4件、ふれあい農園42区画分を計上し、建物貸付料は教職員住宅や新規就農住宅分などを見込み計上しております。次ページにまいります。

18款1項1目一般寄附金、並びに2目教育寄附金につきましては、科目設定のための計上でございます。3目ふるさと応援寄附金、本年度予算額6,000万円。米などの謝礼品等の取り扱いの変更により、寄附金の増額を見込み計上しております。

19款1項1目財政調整基金繰入金、本年度予算額1億9,763万円。本年度予算編成にあたり不足財源分を繰り入れるもので、前年度と比較して7,798万2,000円の減額計上となります。

5目減債基金繰入金、本年度予算額3億円。財政調整基金と同様に不足財源分を繰り入れるもので、備荒資金組合超過納付金の還付を含め8,000万円を増額計上しております。

次に、3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、本年度予算額1,300万円。指

定管理料、町民入館料負担金事業、及び広告看板等改修事業に充当するものでございます。次ページにまいります。4目ふるさと応援基金繰入金、本年度予算額5,790万円。子育て支援や高齢者支援などの寄附指定事業を中心に充当するもので、前年度と比較して290万円を減額して計上しております。33ページにまいります。

21款5項3目農林水産業収入、本年度予算額9,421万3,000円。内容につきましては、農業者年金業務委託手数料から幌向揚水機場維持管理負担金まで、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、5目雑入、本年度予算額1億1,543万8,000円。内容につきましては、北海道町村会助成金から、35ページ、その他雑入まで記載のとおりでございます。なお、前年同様に備考資金組合より超過納付金の還付を受け、減債基金へ積立を行うため、1億円を計上しております。

次に、22款1項1目総務債、本年度予算額4億6,690万円。次ページにかかけまして、役場庁舎改修、防災倉庫設置、保健福祉総合センター非常用発電機設置などに係る起債の借入れです。

2目衛生債、本年度予算額7,390万円。南空知葬斎組合伏古斎苑改修、保健福祉総合センター機械設備用中央監視装置設置、南空知公衆衛生組合破碎処理施設改修に係る起債の借入れです。3目公営企業債、本年度予算額3億1,980万円。長幌第2浄水場改築事業に係る本町負担分の起債の借入れです。4目農林水産業債、本年度予算額4,150万円。農業競争力基盤強化特別対策として、4地区分の土地改良事業と農業水路等長寿命化整備に係る起債の借入れです。5目土木債、本年度予算額1億4,110万円。町道及び橋梁長寿命化整備、幌向運河河道掘削、公園施設長寿命化整備、栄町公営住宅の改修に係る起債の借入れです。6目消防債、本年度予算額5,450万円。消防支署庁舎改修及び小型動力ポンプ付積載車購入に係る起債の借入れです。7目臨時財政対策債、本年度予算額9,900万円。地方交付税の振り替え分として借入ができるもので、前年度と比較して1,000万円を減額計上しています。教育債については皆減です本年度借入がないものです。

以上で歳入の説明を終わり、次に予算書9ページをごらんください。第2表債務負担行為です。

役場庁舎電話交換機譲渡契約につきましては、備荒資金組合譲渡事業を活用するためのものです。中小企業総合振替資金利子補給は、道の融資制度資金借入に伴う利子補給分です。なお、期間及び限度額につきましてはそれぞれ記載のとおりです。

次に、10ページをごらんください。第3表 地方債です。20事業分に係る起債をしており、それぞれの限度額は、先ほど22款町債の中で説明した予算額と同額です。なお、起債の方法、利率及び償還の方法はそれぞれ記載のとおりです。以上です。

本間委員長 ただいま説明が終わりました。質疑を行います。(なしの声)
それでは質疑を終結いたします。

次に、審査順序18番目と19番目を一緒にさせていただきます。債務負担行為に関する調書と地方債に関する調書についてそれぞれ説明をお願いいたします。

総務課長 それでは予算書150ページをごらんください。債務負担行為に関する調書の説明になります。151ページにかかけまして、全35事業分です。表の下の方

計欄、左が限度額で16億5,558万5,000円。右隣は令和元年度末までの支出見込み額14億6,831万円、その右は令和2年度以降の支出予定額で1億8,727万5,000円となっています。

次に、地方債に関する調書の説明にまいります。予算書152ページをごらんください。全18事業分に係るものです。左の平成30年度末現在高から右端の令和2年度末現在高見込みについて、それぞれ記載しています。表の下の合計欄ですが、左から平成30年度末現在高は57億8,108万8,000円で、既に決算により確定しています。次に、令和元年度末の年度末現在高見込み額は56億9,547万3,000円です。次に、当該年度、令和2年度中の増減見込みですが、起債の見込みでは合計額は11億9,670万円です。隣の令和2年度中元金償還見込み額合計は5億5,397万円です。最後に、当該年度、令和2年度末の現在高見込み額合計は63億3,820万3,000円で、前年度と比較しまして6億4,213万円の増額となっております。なお、現時点では、令和2年度以降の起債残高につきましては、ほぼ横ばいで推移するものと考えております。以上で説明を終わります。

本間委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。(なしの声)

それでは質疑を終結いたします。

本日予定しておりました審査が終了いたしましたので、あす11日9時半まで延会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時57分)

予算審査特別委員会記録

(3日目 R2.3.11 9:30～10:37)

本間委員長 昨日より延会となっております予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の出席人員は9名全員であります。なお議長も出席されております。

それでは早速、審査順序20番目、病院事業会計について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

町立病院事務長 令和2年度病院事業会計予算を御説明します。予算書7ページをお開きください。

収益的収入及び支出について御説明します。初めに収入について御説明いたします。

1款病院事業収益1項1目入院収益、本年度予算額2億7,915万2,000円。年間延患者見込数に、1人1日平均単価1万7,651円を見込み計上しています。

2目外来収益、本年度予算額9,428万円。年間延患者見込数に、1人1日平均単価5,916円を見込み計上しています。

3目その他医業収益、本年度予算額6,636万7,000円。増額の主なものは、1節医業相談収益の健康診断に係る収益及び、2節その他医業収益の小児救急医療提供病院負担金の増によるものです。次ページにまいります。

2項1目受取利息配当金、本年度予算1,000円。

2目患者外給食収益、本年度予算額128万円。

3目他会計負担金、本年度予算額2万4,000円。

4目他会計繰入金、本年度予算額2億5,217万円。増額の主なものは、医師の勤務環境改善繰入分及び交付税における病床1床当たりの基準単価の増額改定分によるものです。

5目その他医業外収益、本年度予算額374万3,000円。前年とほぼ同額計上でございます。

6目長期前受金戻入、本年度予算716万7,000円。補助金等の減価償却費の見合い分です。次ページにまいります。

支出について御説明します。1款病院事業費用1項1目給与費、本年度予算額4億4,089万1,000円。増額の主なものは、常勤医師2名分の給与及び職員の増加に伴う手当等の人件費の増によるものでございます。13ページをお開きください。

次に2目材料費、本年度予算額4,222万3,000円。増額の主なものは、消費税増額分及び4節医療消耗備品の増でございます。次ページにまいります。

3目経費、本年度予算額1億6,360万9,000円。減額の主なものは、16節諸会費で、江別市立病院からの派遣医師が1名減となったことによる負担金の減で2,300万円の減、これで江別からの派遣医師はゼロということとなります。増額の主なものは、16ページ、18節の手数料で、外来患者等の増加に伴う検査の増及びCTなどの画像読影件数増に伴うそれぞれ手数料の増、19節賃借料では、常勤医師用の医師住宅確保に伴う住宅賃貸料の増で72万円の増、20節委託料では、地域

包括ケア病棟導入に伴う業務全般にかかる委託料で264万円、電子カルテ導入による保守管理業務委託料で264万円の増です。20ページをお開きください。

4目減価償却費、本年度予算額3,740万1,000円。減額の主なものは、2節器械備品減価償却費で、医療機器等の減価償却資産の減少によるものでございます。

5目資産減耗費、本年度予算額220万円。増額の主なものは1節固定資産除去費で、減価償却による資産の除去分でございます。

6目研究研修費、本年度予算240万円。増額の主なものは、2節研修会等旅費で、医師4名分の学会出席のための旅費60万円の増、3節諸会費で医師4名分の学会負担金で15万円の増でございます。次ページにまいります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額18万6,000円。減額の主なものは、1節企業債利息で企業債償還利息の減によるものでございます。

2目患者外給食材料費、本年度予算額125万6,000円。昨年と同額計上でございます。

3目雑損失、本年度予算130万円。増額の主なものは1節消費税納税分の増によるものでございます。

3項1目過年度損益修正損、本年度予算1,000円。前年同額計上

4項1目予備費、本年度予算10万円。前年同額計上でございます。次ページにまいります。

資本的収入及び支出について、御説明します。初めに、収入について御説明します。

1款資本的収入1項1目出資金、本年度予算額2,228万1,000円。企業債償還元金の増によるものです。

2項1目繰入金、本年度予算4,549万9,000円。増加の主なものは、1節国保会計繰入金で医療機器購入及び電子カルテ導入による補助金分で4,081万円の増、2節一般会計繰入金で医療機器の購入に伴う町負担分の繰り入れで144万9千円の増です。

3項1目企業債、本年度予算額2,710万円。本年度につきましても医療機器等の購入のため借り入れするものでございます。次ページにまいります。

続いて、支出について御説明します。

1款資本的支出1項1目固定資産購入費、本年度予算7,707万3,000円。増額の主なものは、1節の器械及び備品購入費で、医事システム更新、電子カルテシステム導入、超音波画像診断装置更新、シリンジポンプ、輸液ポンプ、ポータブル超音波画像診断装置、パックス更新、訪問診療用車両、内視鏡用炭酸ガス装置の購入によるものでございます。

2目病院整備事業費は、本年度工事予定がございませんので、項目削除となります。つづきまして、2項1目企業債償還金、本年度予算額3,342万2,000円。1,810万9,000円の増額で、企業債償還元金の増によるものでございます。次ページにまいります。

給与費明細書について、御説明します。1総括では、職員給与費の本年度と前年度の比較により記載しています。24ページと25ページについては、給料及び職員手当の増減を、その事由別内訳で示しています。次ページにまいります。

26 ページでは、会計年度任用職員の給与及び手当の増減について、その事由別内訳で示しています。27 ページ、28 ページでは給料及び手当の増減額についての明細を示しております。29 ページでは、給料及び職員手当等の状況について、職員一人当たりの給与、職種別初任給を、30 ページでは、級別職員数、級別の標準的な職務内容を、次ページの31 ページでは、昇給・特殊勤務手当について記載しています。32 ページには、期末手当、勤勉手当の支給率、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当の支給率、その他の手当について記載しています。続いて、33、34 ページには、令和2年度の予定貸借対照表を記載しています。下段の7 剰余金、(2) 欠損金、ロの当年度純利益が令和元年度の収益的収入と支出の差し引きで、1, 261 万7, 000 円の純利益を見込んでいます。

35、36 ページでは令和元年度の予定損益計算書を掲載しております。37、38 ページでは令和元年度の予定貸借対照表を掲載しております。

39 ページには、予定キャッシュ・フロー計算書を記載しています。キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間において、どこで資金が生み出され、どこで資金が使用されるのかを表しているものです。

40 ページには注記事項を記載しています。注記事項の1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記として、改定後の会計基準を適用しての財務諸表の作成、たな卸資産の評価基準と方法については、先入先出法による原価法、固定資産の減価償却は耐用年数による定額法、消費税等の会計処理は税込方式としています。

2. 引当金の計上方法については、退職給付引当金は、事前納付の精算及び積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用負担など、追加負担金が発生した場合は、町立南幌病院事業会計の退職給付引当金に関する取扱要領により、一般会計がその全部を負担することとしているため、計上していません。賞与引当金及び法定福利費引当金は、支給見込み額に基づき12月から3月分の額を計上しています。

3. 予定貸借対照表等に関する注記として、企業債の償還に係る一般会計が負担する額は1億3, 962 万2, 000 円です。最後の41 ページは、企業債に関する調書として、全部で9件の企業債の明細を記載しています。1 ページにお戻りください。

第2条の業務の予定量について、御説明します。病床数については、一般病床26 床、療養病床 54 床、合計80 床、年間延患者数については、入院が1万5, 815 人、外来が1万5, 935 人で見込んでいます。1日平均患者数については、入院が43 人、外来が65 人で見込んでいます。

続いて、第3条、収益的収入及び支出の予定額について、御説明します。収入の本年度予算7億418 万 4, 000 円、支出の本年度予算6億9, 156 万 7, 000 円、収入と支出の差し引きから1, 261 万7, 000 円の純利益となっています。次ページにまいります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額について、御説明します。収入の本年度予算、9, 786 万円。支出の本年度予算1億1, 049 万5, 000 円。収入と支出の差し引きで不足する1, 263 万5, 000 円は、損益勘定留保資金で補てんするものです。

第5条、企業債については、医療機器購入事業に係る借入限度額を2, 710 万円、

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次ページ、第6条、一時借入金の限度額は3,000万円です。

第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、給与費が4億4,089万1,000円、交際費が30万円です。

第8条、たな卸資産の購入限度額は3,712万6,000円とするものです。

以上で、令和2年度病院事業会計予算の説明を終わります。

総務課長 引き続きまして、関連議案の説明をさせていただきます。議案第10号から議案第12号までの3条例につきまして、御説明をさせていただきます。議案書と配布しております説明資料のほうをごらんいただければと思います。

それでは議案第10号 職員定数条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。初めに改正の概要について申し上げます。

町立病院の診療体制の見直しに伴いまして、新たに総合内科医、理学療法士、看護師等を採用するため、現職員定数をふやす必要があるため、改正を行うものでございます。別途配付しております議案第10号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所となります。定数、第2条第1項第5号中、「35名」を「40名」に改めるものです。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行する。

続きまして、議案第11号の説明を申し上げます。初めに改正の概要について申し上げます。

こちら、町立病院の診療体制の見直しに伴いまして、新たに看護副師長を配置するための改正を行うものでございます。議案第11号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前でございます。下線の部分が改正箇所でございます。

別表第9 第5条関係4級の項中、2から4を1つずつ繰り下げ、2として新たに看護副師長を加えるものでございます。附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

続きまして、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正の概要につきましては、町立病院診療体制の見直しに伴いまして、医師が往診または訪問診療に従事した時、並びに他の医療機関及び施設において診療健診業務に従事した場合の手当について、追加、改正を行うものでございます。議案第12号 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所となります。

まず種類 第2条第1項中往診手当を在宅診療手当に改め、第12号として新たに派遣診療手当を追加するものでございます。

次に、第3条の見出しを、在宅診療手当に改め、医師が往診または訪問診療に従事した場合、在宅診療手当として第2項各号に定める額を支給する規定です。第1号は、往診または訪問診療を行った場合は1回2,000円。第2号は、外来診療時間以外の時間に往診または訪問診療を行った場合につきましては、診療報酬の算定方法に規定する医科点数により算定した報酬額の100分の10を乗じて得た額を支給するものでございます。第3号は 外来診療時間以外の時間に往診または診療訪問のため、待機を命じられた場合は1件4,000円を支給するものでございます。

次に、第14条として派遣診療手当を新たに追加するものでございます。派遣診療手当は、他の医療機関または施設において診療健診業務に従事した場合は、1回につき3時間以上従事した場合は1万円、3時間未満の場合は5,000円を支給するものでございます。次に、新たに派遣診療手当を追加したことから、第14条を第15条に繰り下げるものです。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で、3議案の説明を終わらせていただきます。

本間委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

菅原委員 先にちょっと、条例についてお伺いしたかったんですが、第12条のところの往診と訪問診療がどのように違うのかをお伺いします。

それと、保健福祉課にもお伺いしましたが、今度在宅医療がふえると、在宅医療24時間で重きを置くということになります。保健福祉課との連携をどのようにお考えなのか。それと、院内にステーションを設ける考えはあるのかどうかお伺いします。

それと、いよいよ60床に変わるということで以前、病床数による交付金がマイナスになるということで、80床をずっと維持されてきたと思うんですけども、それで60床に変えて、いろんな急性期に変えたりして経営の増加を図るということで、私たちもお伺いしていますが、先生1人につきだいたい2億円を稼ぐとは一般的には言われていますが、ここのところの病床数、先ほど交付金は増額になりますということで話が合ったと思いますが、そのところのはっきりした考え方といいますか、そこをもう一度お伺いしたいと思います。

それと、前回お伺いをした時に3パターンがあって、これなら7,000万円を一般会計から繰入れするという説明があったかと思うんですけども、以前から7,000万円を繰入れていましたが、今年度についてはまだはっきり7,000万円繰入れるということですけども、今度いよいよ始まるわけですね。はっきり始まるのは今年度ではないですけども、その3パターンがあって7,000万円と、5,000万円、2,000万という3パターンだったと思うんですけども、それが決まった旨の報告をまだ私は受けていなかったように思いますが、それを1点確認させていただいてよろしいでしょうか。それと関連でお伺いしたかったのですが、今ちょうどコロナウイルスの時期なので、そのところ確認したかったんですけども、コロナウイルスに対する対策と、現在の影響をお伺いしてよろしいでしょうか。それと、たぶん4月の新年度までいくと思うんですね。新年度に対する対策なども、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。以上です。

病院事務担当主幹 まず1点目の質問ですが、往診と訪問診療の違いでしょうか。往診とは、患者の求めに応じて医師が訪問して診療をすること。訪問診療とは、医師が定期的に訪問して診療をすることとなっています。それが往診と訪問診療の違いです。

2点目の質問、在宅24時間365日の体制をとる予定ですが、こちらについては、基本的には24時間連絡可能なドクターがいること、あとは24時間連絡可能な看護師がいることが条件となっています。看護ステーションについては、民間の訪問看護ステーションを活用する考えです。

3番目の質問ですが、今回60床になることにより1病床当たりの交付金が減る件ですが、当院は急性期から慢性期でなく、回復期へ転換する病院です。それと交付金の考え方ですが、今回増額になっているのは、国から入ってくる不採算地区への交付金、特別交付税分が増額となって入ってきています。それで、繰入れの考え方ですが、3パターン、たぶん今言ったパターンと、1年中一般病床60床のパターンと、地域包括ケア病棟。さらに地域包括ケア病棟の高いほうと思いますが、当年度予算については、予定では8月から一般病棟60床への転換を図り、その後、要件が整い次第、予定では1月に地域包括ケア病棟の3をとる予算で編成しております。こちらが順調にいけば、今の段階で1,260万円の純利益を確保していますので、病院改革プランの中にありますように、病院で賄えない不足分については繰り入れることとなっていますので、それが7,000万円の繰り入れで200万円の黒字ということであれば、当然差額分については減ると。地域包括ケア病棟が前倒し、もしくは地域包括ケア病棟の1が取れるような状態になれば、その金額がふえる可能性もあるというのが今の考え方です。

病院事務長 最後の5番目の新型コロナウイルスの関係について、現在当院としては完全な外来との分離、それから小学校などが休みになっていますので、うちの看護師にも若干影響が出ています。それに応じて、当然看護師、特に外来の看護師が不足しますから現在、窓口を縮小して2診から1診ということで内科医1名で外来を行っているという状況です。1名はこの状況ですから、例えば医師も下手したら感染するかもしれないということで、医師1名についてはスタンバイして万一のために待機している形をとっています。ですから、医師1名が感染しても休診にならないような体制を取っています。それから、検査キットなどは今、テレビや紙上等々で言われていますが、実際のところ、きのうの確認では、各検査施設などにはまだ行き渡ってないような状況ですので、これから指定病院と言われる病院で検査ができてくるのかということですので、現在の対策としてはもう予防しかないので、完全に疑わしい人については、病院の入口に入った段階から完全に分けて診察するという形をとっています。そして当院では、昨年に土足化にしたことで余剰のスペースができましたので、そこに陰圧の診察室を設置しています。そこで、まず疑いのある方については詳しい問診票を作って答えてもらい、熱発や咳が出る、急性上気道炎の症状があればそこで振り分けて陰圧の診察室に入ってもらおうと。入口から入った瞬間からも完全に分けてという形で予防しています。それから病棟については、完全に面会中止ということで、入院患者の御家族には全て電話をして、しばらくの間面会を控えてくださいという対応を取って、完全に院内の感染を防ぐということでやっています。あと、職員については完全にマスク着用、手指の消毒、もし疑わしい患者に対して接触しなければならないところについては、防護服とゴーグルの着用という形で院内での情報共有をしています。それから当面の対策としては、現在できるものはそこぐらいかなということで考えています。常時、保健所と医師とは、疑わしい場合については電話等で連絡し、常に指示をもらっていますので、万一の時にも迅速な対応ができると思います。それから、新年度についての予算ですが、特にその新型コロナウイルスに対しての予算は取っていませんが、いろいろ今回組まれている予算の中でも、例えば何か買うということ

であれば、それから備品が必要であれば予算を取っていますので、その中で運用させていただければということで考えています。今現在、コロナウイルス対策のピークは4月から5月ということで報道されていますので、新年度に入ってすぐですが、今の対策を継続して院内感染を防ぐと。それからもし、患者が出た場合につきも迅速な対応をしていくということで、職員の意識統一はできていますので、安心して受診していただきたいと思います。以上です。

菅原委員 訪問と在宅診療の違いはよくわかりました。ありがとうございます。それに関連しますが、23ページの訪問診療用車両ですが、24時間ということで先生が運転されるのか、それともそこに常駐している警備員さんとかがいっぱいいますよね。看護師さんとかいろいろいらっしゃいますけど、どなたが運転するのかを1点関連でお伺いしたいと思います。

それと先ほどいろいろと説明いただいたのはわかりましたが、1点、保健福祉課との連携についてお伺いをして答えがなかったように思いますので、それを1点お伺いします。

それと南幌町に働きに来ている方々ですが、ちょっと喉が痛いということで、町立病院ではないですが、札幌に住んでいる方なので、札幌の病院に行ったんですけど、なかなか保健所にも行けなかったという話を聞いたんですよ。それで、南幌町の場合、喉が痛いとかいった場合、どちらの病院を紹介していただけるのか。以前、テレビで帰国者支援センターというところを教えているというのをテレビでありましたが、南幌町の場合はどうなっているのでしょうかをお伺いします。

病院事務長 まず1点目の運転手の件ですが、こちらは24時間対応で、医師もしくは付き添いの看護師が運転します。鍵は常に取り出せるところに保管して、そこから車両に乗っていただくと。今回購入する車両は、普通車両でなく福祉車両を購入しますので、例えば、今現在は緊急性の要するものについては救急隊を要請しているという形ですが、訪問診療の中でそこまで緊急ではない患者さんが結構多いですが、入院して検査が必要だという方もおりますので、今回購入する車両については、車椅子もストレッチャーも載せられる車両がございしますので、そちらを購入して緊急性のない患者さんについては、24時間その車で病院に搬入ができるということになりますので、より在宅での安心性が高まるということになりますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の保健福祉課との連携ですが、こちらも随時24時間の看取りや在宅訪問診療を実施することについては打ち合わせしています。それから、当然保健師からの情報も必要ですので、年に何回か医療・福祉・介護連携会議を行い、その中で情報をやり取りしながら、随時連携しています。もし何かあればすぐに連絡をして、町の保健師に情報提供をしていただくという形もとっていますので、そこは安心していただいて結構だと思います。

あと、ステーションの関係は先ほど主幹からも説明しましたが、おそらく言われているのが、行政で作ってる医療介護のステーション、ミックスの形のステーションを言われているかと思うんですけど、確かに行政で作ってるところもありますが、うちのほうは町内に民間の24時間訪問看護ステーションがあり、そちらを活用させてい

たきます。他の町村については、民間のステーションがないので、財団で作っている訪問看護ステーションを活用しているということですが、本町には民間の訪問ステーションがあるので、そちらを活用すると。あと、その訪問ステーションの看護師が行けない場合は、当院で対応できれば当院の看護師も24時間付いていくような対応もこれから考えていきたいということを考えています。

あと、喉が痛くて保健所のほうになかなか行けなかったということですが、確かに現在そういった状況があります。まず、ドクターから保健所のほうへ疑わしい患者がいるということで連絡しても、まずテレビ報道でされているように、まず37.5℃以上の熱4日以上続いているとか、持病がある方については2日以上続いているとか、今言われている喉の痛みや咳があるとか、そういった症状が全部当てはまらないと、その次の病院や検査に進んでいけないというのが現状です。ですから、当院としても随時、喉が痛いとか咳が出るという方で疑わしい方についてはCTを撮って、肺炎の所見が無いかというのは見ていますが、たいがいそこまで全部がクリアする要件になる患者さんが今のところは出ていません。ですから、保健所へ引き続いた患者もいないということになります。ただ、現状としては、その保健所が扱う案件としては条件がいろいろありますから、そこまでいかないと保健所としては次の段階に移らないというのが現状です。ただ、当院として疑わしい患者については、PCR検査はできませんけど、その他の検査、胸部のX線の写真や、CPR検査とか炎症度などの検査は随時行っていますので、疑わしい患者については、それなりの検査を実施して入院になるか、入院してとりあえずは一般的な感染予防の隔離をするか、その辺を見極めて対応しています。以上です。

本間委員長 ほかにありませんか。

熊木委員 1点だけ伺います。先ほどの説明で、今回は80床で予算計上していますよね。それで先ほども説明がありましたが、60床に切りかえていって、来年1月に地域包括ケア病棟にするという説明でしたが、住民の方で不安に思っているのは、今、療養病床に入っている方がそのまま地域包括ケア病棟に移って、そのまま長期入院という形になっていくのか、例えばその3カ月ごとにいろいろ問診とかで退院を促したりとかということにつながっていくのかということ、ちょっと不安の声が聞かれますが、その辺についてちょっと教えてください。

病院事務担当主幹 令和2年度のスケジュールは先ほど申し上げたとおりで、4月からは80床で行きますが、8月をめどに60床に移行します。一般病棟60床の段階ですが、この段階でも一般的な入院、今の療養病棟にいらっしゃる方を一定以上存続するという過程の中で、90日以上のお患者さんについては、今の療養2よりも単価の高い療養1が算定できるということから、60床にしてもうちの病院として影響はないと。患者様にもずっと居ていただいて問題はないという判断です。さらに、地域包括ケア病棟に移行しますが、病棟の基本的な考え方としては、自宅への退院を支援する病院ですが、そのため基本的に60日までが算定点数の高いお金が入ってきますが、昨年の12月19日のシミュレーションでお示ししたとおり、当院では、包括ケア3についても包括ケア1についても、通常の診療報酬から一定以上長い方、今の療養にいらっしゃる方がいることを前提として、10月のシミュレーションで計算して

単価を下げて、予算計上やシミュレーションをしておりますので、60日以上いらっしゃってもうちの病院に居てもらうことには問題はないという考え方のもと、予算を作っております。ですので、今までとおり、事情があって他院へ移れないとか自宅へ帰れない患者については、居ていただいて構わないという考え方です。

熊木委員 その場合、60床のうちに何床を今までの療養というふうに総数を決めるのかどうか、そこちょっと伺います。

病院事務長 大変、そこを皆さん心配して、いろいろ声も聞かれているところです。例えば、地域包括ケア病棟を入れると、長く入院してる人が出されるのではないとか、そういう心配は非常に聞こえてきます。そういうことは絶対ありません。それで、今の御質問のとおり60床のうち、長い方を何床ぐらい見るんですかという質問だと思いますが、それはうちでは設定していません。だから、場合によってたくさん出ることもあります。だけど、こういう地域の病院ですから、そこは60日経ったから出てくださいといういは考えていませんので、これは今までどおり地域で病院が治せるのであれば、治るまで居ていただいて結構です。ただ、そういう意味もあって、この地域包括ケア病棟というのはケア1からケア3というのが設定されていますから、ただ、もらえるお金が少なくなるだけで、それでも今の一般療養でやっている単価よりは高いですから、それで今回はその1番低い単価で計算してますから、そこはもう今までどおり療養病棟に入っている方々と同じように長く居ていただいても全然問題ないです。その辺は心配していただかなくても結構だと思いますので、安心していただきたいと思います。以上です。

熊木委員 今事務長の答弁を聞いて安心したんですけれども、病院だよりとかホームページとかでやっぱりそういう不安の声に対して、適時乗せてくという形をぜひお願いしたいと思います。要望です。

本間委員長 ほかにありませんか。

川幡委員 訪問診療をした場合と、患者さんが直接病院に行った場合で、単価的にはどのように違うのですか。

病院事務担当主幹 訪問診療の考え方ですが、基本的に自分の足で来られる方については、病院に来て診療をしていただくのが基本です。そうはいかない方も大勢いらっしゃいますので、その際には訪問診療というお話をさせていただきます。今の国の動きは、そういう訪問診療、在宅診療へ手厚くなっておりまして、在宅へ定期的に訪問する先生や病院については、管理料とかそういう諸々が付いて1回の単価で比べると、来てもらうよりも在宅訪問したほうが収益は高いということです。

川幡委員 個人負担はどうなるのか。

病院事務担当主幹 個人負担ですが、当然、後期高齢者の方でございましたら1割とか、その他の方については2割、3割相当が自己負担になりますので、病院の収益が上がるということは、個人負担もそれなりに上がるということです。

病院事務長 今の件でちょっと補足をします。訪問診療と外来診療でどのぐらい違うのか、そんなに大きく変わりはありません。その1割ですから、そして誰でも彼でも訪問診療をふやしていくかといったら、そうではありません。まずドクターが診察をして判断しますから、当然今言ったように、自分の足で歩ける方については外来

に来てくださいと。結局、歩くということが介護予防にもなりますから、どなたでも訪問に行きますということはある程度の要件がありますのでできません。通院できない方という大前提がありますので、そこは安易に訪問というのはできない形になっていますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

本間委員長 ほかにございませんか。なければ、質疑を終結よろしいでしょうか。
(はいの声)

説明員が退席いたしますので暫時休憩といたします。

(午前10時18分)

(午前10時19分)

本間委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、理事者に対する総括質疑について議事に入ります。9日から本日までの3日間に渡り、各説明員からの説明により令和2年度一般会計ほか6特別会計予算並びに関連3議案の審査を行ってきたところです。会計ごとの審査が終了いたしましたので、これより理事者に対する総括質疑についてお諮りいたします。初めに3日間の質疑の状況を事務局長が記録していますので、その中で説明員の答弁漏れなどについて確認いたします。

事務局長 まず、総体の質問件数ですが、今回は延べ40人、項目は82件ということで、去年に比べると延べ人数は若干少ないかと、件数も若干少ないということで、事前に質問の集約がありまして、ご協力いただいた点かと思っています。答弁漏れ等については、その場で即答できない部分もありましたが、会期中の時間終了後等にそれぞれ回答していたものと考えておりますので、答弁漏れ、質問に合わないような回答で終わったものはないというふうに感じております。よって、答弁漏れは特になかったものと考えます。

本間委員長 局長報告のとおりと考えますが、特に理事者に質問すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。(なしの声)

質疑はなしということによろしいでしょうか。それはなしと認めますので、理事者に対する総括質疑は行わないことに決定をいたしました。

次に予算審査特別委員会としての意見について、特に付すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。(なしの声)

意見は付さないということの報告で御異議ありませんか。(なしの声)

御異議なしと認めます。よって意見は付さないことと決定をいたしました。

それでは、お諮りいたします。本特別委員会に付託されました議案第10号から議案第19号までの10議案の審査は終了いたしましたので、10議案について一括採決をいたします。採決は起立採決を行います。

議案第10号 職員定数条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 令和2年度南幌町一般会計予算

議案第14号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第15号 令和2年度南幌町病院事業会計予算
議案第16号 令和2年度南幌町下水道事業特別会計予算
議案第17号 令和2年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
議案第18号 令和2年度南幌町介護保険特別会計予算
議案第19号 令和2年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上10議案について、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成8名 反対1名)

お座り下さい。起立多数であります。よって本10議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ただいまの採決のとおり、本委員会に審査付託された10議案については、会議規則第77条の規定により、本日付けをもって賛成多数により可決すべきものとして、議長に報告書を提出いたします。

その他で皆さんから何か今までのことでご質問はありませんか。(なしの声)。

以上で、予算審査特別委員会の議事全てを終了いたしました。本日まで3日間の委員各位のご協力を本当にありがとうございました。ただいまをもって予算審査特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時37分)